

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和5年12月 8日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和5年12月 8日
- 2．閉 会 令和5年12月14日
- 3．会 期 7日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	紫 藤 真理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和5年12月8日（金）……5～23頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査中間報告日
- 日程第5 所管事務調査実施報告日程
- 第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

令和5年12月11日（月）……25～75頁

- 日程第1 一般質問（紫藤真理子、仲川久人、長谷川正、上野恵美子、荒海正人）

令和5年12月12日（火）…77～102頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、秦貞継）

令和5年12月13日（水）……103～158頁

- 日程第1 一般質問（猪俣常三、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第8 議案第7号 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第9 議案第8号 令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第9号 令和5年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第11 議案第10号 令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第11号 令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）

令和5年12月14日（木）……159～193頁

- 日程第1 議案第12号 町道久良谷線道路災害復旧工事(4災第1083号)請負契約の変更契約について
- 日程第2 議案第13号 財産の取得について（医用画像情報システム）

日程第 3	議案第14号	町道の認定について
日程第 4	議案第15号	町道の廃止について
日程第 5	議案第16号	西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について
日程第 6	提案理由の説明	
日程第 7	議案第17号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第18号	議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第19号	西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第20号	令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）
日程第11	議案第21号	財産の取得について（電子カルテシステム）
日程第12	議会案第 1 号	西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
日程第13	議員派遣について	
日程第14	常任委員会の継続調査申出について	
日程第15	議会運営委員会の継続調査申出について	
日程第16	議会活性化特別委員会の継続調査申出について	

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

令和5年12月8日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時33分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和５年第７回議会定例会議事日程（第１号）

令和５年１２月８日 午前１０時開議

開 会

開 議

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議長諸報告

日程第４ 所管事務調査中間報告

日程第５ 所管事務調査実施報告

日程第６ 付議事件名報告

日程第７ 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和5年第7回西会津町議会定例会を開会します。（10時00分）

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される所議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり16件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願および陳情はございませんでしたが、障害者より3件の陳情が提出されておりますので、議員の皆様にお配りしております。

本定例会の一般質問の通告は9議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

例月出納検査結果につきましては、監査委員から提出があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため町長、教育長に出席を求めました。なお本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番上野恵美子君、9番三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って会期は、本日から12月14日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査中間報告を議題とします。

総務常任委員から調査中の事件について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会からの申し出のとおり中間報告を受けることに決定しました。

総務常任委員会委員長の発言を許します。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会所管事務調査中間報告について申し上げます。お手元の所管事務調査中間報告書にしたがって御報告させていただきます。

所管事務調査中間報告書。

本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施しましたので、会議規則第 45 条第 2 項の規定により中間報告をいたします。

1、調査期間。令和 5 年 11 月 7 から 9 日に実施しました。

2、調査地及び調査事項。宮崎県日南市においては、子育て支援等の取組みについてと自治体 D X の取組みについて。鹿児島県肝付町においては、自治体 D X の取組みについて、鹿児島県鹿屋市においては子育て支援等の取組みについてと地域再生の取組みについて調査を実施しました。

3、調査結果につきましては、別紙のとおり御報告いたします。

それでは、次のページを御覧ください。

宮崎県日南市及び鹿児島県肝付町の自治体 D X の取組みについて。

1、調査の目的。新型コロナウイルス感染症による社会変化によって様々な分野でのデジタル変革が進められています。本町においても令和 3 年 3 月にデジタル戦略が策定され、町民生活の利便性向上、行政サービスの向上、移住定住の促進等を目指しているところでもあります。町でも社会変化への対応として、さらなる戦略推進が求められることから調査を実施しました。

2、視察自治体(団体)概要につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要。(1) 日南市におきましては、油津商店街再生に関する事業を視察しました。人口動態分析をもとにした商店街再生が行われており、若者が働きたくなる仕事を追求した結果、I T 企業をはじめとした企業誘致が行われていました。事業運営には、マーケティング専門官をはじめとする外部人材の登用や民間企業との連携による施設整備、運営が行われ 4 年間で 29 店舗の新規テナントが誘致されていました。

次のページを御覧ください。

(2) 肝付町におきましては、フル G o o g l e ソリューションの全庁導入に関する事業を視察しました。職員の人手不足と職員が扱う情報量が増加したことにより、庁舎内の I T インフラ整備の必要性が生まれたことをきっかけに G o o g l e ソリューションシステムの導入がされていました。セキュリティー対策として、国のガイドラインを参考に無

害化を実現し、またシステムのフルクラウド化により職員が地域へ出ていけるテレワーク環境が整備されていました。導入後も地域包括支援センター事業等で生かされ、今後も各種事業におけるシステム活用が検討されているところでもありました。

4、調査内容。日南市におきましては、官民連携による政策展開、外部人材の登用や民間企業との連携、企業誘致の取組み、地域人材の育成、地域住民への周知、理解醸成について調査いたしました。肝付町におきましては、フルGoogleソリューションの全庁導入に関する事業、導入による職員の働き方改革と各事業等への効果について調査を実施いたしました。

5、まとめ。日南市、肝付町それぞれ、デジタルは手段であり目的ではないという考えのもと、自治体にあった政策が実施されておりました。本町におきましても町民の利便性の向上、行政サービスの向上、移住定住の促進等の目的に向け、デジタル戦略による様々な事業が実施されているところであります。今後、さらなる戦略の進展に期待したいところでもあります。

視察によるまとめについては以下のとおりであります。

一つ目、人口ビジョンに基づく政策展開。日南市では、人口動態分析を基にした企業誘致の取組みによって商店街再生が行われておりました。本町におきましては、町総合計画をはじめ、人口ビジョンが示されていることから、人口ビジョン等に基づく正確な課題設定を行った上で今後の戦略の見直し、事業運営、評価検証を図っていただきたいところであります。

次のページを御覧ください。

二つ目、外部人材の有効活用並びに職員の人材育成。企業が移転し定着するためには、地域内外の調整や経営支援等を行える人材が必要であります。日南市では、マーケティング専門官をはじめ外部人材の登用を通じて事業運営がされておりました。本町におきましてもデジタル戦略において企業移住の取組みがされ、デジタル最高責任者CDO等をはじめ、実務経験者が各種調整にあたっているところでもあります。今後、事業の進展を図る上では、さらなる人材確保が必要になること、また町政の将来を見通すならば、職員の人材育成にも重点を置く必要があると考えます。

三つ目、町民本位による行政の働き方改革。肝付町では、住民生活を中心にした職員の働き方改革が行われており、テレワーク推進基盤の構築に向けた取組みが行われていました。環境整備においては、Googleソリューションシステムの導入やスキル向上のための職員研修等が行われておりました。また、テレワークでの働き方が可能になることで職員の人的配置を集約から分散へ変えることができておりました。本町におきましても職員のテレワークが実験的に取り入れられていることから、今後よりきめ細かな行政サービスが提供できる環境づくりを推進していただきたいと考えます。

四つ目、ゼロトラストモデルの調査検討。テレワーク推進にあたっては、庁内システムの再構築が必要であります。肝付町では、Googleソリューションシステムが導入されたことにより、ゼロトラストモデルが組み込まれておりました。ゼロトラストモデルとは、すべてのアクセス、デバイス、ユーザーを監視制御する仕組みであり、よりセキュリティー機能の向上が図られ、さらに防災的な視点でも有効であると考えております。本町にお

きましてもゼロトラストモデルの導入に向けた調査検討が必要と考えます。

五つ目、先進自治体との連携。肝付町をはじめとするDX先進地とは、本町も関わりが兼ねてからあることから、引き続き情報共有等の連携を深めていただきたいと考えます。

六つ目、デジタル戦略の理念の共有。デジタル戦略推進にあたっては、町民の理解が求められる一方で事業の進展によって理解が深まることも考えられることから、引き続きの戦略の推進と町民への理解を深める努力を継続していただきたいと考えます。

次のページを御覧ください。

宮崎県日南市及び鹿児島県鹿屋市の子育て支援等の取組みについて御報告いたします。

1、調査の目的。人口減少や少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの変化等によって子育てを取り巻く環境が大きく変化しているところであります。それぞれの実情に合わせた出会いから結婚、出産、子育て、教育まで切れ目のない支援が求められる中で、家庭やコミュニティ形成等も含む地域間の交流、障害児への対応、保護者教育の重要性など今後の環境整備や体制強化等を検討する必要があると考えることから調査を実施しました。

2、視察自治体概要につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要。日南市におきましては子育て支援センターことことを視察しました。乳幼児から幼少期が遊べる室内遊び場であり、木質玩具をそろえるなど木のぬくもりを感じられる空間整備がされていました。施設スタッフのほかに保健師や栄養士、助産師などの相談が定期的に行われており、生後3か月から就学前の乳幼児の一時預かり、絵本の読み聞かせや育児に関する情報講座など各種イベントが開催されている施設でありました。

鹿屋市におきましては、子育て支援に関する計画並びに事業について視察をいたしました。出会いから結婚、妊娠、出産、育児、教育まで一貫した考え方のもと政策が実施されておりました。人口減少ビジョン等で独自の目標を掲げており、子育て支援センターの設置や産前産後ケアの充実、屋内遊び場「あそVIVA!かのや」をはじめとする乳幼児期の遊び場の運営、育児相談を受け付ける「つどいの広場」等の事業展開がされておりました。

4、調査内容。日南市子育て支援センターことことでは、子育て支援センターで実施する事業内容、気軽に立ち寄れる空間づくり・機会づくり、他拠点等との連携について調査を実施しました。鹿屋市の子育て支援に関する計画並びに事業につきましては、子育て支援に対する市としての考え方、主な子育て支援政策と具体的な実績・効果、施設見学としてはあそVIVA!かのやを調査しました。

5、まとめ。日南市、鹿屋市での子育て支援の特徴は、子育て世代の生活やニーズを的確に把握して寄り添っているところにありました。本町におきましても来年度に子ども・子育て支援事業計画策定に向けた調査等が進められていることから、さらなる子育て支援の充実に期待したいところであります。

視察によるまとめについては、以下のとおりでございます。

一つ目、地域で子供を育てる環境づくり。子育て支援センターことことは、油津商店街再生プロジェクトの一環から始まった事業であります。子育て世代の抱える問題に寄り添い、地域で子育てをしようとする環境づくりが特徴でありました。設計段階から保育士をはじめ、関係者が多数参加しておりました。

次のページを御覧ください。

また職員が自ら提案し、土日も開所されていたり、水曜日のみの休館となっております。また午後9時まで行われている一時預かりのサービスなど施設運営における本気度が伺えました。本町におきましても、来年度、第三期西会津町子ども・子育て支援計画が策定されることから、子育て支援に対する考え方等について参考にしていただきたいと考えます。

二つ目、木育による子育て環境。子育て支援センターことこの施設内は、地域の特産である飫肥杉をふんだんに使用した遊技場や玩具がありました。施設名にもなっています、ことこのには、木と子とという意味合いがあり、木と共に生きる市としての考え方が表されている施設となっております。本町においても、こゆりこども園で町内の木材を活用し施設整備がされていることやキッズランド芝草で木質玩具など一部整備されていることなどから、今後の木育環境整備についての取組みに期待するところであります。

三つ目、子育て支援に対して2割を超える予算措置がされていきました。鹿屋市における総歳出額に占める子育て・教育予算の割合が、毎年2割を超え計上されていきました。そのため多様な子育て支援に充当することができていることもあり、市民の子育てに対する満足度が75%を超える数値でもありました。本町におきましても予算配分のバランス等、子育て・教育政策のさらなる深化を期待しているところであります。

四つ目、きめ細やかな子育て支援。鹿屋市では、子ども・子育て支援事業計画の基本理念として、子どもの貧困対策が掲げられておりました。民間による児童発達支援事業所が25か所整備されていることや、ひとり親の就労資格取得のための支援等がありました。また病児保育におきましては、私立小児クリニックに委託をして受け入れを行っておりました。本町における子育て支援政策においても、さらなる事業展開を期待するものであります。

次のページを御覧ください。

鹿児島県鹿屋市柳谷町内会の地域再生の取組みについて、御報告いたします。

1、調査の目的。本町におきましても高齢化率が50%を超える自治区が、計59自治区ある中で、集落支援の重要性が増しているところであります。これまで各集落の実情をくみ取りながら、集落に合わせた支援を実施してきたところでありますが、今後の深刻化する状況を捉え、さらなる事業の進展と体制強化が求められることから調査を実施しました。

2、視察団体の概要につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要。鹿屋市における柳谷町内会、通称やねだん集落の取組みを視察しました。町内会組織による住民一体の地域づくりが実現されておりました。行政に頼らない「むら」づくりを理念に、土着菌を活用した畜産環境の改善やサツマイモの生産、オリジナル焼酎開発など、集落の独自財源を生み出す取組みが実施されておりました。また地域外からの人材を呼び込むために、空き家を改修した集落による宿泊施設、迎賓館を整備し、近年では地域づくりリーダー育成のため、やねだん故郷創世塾を立ち上げ、他地域の地域再生にも貢献している集落でした。

4、調査内容。（1）鹿屋市柳谷町内会について。行政に頼らない「むら」づくりの取組み、自主財源の確保に向けた取組み、関係人口の創造と地域の理解醸成、運営組織と役割

分担について調査と行いました。

次のページを御覧ください。

5、まとめ。やねだん集落はかつて人口減少と高齢化が進み、また農家の後継者不足等による農地の荒廃、空き家が増加している集落でした。取組みを行うにあたり、地域の生活機能を維持するために、自分たちの問題を自分たちの発想で解決していく住民自治の考え方が浸透しておりました。本町におきましては、地区等の行政依存が強い状況にあり、今後の取組みとして、住民自治に対する指導と意識改革・環境の整備に期待したいところであります。

視察によるまとめにおきましては、以下のとおりであります。

一つ目、当初の取組みから継続されているものとして、集落の人口分布図が年ごとに更新され、公民館に掲示されておりました。集落の人口分布を見える化することで、課題認識と危機意識の共有を図っておりました。本町におきましても地区内の人口動態調査等を取りまとめ、町総合計画等にも反映されていることから、より一層の共通認識づくりが必要と考えます。

二つ目、自主財源の確保への取組みとして、サツマイモ栽培をはじめ、焼酎づくり、土着菌による飼料や肥料の生産がされておりました。ボランティアによる人員確保や地域ブランドを確立し付加価値を高め、生産性を高めていました。本町における集落再生の方法としても学ぶべき点があると考えます。また自主財源の使途につきましても、青少年対策、高齢者福祉対策、環境整備への対応をすることとなっており、住民全員の協議により決定されているとのことでした。補助金等をできる限り活用せず、自立した集落運営を目指す一方で、集落在住の市職員が、集落運営の事務処理等に関わるサポートを受ける体制を確立されておりました。そのあとに市内全自治会に担当職員を配置するなどの取組みに発展していったということでした。本町におきましても、集落支援員や地域おこし協力隊等を配置することで、補助金ではなく人的支援として実施している点も挙げられます。地域にあった形での町の支援を期待いたします。

三つ目、地域活性化のポイントとして文化の向上と地域の教育力向上が挙げられます。やねだん集落では空き家を改修し迎賓館として芸術家等の移住につなげているほか、基礎学力向上のため、集落で運営する塾であります寺子屋を開設するなどの取組みがされておりました。本町におきましても、集落支援施設、結の運営などに生かせるものと考えております。

四つ目、リーダーが変われば地域が変わるをモットーに、地域再生のリーダー育成塾やねだん故郷創世塾を開催し、文章力・創造力・思考力・取材力・プレゼン力、人間力を培い、組織運営の方法など、政策をつくり実行できるリーダーを育成が行われておりました。本町におきましても、リーダー育成など人材育成に力を入れていただきたいと考えます。

以上が所管事務調査中間報告書の内容となります。

これで総務常任委員会所管事務調査中間報告について御報告をさせていただきました。

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査中間報告を終わります。

日程第 5、所管事務調査実施報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 経済常任委員長の三留正義です。

所管事務調査実施報告ということで、本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施いたしましたので、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告いたします。

1 番、調査期間。令和 5 年 10 月 11 日水曜日から、13 日金曜日まで。

2 番、調査地及び調査事項。(1) 石川県中能登町、再生可能エネルギーについて。(2) 群馬県川場村、関係人口の拡大について、(3) 福島県昭和村、移住・定住施策について。

3 番、調査結果。別紙のとおり。

それでは、別紙のほうで再生可能エネルギーについてということで、経済常任委員会は、所管する事業のうち、再生可能エネルギー事業のバイオマスメタン発酵施設について石川県中能登町における取組みを調査・視察を行った。

1 番、目的。バイオマスメタン発酵施設による再生可能エネルギーの導入について、先進的な取組みを行っている事例を調査し、本町における今後の施策の推進に資する。また、発酵施設により生産した肥料を供給する体制の整備についても、先進事例を調査することにより、本町における農業政策の推進に参考とする。

2 番、自治体の概要といたしましては、記載のとおりです。

3 番の視察内容。(1) 中能登町バイオマス発酵事業として、平成 24 年度に七尾鹿島広域圏事務組合の解散により、処理施設を新たに建設した。従来型の処理施設にするのかバイオマス施設にするのか協議を重ねていた際に、石川県でメタン発酵システムの研究・開発を行うことになり、中能登町で実証実験を開始した。1 年間の実証実験の結果、安定したガスの発生を確認できたことから正式にバイオマスメタン発酵事業を導入した。建設費用は 10 億円で国内メーカーの機材を利用している。建設費の全額、国と県の補助で賄っているとのことでありました。

次に(2) 中能登町が導入したバイオマスメタン発酵システムについて。下水等の汚泥からメタンガスを発生させ発電と熱利用を行う。最終的に残る残渣は普通肥料として生成している。中能登町の施設ではメタンガスの発生までを行い、発電は民間企業で実施しておりました。

(3) メタン発酵残渣について。メタン発酵後に残る残渣は普通肥料として生成し、なかのバイオの恵として 10 キロ袋に詰め町民へ無料配布している。なお、平成 30 年 1 月 16 日に普通肥料として登録しています。現在肥料は主に家庭菜園に使われているとのこと、今後専業農家への利用促進を進めている。

(4) 施設の処理能力については記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

4 番、まとめとして、中能登町では、国が推進する SDGs に沿うかたちで再生可能エネルギー事業に取組み、自然エネルギーを積極的に利用していくという観点から、非常に優れた取組みであると感じた。中能登町の施設を調査できたことは、本町における再生可

能エネルギーへの取組みを推進させるために大変参考となるものであった。しかし、同様の施設を本町で利用するには燃料（し尿・下水汚泥）不足の問題があるため、本町での運用が難しいと思われます。

今後、国は再生可能エネルギー事業に対して、自治体の推進が望まれていることから、中能登町だけでなく、他の自治体の先進事業を幾つか視察し、本町に適した事業の模索が必要と考える。また、再生可能エネルギー事業の推進は自治体単独では難しく、企業・大学（研究機関など）・行政が一体となる産学官連携が求められると感じました。

続きまして、関係人口拡大につきまして御報告申し上げます。

経済常任委員会は、所管する事業のうち、地域活性化の発信拠点である道の駅の交流人口拡大のため、群馬県川場村にある道の駅川場田園プラザの取組みの調査・視察を行った。

1 番、目的。道の駅で利用者満足ランキング 2 年間連続 1 位の道の駅川場田園プラザを視察し、本町の関係人口拡大の参考とする。

2 番、施設の概要については記載のとおりであります。

3 番、視察内容。（1）株式会社田園プラザ川場の経営状況。発足当初は、指定管理団体で経営状況は赤字経営となっており、川場村から補填が行われていた。その後、村内の酒造会社の社長が、田園プラザ川場の社長に就任し、様々な事業展開をし、昨年の来場者数は 250 万人、年間売り上げ 25 億円となり、来場者の 7 割がリピーターとなっており、令和 4 年、令和 5 年と 2 年連続で満足度の高い道の駅全国 1 位となったところであります。

（2）従業員の社員教育ということで御報告します。仕事の進め方についてのヒアリングをした上で、仕事に対するベクトル、頑張っていく方向性を一つにそろえ、みんなで取り組む、田園プラザの仕事だという意識をもたせ、①お客様目線、②農家生産者様目線、③納入事業者様目線という三つの目線を大切にしているということでありました。また、サービスの向上や従業員の意識改革のため、ディズニーランド研修などを行っているとのことでありました。

4 番、まとめ。道の駅川場田園プラザへ視察した結果、関係人口拡大のためには、宣伝力も大事だが、昨今の情報化社会などにおいては、SNS などによって簡単に情報が拡散することから、リピーターの獲得が重要ということがよく分かった。本町の観光業においてもリピーターの獲得に向けた事業展開を模索する必要があると考えます。

また川場村は、首都圏から車で 2 時間程度の距離となっており、首都圏からの来場者が大変多い。本町も新潟県から福島県への玄関口であることから、十分に参考になるものが多く、本町の観光業に携わる者の研修先としても効果があると思われる。

続きまして、移住・定住施策について。

所管する事務・事業のうち、移住・定住に関わる施策について福島県昭和村における取組みを調査・視察しました。

1 番、目的。人口減少による地域の維持・活性化に関する諸問題への解決策の一つとして、移住・定住の取組みが展開されている。町の移住・定住施策に役立てるため、伝統文化や特産品を生かして移住者を招き入れ、定住につなげている自治体を視察しました。

2 番、自治体の概要。自治体の概要につきましては記載のとおりであります。

3 番、視察内容からお話ししたいと思います。

(1)からむし織体験生制度(織姫・彦星)ということで、平成6年から始まったからむし織を一から体験する制度で、今年で30回目となる。これまで125人が1年間の研修を終え、3割が村に定住し村民として生活しているとのことでありました。

(2)カスミソウ新規就農者支援制度。これは平成15年から始まった新規就農者支援制度であり、これまで40人ほどが研修を終え、ほとんどが離農せず村に定住しているとのことでありました。

(3)空き家対策事業としては記載のとおりであります。後段2行にありますように、所有者は売買を希望するが、移住希望者は賃貸を希望する場合が多く、ギャップが発生している。また、改修が必要な物件も多いということで説明がありましたので、下のほうに、ここに記載しておきました。その中で②空き家改修援助金制度といたしまして、対象は空き家バンク住宅の所有者または利用者、支給金額は改修に要する経費の150万円を限度として、その3分の2の上限、上限としては100万円。③空き家コンシェルジュ事業。事業内容、各地区で自発的に移住者サポートなどを行っていた地元住民の3名を、空き家コンシェルジュに任命。空き家関係の情報収集と、移住者と地域の橋渡し役として移住者をサポートしていました。非常に重要な部分だと感じました。④移住定住促進空き家活用事業。事業内容としまして、村が空き家を10年間借り上げ、改修後村営の賃貸住宅として転貸する。令和5年度は1棟を改修し、入居者募集を行う予定である。令和6年以降は移住者の動向を勘案しながら実施棟数を検討するとのことでありました。事業目的としましては、記載のとおりであります。

4番、まとめといたしまして、昭和村は伝統文化や特産品を生かして、特に若者や子育て世代の移住・定住を増やしている。子育て世代が昭和村を移住先に選ぶ要因の一つは、カスミソウ栽培が、生業となる産業に成長していることがあると考える。西会津町においてもさらなる子育て世代の移住促進を目指すため、なりわいの充実を図ることが今後の課題であるとする。

以上であります。報告を終わります。

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　おはようございます。

本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にも関わらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正、令和5年度補正予算案など町政

が当面する重要な議案 16 件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

初めに、令和 5 年 6 月 28 日に発生した豪雨による農地・農業用施設災害の復旧状況について申し上げます。

町では災害発生後、速やかに災害復旧工事に係る測量設計業務を発注し、国の災害査定に備え準備を進めてまいりました。その後、9 月 25 日に実施された国の災害査定を経て、入札・契約等の事務手続きを終了したところであります。また、被災箇所は尾野本小島南地区の水田及び排水路、新郷笹川平地区の用水路であります。両箇所共に来春の営農活動に支障が生じないよう、請負業者の協力を頂きながら早期の復旧を目指してまいる考えであります。

次に、一般財団法人西会津町農業公社の設立について申し上げます。

町では本年 3 月に策定した農業公社設立基本計画に基づき、設立準備を進めるため、仮称であります西会津町農業公社設立準備委員会を設置し、六度の会議を開催したほか、準備委員会委員の中から選任した発起人による発起人会を五度開催するとともに、自治区集会所等に出向いての農業公社設立及び農地保全意向調査のための説明会を開催し、この間、定款の案や事業内容等について検討を重ねてまいりました。その後、8 月 28 日には公証役場での定款の認証を受け、9 月 15 日に設立登記申請が完了し、10 月 1 日より西会津町農業公社は業務を開始いたしました。

また、去る 10 月 21 日には西会津町農業公社設立記念式典が野沢体育館において開催されました。農業公社の設立に御指導、御支援を賜りました関係各位、町議会議員各位並びに町民の皆さんに衷心より御礼を申し上げます。

町といたしましては、農業公社をはじめ、地域の担い手の皆さんと連携し、安心して農業に取り組めるよう持続可能な町農業の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、特定地域づくり事業協同組合の創立について、申し上げます。

去る 10 月 4 日に、町内の七事業者が組合員となり協同組合マルチワークスにしあいつの創立総会が開催されたところであります。現在、県から協同組合設立の認可を頂いており、今後は法人登記や派遣事業の認可などの諸手続きを進め、併せて派遣事業の働き手となる職員の確保も進めているところであり、できるだけ早期に事業開始できるよう鋭意準備を進めてまいりますので御理解願います。

次に、首都圏連携企業との関係構築共創事業について申し上げます。

本事業につきましては、町デジタル戦略の基本姿勢に掲げる官民共創の一つの取組みであり、これまでの首都圏等企業による西会津町視察交流ツアーでつながりを持った企業と継続的に関係を深め、さらなる関係人口の拡大や各分野での企業との連携、ICTを活用した雇用の創出などの実現に向け実施している事業であります。今年度の実施にあたっては継続的な取組みのほか、企業が本町に再訪するだけでなく、町が積極的に首都圏企業を訪問することで、本町を企業の実証事業のフィールドとして活用いただくなど、さらなる

関係性の構築を進めることとしており、去る 11 月 16 日に東京都内に事務所を構える大手企業を訪問し、これまで本町において取り組んできた事業の継続とさらなる関係構築に向けた P R 活動を実施してきたところであります。

町といたしましてはデジタル戦略の推進により、本町への企業活動拠点の開設や駐在員の常駐化、関係人口の拡大による新たな雇用の創出など、民間企業とのさらなる関係構築を図ってまいりますので、御理解願います。

次に、西会津お米ツアー2023 及びお米ナイト 2023 について申し上げます。

西会津お米ツアー2023 につきましては、10 月 7 日から 8 日の 2 日間、東京都内を中心にグルメ、報道、芸能などに携わる著名人 23 名を町内に招聘し、本町の誇れる地場産品を一堂に会し、この地場産品が生まれた本町の風土を体験していただくとともに、生産者や事業者等との意見交換及び商談等を行ったところであります。また、西会津お米ナイト 2023 につきましては、11 月 18 日本町の誇れる米を中心として、米の生産者や米関連の商品開発に携わった事業者、本町ゆかりのミュージシャン、さらに先般のお米ツアーに参加した食に関する業界の著名人などを招聘し、西会津町のオリジナル商品の認知度アップと商談を行うため、東京都港区南青山において P R イベントを開催したものであり、当日は一般参加者、本町からの関係者を含め合計約 120 名が参加されたところであります。

本事業は、米、ミネラル野菜、菌床キノコ、六次化商品など本町の主要農林産物等の地域ブランド化や新たな販売ルートの拡大、新たな商品開発による新産業の創出等を図ることを目的として実施したところであり、今後も地域の活性化が図られるよう充実したプロモーション活動を継続していきたいと考えておりますので御理解願います。

次に、石高プロジェクト収穫祭 i n 東京の開催について申し上げます。

今年度総務省の交付金事業により実施しております石高プロジェクトについて、町の基幹産業である稲作とブロックチェーンや N F T といった最新のデジタル技術を組み合わせ、新たな販路の拡大や交流人口、関係人口の拡大を図ることを目的に現在、実証事業に取り組んでいるところであります。

このたびお米の収穫時期も終わり、お米と交換が可能な N F T の配布に合わせて、プロジェクト参加者や S N S 交流サイト登録者と米生産農家、町関係者との交流を目的に収穫祭と題した交流イベントを、去る 11 月 19 日に東京都内で開催いたしました。当日は、首都圏をはじめとした全国各地から参加をいただき、報道機関や関係者を含めた 40 名にトークセッションのほか、西会津産米と郷土料理を堪能していただきながら、米の生産工程や集落活動、本町の様々な話題について情報を交換し交流を図ったところであります。

今回のイベントを通して、デジタル技術を活用した新たな関係人口、交流人口の拡大について、その有効性を確認できた良い機会となったところであります。

なお、今後につきましては年末にかけてお米に交換が可能な N F T により、プロジェクト参加者へ西会津産米が届けられることとなりますので御理解願います。

次に、町公式ホームページデザインのリニューアルについて申し上げます。

町の公式ホームページにつきましては、平成 22 年 10 月から運用を開始し、町政情報等の迅速かつ積極的な発信に努めてきたところであります。現在のシステムは、平成 29 年 3 月に更新したものでありますが、より見やすく分かりやすく便利なホームページにすると

ともに、日本の田舎、西会津町を印象付けるため、町の風景を表示したフロントページを新たに設けるほか、生活や観光情報等、目的の情報にたどり着きやすいデザインの構築作業を行い、去る 11 月 29 日に公開を開始したところであります。

町といたしましては、今後も引き続き利用者に迅速かつ的確な情報をきめ細かく提供するとともに、さらなる情報発信の強化、利用満足度の向上を図ってまいりますので御理解願います。

次に、西会津町雪対策基本計画第 2 期について申し上げます。

本計画につきましては、平成 28 年 12 月に策定したものであり、策定後 6 年が経過し、人口減少、高齢化の進行による雪処理の担い手の減少や、除排雪作業員の高齢化、空き家の増加など、雪に関する課題が増加、複雑化していることから、誰もが冬期間、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、現行の雪対策基本計画の見直しと新たに西会津町地域安全克雪方針を加えた西会津町雪対策基本計画第 2 期を策定したところであります。

本計画の策定にあたっては、国立大学法人福島大学人間発達文化学類の中村洋介教授に委員長とアドバイザーをお願いし、専門的な見地から指導・助言をいただいたほか、国土交通省や福島県などの関係行政機関や雪処理に携わる方、自治区長、町内関係団体代表者など、総勢 23 名により組織した雪対策基本計画等策定委員会と町職員 10 名で組織する雪対策基本計画等策定プロジェクトチームによる検討を重ね、策定作業を進めてまいりました。

今後は策定された計画に基づいて町民と行政が一体となり、雪に強い快適な生活環境づくりと災害に強い安全安心なまちづくりを推進してまいりますので御理解願います。

次に、雪害対策本部の設置について申し上げます。

これから本格的な降雪期を迎えるにあたり、去る 12 月 1 日に西会津町雪害対策本部を設置いたしました。これにより、関係機関、団体と連携を図りながら、雪害の予防、応急対応、町民への周知に努め、雪による事故や交通障害等で町民生活に支障を来さないよう、万全を期してまいりますので御理解願います。

併せて同日、除雪センターで除雪事業出動式を行い、除雪車両の点検を行うとともに安全で事故のない除雪作業を要請したところであります。

次に、今冬の除排雪対策について申し上げます。

まず、雪処理支援隊についてであります。昨年度は 9 人体制で 30 世帯の支援を実施してまいりましたが、今年度は 11 月に対象世帯を調査したところ 30 世帯となる見込みであります。なお、今年度からは町農業公社に除排雪や見守り、声掛けなど現場作業に係る業務を委託しておりますが、引き続き関係各課との連携を図り、迅速な支援体制の構築に努め、冬期間の暮らしの安心を確保してまいります。

次に、除排雪費用助成事業であります。豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、75 歳以上の高齢者世帯や障害者世帯等で自力での除排雪が困難な住民税非課税世帯を対象世帯として助成するものであります。助成額は年間 1 万円で、申請により給付券を交付するものであり、現在対象世帯へ通知し、申請の受付をしているところであります。なお、この除排雪を行う事業者につきましては、町内の事業所や個人事業主等を募集し、現在 135

件の登録をしていただいております。併せて、本事業の対象世帯以外の方で、除排雪を行う事業者を紹介してほしいとの需要もあることから、登録事業者の中で公表を承諾いただいた事業者につきましては、広報誌やホームページ、雪に関する相談窓口等を通じて周知を図ることとしておりますので御理解願います。

次に、町の除雪事業計画についてであります。去る 11 月 29 日に本年度の除雪事業計画の説明会を開催し、自治区長の皆さんに御理解と御協力をお願いしたところであります。道路除雪は、町の除雪受託組合と直営のオペレータにより、生活道路や歩道を中心に早朝の通勤、通学等に支障が出ないよう万全の体制で実施してまいります。また、狭隘な町道につきましては、地域の皆さんの協力をいただきながら町が貸し出す小型除雪機械により除排雪作業を実施していく考えでありますので御理解願います。

次に、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染症について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日に法律上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ 5 類感染症となって以降、福島県内では 8 月後半から 9 月上旬にかけて感染流行の第 9 波で一時感染が急増しました。その後減少傾向となり現在は比較的落ち着いた状況となっておりますが、これまでも年末年始に感染拡大が見られたことから、今後もその動向を注視してまいります。

また、インフルエンザ感染症については、10 月後半から県内全域で感染が急拡大し、特に会津管内では一時国が警報レベルとする、定点医療機関 1 週間当たりの感染者数が基準値 30 人を大幅に超える 79.8 人となったほか、県全体では 4 年 9 か月ぶりに警報レベルを上回るなど、今年はインフルエンザ感染症が猛威を振るっており、流行の長期化も懸念されています。本町においても、インフルエンザの感染が拡大しているとみられ、西会津小・中学校では児童・生徒の感染拡大により学年閉鎖などの措置を取ったところであります。町といたしましては重症化を防ぐため、引き続きインフルエンザワクチンの接種を呼びかけていくほか、今後も新型コロナウイルス、インフルエンザともにケーブルテレビなどを通じて、マスクの適切な着用や手洗い・手指消毒、小まめな換気など、町民の皆様に基本的な感染症予防対策の徹底をお願いしてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種について申し上げます。

町では生後 6 か月以上の全ての方を対象に、オミクロン株 XBB・1・5 に対応した 1 価ワクチンの集団接種を本年 9 月 30 日から開始いたしました。現在まで町の集団接種会場では、接種後に重篤な副反応が発生した事例は無く、集団接種は計画どおり順調に進んでいるところであります。町といたしましては今後も接種を希望される方々に対し、安全で安心したワクチン接種体制の確保に向けて引き続き取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、第 18 回西会津国際芸術村公募展 2023 について申し上げます。

本年で 18 回目を迎えたこの公募展は、去る 9 月 30 日から 10 月 22 日の 23 日間、西会津国際芸術村において開催されました。設立当初の芸術文化の力で国境を越えた交流を生むという思いを受け継ぎながら、美術の道を志す青少年から美術を愛する大人まで、交流と表現の場を生み出すことを目的に開催されているところであり、今年度の応募については、U15 の部に 29 点、U18 の部 32 点、一般の部 51 点であり、合計 112 点でありました。

開催期間中、全国から寄せられた力作の鑑賞に町内外から 550 名を超える方々に来場いただきました。

今後も、芸術を通じた青少年の健全育成と様々な催事やイベントの実施による交流人口・関係人口拡大の拠点として芸術村を活用してまいりたいと考えております。

次に、第 38 回西会津の文化と産業祭、西会津ふるさとまつりについて申し上げます。

本年度 38 回目を迎えた西会津の文化と産業祭は、去る 10 月 28 日、29 日の 2 日間にわたり、さゆり公園多目的広場をメイン会場として開催いたしました。また、開催に先立ち 10 月 26 日からプレオープンとして、文化祭部門及び健康福祉まつり部門の作品を展示し、多くの町民の皆さんに来場いただいたところであります。初日の 28 日は、オープニングセレモニーでの躍動感あふれる大山さゆり太鼓の披露から始まり、町内の皆さんが日頃の成果を発表する民俗芸能と民謡の集い、吉本芸人の方々や、福島ゆかりのミュージシャンの方々などによるさゆりラフ・アンド・ミュージックフェス、2 日目には町内外から愛好者の皆様に参加いただきました、にしあいづ紅葉ウォーク、西会津産新米コシヒカリをはじめとした豪華賞品が当たるふるさと大抽せん会のほか、丞神ディナーショー、恒例の桐ゲタ投げ全国大会、福島レッドホープスファン感謝祭やイーススポーツ体験コーナーなど様々な催しを開催しました。

このほか、本町自慢のおいしいお米をはじめ、そば、みそラーメンにスイーツや西会津高校魅力発信隊のカフェなど、会場内にはたくさんのおいしいものがあふれ、本町の文化、自然、食などを存分に御堪能いただいたと感じたところであります。

また 2 日間とも天候が危ぶまれましたが、幸い天気にも恵まれ、予想を上回る大勢の皆様に御来場いただき、盛会裏に終了することができました。

このふるさとまつりの開催にあたりまして、御協力いただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、御参加いただきました町民の皆様に対しまして御礼を申し上げます。今後も、地域の活性化が図られるよう充実した西会津の文化と産業祭としてまいりたいと考えております。

次に、健康な土づくり 25 周年記念大会について申し上げます。

本大会は、健康な土づくり事業が始まり 25 周年を迎えた今年度において、これまでの取り組みを振り返り、原点に立ち返るとともに、さらなるステップを踏み出すため、また健康な土づくりの一層の普及拡大、町農業の振興を目的に去る 11 月 25 日、町公民館を会場に開催したところであります。

大会では、十和田おいらせ農業協同組合の斗澤康広代表理事専務より J A 十和田おいらせにおける健康な土づくり事業の取り組みについてを演題に講演をいただいたほか、パネルディスカッションでは、健康な土づくりもうかる農業を目指してをテーマとして、福島県会津農林事務所喜多方農業普及所の新田耕作所長をコーディネーターに、十和田おいらせ農業協同組合の斗澤康広代表理事専務、会津よつば農業協同組合の原喜代志代表理事組合長、株式会社社生科研の中嶋浩平常務取締役、にしあいづ施設園芸生産振興組合の目黒輝夫会長に、私が加わり、パネルディスカッションを行い、それぞれの立場から発言をいただき、今後の事業推進にあたって議論を深めたところであり、終わりに 5 年後に向けての目標宣言を行い、閉会したところであります。議員各位には、大会に出席を賜り盛会裏に開

催できましたこと心から御礼を申し上げます。

次に、第 10 回記念大会西会津うまい米コンテストについて申し上げます。

本コンテストは、西会津産米のPRと生産者の栽培技術の向上を目的に、平成 26 年度から実施しており、第 10 回の節目となった今年はコシヒカリ部門に 96 点、コシヒカリ以外のこだわりの品種部門には 10 点の応募がありました。コシヒカリ部門では、一次審査として食味分析計及び整粒検査により、上位 5 名を選出した後、去る 10 月 19 日に開催した二次審査において、米に関し幅広い知見を有する 5 名の審査員及び第 10 回記念大会のためお願いした特別審査員 2 名による実食審査を行ったところであります。

この結果、安座の長谷川幸夫さんのコシヒカリが西会津うまい米に決定し、特別審査員賞には、柴崎の高橋正さんのコシヒカリが選ばれました。またこだわりの品種部門は、最も食味値の高かった、同じく柴崎の高橋正さんのミルキークイーンが昨年に引き続き奨励賞を受賞しました。今年は、雨が少なく厳しい猛暑だったにもかかわらず、入賞した米はいずれも審査員から高い評価を受けたところであります。

町では今後もおいしく良質な西会津産米を全国の多くの消費者の皆さんにPRし、引き続き生産者や販売事業者と連携を図り、米の販売促進に取り組んでまいります。

次に、令和 5 年産米の作柄とモニタリング検査について申し上げます。

農林水産省による 10 月 25 日現在発表の米の作況指数であります、全国は 101 の平年並みの見込みとなり、福島県内では中通りと浜通りで 102 のやや良、会津は 101 で全国と同様、平年並みとなったところであります。水稻の作柄については、会津よつば農協への米の出荷買入れ状況を見ますと、本町の一等米比率は 11 月 15 日現在で 71%となっており、出穂期の少雨や異常高温の影響により一等米比率が低くなったところであります。

また米の放射性物質検査につきましては、本町では早期出荷米が 8 月 28 日から始まり、11 月 7 日には全ての出荷の自粛が解除され、西会津産米の安全・安心が確認されたところであります。町といたしましては今後も、おいしい西会津産米の生産が継続されるよう支援してまいりますので、御理解願います。

次に、第 13 回会津耶麻地方植樹祭について申し上げます。

会津耶麻地方植樹祭につきましては、植樹作業を通して森林づくりへの参画の促進を図り、将来の森林財産と人との豊かな環境づくりを目的に、去る 10 月 17 日新郷・小清水地内において会津耶麻地方緑化推進委員会と町による植樹祭を開催いたしました。

当日は秋晴れのもと、猪苗代町、磐梯町、北塩原村の各町村長をはじめ、町村議会議員、関係機関や管内の緑の少年団の小学生など約 90 名が参加し、式典並びに植樹作業を行ったところであります。なお、この式典において本町の萱本ふるさとおこし実行委員会が、花見山や周辺環境整備などの活動の功績が認められ、緑化功労者表彰を受賞されました。

次に、鳥獣被害防止対策について申し上げます。

今年は、ツキノワグマの集落付近への出没が相次いでおり、特に 10 月から 11 月にかけて、連日のようにクマの目撃情報や被害報告が町役場に寄せられました。町では人身被害と農作物被害防止のため、広報や全戸チラシ、ケーブルテレビ、防災行政無線による注意喚起、また猟友会による被害防止パトロールの強化を図ったほか、目撃情報が寄せられた

際の対応として、まず現地を確認し、近隣住民に注意を呼びかけるとともに、必要に応じて追い払いや捕獲を行い、被害防止に取り組んできたところであります。この結果、クマの捕獲数は12月6日現在で81頭となっており、猟友会の皆さんの御尽力により人身被害は発生していない状況であります。

また、イノシシについては、今年も稲の踏み倒しや畦畔の掘り起こしなどの被害が町内各地で発生しておりますが、町が行っている電気柵設置への補助支援により、対策を講じた農地では被害が抑えられている状況であります。イノシシの捕獲数については、12月6日現在48頭となっております。

今後は積雪期に入ることから、猟友会に定期的なイノシシの巻き狩りを依頼し、加害個体の捕獲に努めるとともに、被害防止のため引き続き、電気柵設置などの被害防除、有害捕獲、集落環境整備の三つの対策を複合的に実施してまいりますので、御理解願います。

次に、幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業について申し上げます。

幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業につきましては、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間、いわゆる架け橋期が生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる重要な時期であるため、この時期の教育の資質向上に向け、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりとして、小学校の教育課程へ向けて具体的なカリキュラムの開発・実践を行う調査研究を昨年度から3年間、文部科学省からモデル地区の採択を受け実施しているものであります。2年目である本年度は、昨年度に引き続きカリキュラムの開発・実践のほか、去る10月12日には、ふくしま幼児教育研修センター指導主事の米屋真由美先生を講師に迎え、乳幼児期の学びをその先へと題した御講演をいただき、これまで以上に保育士と教員が自分事として連携・協力するための合同研修会を開催したところであります。町といたしましては、今後も本事業により、架け橋期の教育の資質向上並びに充実に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、西会津大人研幾塾にしあいづlaboについて申し上げます。

本事業は、今後のまちを担う人材を育成するため、自らの人生やまちづくりに必要な知識等を習得するとともに、まちづくりに興味を持つきっかけづくりとして、二十代から三十代半ばまでの若者を対象に町公民館講座で実施するものであり、初年度となる今年度は7名の塾生を迎え進めることとしております。

去る11月10日に実施した第1回目の講座では、五十嵐教育長を講師として人生において師匠を持つことの大切さについて講義を行ったところであり、このほか、町の現状を学ぶため滝坂地すべりの現地見学を行うなど、計5回の講座を通して、地域活性化や課題解決意識の醸成を図ることとしております。次年度以降につきましても、塾生の増員を図りながら、町の現状や魅力、課題の把握によりまちづくりに興味を持っていただき、まちの次代を担う人材の育成に取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、12月1日現在の建設関係事業の実施状況であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思います。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。国の人事院は8月7日、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、月例給の引き上

げ及び期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる勧告を政府に対し行ったところであります。これを受け、県人事委員会は10月3日人事院勧告に準じ、若年層を中心に職員の俸給について、平均1.02%引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた令和5年度以降の給与制度の総合的な見直し等の勧告を県と県議会に行ったところであります。

市町村の職員等の給与につきましては、国及びその他の地方公共団体、民間事業者等の給与を考慮して定めることとされていることから、本町におきましても勧告制度の意義を尊重し、人事院及び県人事委員会の勧告に準じ、令和5年度より職員の俸給について、平均1.02%引き上げるとともに期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分ずつ引き上げるための改正を行うものであります。

次に、議案第2号西会津町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国の令和3年から5年の税制改正により、地方税法が一部改正されたことに伴い、町税条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号西会津町税特別措置条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国の課税免除に係る法律が一部改正されたことに伴い、町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号西会津町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年度に成立したことに伴い、町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例について申し上げます。

西会津国際芸術村は、平成29年度より指定管理者制度を導入して以来、いわゆる入場料につきましてはこれまで無料として運営してまいりましたが、たび重なる消費税の改定に加え、電気料金や燃料費等の高騰により、維持管理費が増加傾向にあることから、現行サービスの提供を維持するため来年4月からの新たな指定管理者制度の再認定期間を契機に施設利用料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号令和5年度西会津町一般会計補正予算（第7次）についてであります。1億5,828万8千円を減額し、予算総額を67億8,418万4千円とするものであります。今次補正の主な内容といたしましては、建設改良事業、災害復旧事業に係る事業費の減額調整をはじめ、各種事業の必要経費を追加計上したほか、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告の内容と職員の異動等を反映させ、給与等を調整したものであります。補正の財源につきましては、国・県支出金などを調整することとし、財源調整の結果、不足分につきましては財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第7号から第11号の特別会計補正予算等についてであります。職員の給与等の調整や特定の目的に応じた事業の実施に伴い、所要の経費を調整したものであります。なお、議案第9号の西会津町水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、起債の繰上償還に充てるため、資本剰余金の処分について御提案するものであります。

次に、議案第12号町道久良谷線道路災害復旧工事請負契約の変更契約について申し上げます。

本案は、現在進めております災害復旧工事でいわゆる３工区のブロック積みの面積が増えたことにより、工事請負額を増額するため議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 13 号財産の取得について申し上げます。

本案は、西会津診療所及び群岡診療所で使用している医用画像情報システムを更新するものであり、その予定価格が 700 万円を超えることから町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 14 号町道の認定及び議案第 15 号町道の廃止について申し上げます。

本案は、県が現在改良工事を進めております県道上郷下野尻線のバイパス工事が本年度完了する予定であることから、県道と重複する部分の廃止と県から移管される部分を新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第 16 号西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について申し上げます。

町では公の施設について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者を指定し、施設の管理運営を行っております。このうち、西会津国際芸術村について指定の期間が令和 6 年 3 月末日で満了するため、改めて指定管理者を指定する必要があることから、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

連絡事項を申し上げます。

皆さんに申し上げます。それでは暫時休議として、全員協議会を午後 1 時から開会いたします。開催時間までに議場へお集まりください。

以上であります。（１１時 33 分）

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

令和5年12月11日（金）

開 会 10時00分
散 会 15時07分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和5年第7回議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

○議長 おはようございます。

令和5年第7回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。

質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 改めまして、おはようございます。1番、紫藤真理子でございます。

本日は、子育て支援事業について、幾つかお尋ねいたします。

子育てに関しては、今や多くのメディアで毎日のように報道がされています。数日前のNHKの番組で、育児をする母親の虐待について特集が組まれておりました。新しい命の誕生を家族で喜び、温かな家庭で大切に育むのが本来の姿だと思っておりましたが、実際は育児をする緊張感や母親の疲れ、相談する人がいない孤独など、主に母親の負担は想像を絶するものでした。虐待の構図が浮き彫りになる番組でした。

時代とともに家族構成が変化し、以前ならば育児経験のある家族の援助や助言もあっただろうと思いますが、現在では、核家族化が増加し、新しく家庭を築くという、そういうのが現実になっております。働いている子育て世代は、地域との交流も希薄になり、ますます孤独になっているというのが実態なのです。

そこで、経済的な面では、国や地方自治体が支援をしているところですが、私は少しでも子育て世代の皆さんを肉体的にも精神的にも支援できることはないものかと常々考え、次の質問をいたしたいと思います。

1番、第2期西会津町子ども・子育て支援事業計画を策定する上で、2018年に子育てに関するアンケートを実施しておりますが、今回の見直しは令和5年度中に第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けてアンケートをすることでしたが、既にそれは実施されたのかをお聞かせください。また、実施されている場合は、今後どのようにアンケートの結果を反映していくのか、実施されていない場合は実施しなかった、その理由をお尋ねいたします。

2つ目、現在こゆりこども園では、朝7時から夜7時までの時間で延長保育が行われておりますが、仕事の通勤時間、例えば、勤務地が遠い、早出や残業、もしくは道路状況などのアクシデントで間に合わなかったり、そういうふうな不都合を訴える保護者はいらっしやらなかったのかをお尋ねします。

続いて3つ目、過去5年間において、一時保育と年末の休日保育、12月29日と30日に行われるものですが、その利用者数をお伺いします。

4つ目、最後に、国は子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリー・サポート・センター事業ですが、令和5年度予算に1,847億円を投じております。その政策について、町としてはどのように捉えているのかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 1番、紫藤真理子議員の子育て支援事業の御質問にお答えいたします。

初めに、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケートについての御質問にお答えいたします。

現在の第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和5年度までを計画期間としており、令和7年度からの次期計画に向けて、来年度、本格的な策定作業に入ることとしており、ニーズ調査を含めた具体的作業については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針や、先般示された第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における、量の見込みの算出等の手引に基づき実施することとなっております。

現在、国の基本指針や手引等を基に調査項目を精査しているところではありますが、手引の改訂版やモデル調査票が今後示される予定でありますので、その内容を確認するとともに、町独自の設問を加えて調査を実施する計画であります。

また、今回の調査では、就学前児童保護者や小学校就学児童保護者以外にも年代を広げた調査を予定しており、広く町民の声が把握できるように努めてまいります。

なお、調査の結果につきましては、年度内に集約し、来年度の策定作業の中で内容を精査し、施策に反映できないか検討してまいりますので、御理解願います。

次に、こゆりこども園での延長保育についての御質問にお答えいたします。

こども園では、運営の改善に役立てるために、毎年保護者へのアンケートを実施しております。また、お子さんの送迎時の対応や情報連携アプリ、コドモンなどで、保護者との連携を強化しており、その都度、御意見や御要望をいただいております。その中で、これまでに開園時間の延長についての御要望はいただいております。

なお、第3期子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートにおいて、保護者のニーズを把握してまいりますので、御理解願います。

次に、過去5年間の一時保育及び休日保育、いわゆる特別保育の利用者数についての御質問にお答えいたします。

一時保育につきましては、満1歳以上の未就園児を対象に、保護者の就労や疾病、入院、冠婚葬祭、育児のリフレッシュのため、保護者に代わって、こども園が一時的に保育する事業であります。

過去5年間の毎年度ごとの利用延べ人数は、平成30年度117名、令和元年度65名、令和2年度114名、令和3年度102名、令和4年度130名となっております。

次に、12月29日と30日の特別保育についてであります。本来は休園日ではありますが地域の実情を考慮し開園しているところでもあります。その利用の状況につきましては、こども園の指定管理者である、にしあい福祉会の保育日誌等の保存期限が3年となっているため、令和2年度から申し上げます。

12月29日が19名、30日が15名、令和3年度は29日が14名、30日が7名、令和4年度は29日が31名、30日が6名となっております。

次に、ファミリー・サポート・センター事業の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、ファミリー・サポート・センターは、子供の育児等の援助を受けたい方と援助を行いたい方、両方できる方が会員となり、子供の一時預かりや保育施設への送迎などを行う地域活動・育児支援のネットワークであります。

設置には、活動の調整を行う事務担当者の配置や、安全・安心な預かり場所の確保、会

員への養成講習会の実施など課題も多くあるところであります。

また、近隣市町村で設置されているファミリー・サポート・センターの状況を見ますと、それぞれの地域に活動の中心となる民間組織・団体が存在し、その方々が市町村から委託され運営を担っているケースが大部分であり、地域のマンパワーがセンター設置後の活動を継続していくためには大変重要だと考えております。

町といたしましては、今年度実施する第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果も踏まえて、既存事業の見直しや民間団体・既存組織の活用、新たな運営主体の設立支援など、様々な活動から子供の安全・安心の確保を第一に子育て支援の充実に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 訂正をお願いいたします。

○福祉介護課長 すみません、訂正がございます。答弁書その2の中で、令和2年度から令和6年度までと申し上げるところを、令和5年度と申し上げてしまったということで、令和6年度に修正をさせていただきます。

そして、続きまして、答弁書のその5の一番下ですけれども、新たな運営主体の設立支援など様々な角度からと申し上げなければならないところを、活動からと申し上げてしまいましたので、角度からに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 アンケートのことにしましては了解いたしました。

いずれにしても、現在まで未就学児、もしくは小中学生を持つ保護者から、いろいろなニーズ、要望があったと思います。

また、第2期の支援事業計画については、よく評価・検証を行って、次のアンケートになさるときには再度よく考慮されて取っていただくようにお願いしたいと思います。

見直しの時期のニーズ把握は必ず必要だと思います。実情を的確に捉えて、アンケートの対象者は何を一体望んでいるのか、何をしてほしいのか、そのところを紙ではなくて、実際に対面して調査するのもよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、延長保育、それから。

○議長 今の質疑についてはございませんか。

○紫藤眞理子 はい、大丈夫です。

続けてよろしいでしょうか。

○議長 続けてください。

○紫藤眞理子 次に、延長保育、休日保育について御回答もありがとうございます。

保育士の先生方も家庭の主婦であり、また、お子様を持つ方々が多いと思われそうですが、仕事とはいえ、延長保育や年末の休日保育の時間は実際に我が子の面倒も見たいというのが本音だと思います。スリム化という意味では、やはりそういうところを子育てのシェアとして何かいい方法はないかと常々思っておりますが、いかがお考えですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今の御質問に対してなんですけれども、お子さんをやはりお預かりするということは、お子さんの命をお預かりするということであると思っておりますので、そのお子さんをやはり安

全な状況でお預かりすることが一番だと考えておりますので、やはり今考え得るものはこども園の運営の中でお預かりさせていただくものかと思えますけれども、それを地域の力を生かして実施していくということになれば、やはりその安全対策ということがしっかり取られない中でしてしまうというのは、やはり保護者の方のニーズはかなえられるかもしれませんが、子供の健やかな成長という部分では少し考えなければいけないのかなと考えておりますので、その点については、ニーズがどの程度あるのか、緊急度なども含めてしっかり判断をして、それを地域で受け止められる基盤をつくっていけるのか、そういうところも含めて今後検討させていただきたいと思えます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 今の御答弁は、もっとも至極当たり前のことだと思います。

地域の方々もやはりお勉強をして、そういうふうな子育てにもう一度携わってみたい。そのために学習をして、ボランティアとして参加するということは、とてもいいことだと私は思います。

誰もが平等に働くお母さんのためにお手伝いをし、子育てのシェア、すなわち手助けできる人ができる時間に自分のほんの少しの時間でも役に立てるといふ、そういうふうな社会の流れといふか仕組みが、私はごくごく当たり前のことだと思いますが、福祉に深く携わっている福祉介護課長は率直にどのようにお感じになっておりますか。教えてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 こども園の園長という立場から、お話といふか回答をさせていただきたいと思えます。

例えば、私が子育てに、自分の子供が小さい頃に、ということなんですけれども、近所でおばちゃんと言われる方がいらっしゃって、その方にお子さんをお預けしているような家庭がございました。すごく私は見ていてうらやましいなと思っていました。ただ、私の家には母親がおりましたので、私たちが働いている間の子育てについては母親に任せていたりしたわけなんですけれども、そういった、何でしょう、地域の力というのが今あるのであれば、そういったもの、もしくは弱くなっているのであれば強化していく必要があるかなといふことは十分考えておりますので、そういったところについて、どのように行政として携わっていけばいいのかといふことは十分検討していかなければいけないのかなと。

例えばなんですけれども、あんまり行政が強くと携わっていくと、せっかく地域で頑張っている方々のやる気をそいでしまったり、あるいはあるルールに従っていただかないと困るというような状況になってしまいますと、その方たちの、せっかく今まで熱い思いでやっていた気持ちをやはりそいでしまう、制限してしまうというような状況になりかねませんので、そういったところでも実際活動をされている方のお話も機会を得て把握をさせていただいて、どのような形で町として行政として携わっていけばいいのかといふことを検討してまいりたいと思えます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 御答弁ありがとうございました。納得したところです。

あともう一つ、町は令和5年度子育て支援ガイドの中に、とても育てやすいまち西会津と称して、事業の紹介や町独自の金銭的支援のアピールがなされておりますが、実際これ

プリントアウトしてまいりました。この中に、私が言いたいのはここ、この部分なんですけども、独自のというか西会津だけというようなこと、拡大とかそういうふうに書いてありますね。ということなんですが、前回の9月定例会で私が申し上げたように、きめ細やかな支援、ストレートに感じる安心感、人との交流により生じる寄り添いが、この中にはやはり少し足りないのではないかと私は思います。

子育て世代に対するきめ細やかさを、福祉介護課長はどのように御理解していますか。
よろしくをお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員、今示していただきました子育て支援ガイドにつきましては、これまで町が力を入れてきた子育て支援について分かりやすく理解をしていただく、あるいは周知する方法として整理をさせていただいたものであります。

見ていただければ分かるとおおり、これまで重点的に取り組んできたところというのは、やはり経済的な支援の部分にまずは重点的に取り組まさせていただいてきました。

今後につきましては、議員今御質問ありましたとおおり、そういうきめ細やかな実際の子育てに関わる困り事だったり、そういった部分についての支援をもっと充実させていこうということで相談を、検討をしているところでありますので、今後またその部分についても、経済的な支援の部分を除いた部分についても強化してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 ありがとうございます。それも納得いたしました。

11 月に管外調査が行われて、我々は総務常任委員会として先進的な子育て支援を行っている宮崎県の日南市と鹿児島県の鹿屋市を調査してまいりました。その際には、もちろん介護福祉課長も御同行願いましたけれども、2023 年の日本の合計特殊出生率、これはつまり、女性15 歳から49 歳までの女性が一生に産む子供の数ということになりますけれども、その平均ですけれども、日本では現在 1.39 です。1.5 を下回ると、それは超少子化というふうな状態になります。それを深刻な状態と言えるんですけども、また、夫婦の間に 2.0、2 人以上の子供がいないと今の人口の維持はできないという、本当に今の現代において日本は人口問題に関しては非常に危機的なところにあると思います。

しかし、その日南市と鹿屋市は両方の市とも 1.73 から 1.93 という、非常にちよつとずつ 2.0 に近づくという、国内の上位のほうにランクインしているのが事実でございます。

先進地というのは、やはりそれなりに努力しています。一生懸命努力して、それでも駄目なのか、それでも駄目なのかというところまできめ細やかに施策がなされていると感じてまいりました。そして、特に宮崎県日南市では、子育てに関しての事業費の 2 割近くの予算を計上して、本気で子育て、それから少子化に取り組んでいるところを聞いてまいりました。ちなみに私の調べている途中に西会津町を探しましたが、西会津町は 1.66 と比較的近隣市町の中でも高かったです。そこに少し安心しました。

そのようにして、本当に何かがあるからその町は子育てしやすいんじゃないかと思って、若者の方やそういう方々がどんどん集まってきたりするのではないかと思います。後手後

手ではなくて、こういう施設があるから西会津町で子育てをしてみたいんだ、そういうふうな感情になるように、どうか御配慮してください。

最後の質問ですが、長々とお話ししてまいりましたが、私は率直に申し上げて、現在、国でも推奨しているファミリー・サポート・センター事業、我が町にも必要ではないかと本当に思います。先進地においては、親御さんから子供を預かるときには一切預けた理由は聞きませんと。それは課長さんもお聞きになったと思います。仕事で預ける人はもちろん、ママ友とのランチを楽しむ人、美容室に行く人、様々ですが、皆さんリフレッシュをして気分を変えて迎えに来てくれます。その方々を支援しているんですというような力強い言葉も聞かれました。

12月16日に、子育てされている保護者の皆さんに向けて、健康福祉のほうか介護福祉のほうかちょっと分からないんですが、会津CAPという非常にいい親御さんのための講演会があります。私はその講演を受けて、ワークショップを受けて、非常によかったなと思っていたんですけども、それがこの町でも行ってくれるということで、アピールをしたいなと思ってある人にお尋ねしたんですね。そしたら、残念です、その日土曜日だけでも子供を見てくれる人がいないから行けないと言ったお母さんがいます。やっぱりそれが現実なんですよ。本当に現実だと思います。見てほしいときにちょっとの時間だけ見てくれる人がいる。相談相手になってくれる人がいる。そういうきめ細やかさが必要なのではないのかなというふうに思いました。本当にファミサポの存在が必要なんだなということも痛いほど分かりました。

アンケートの中に、5年前に行ったアンケートの中に、子供を見てもらえる親族、それから知人等の存在があるかという質問に対して、安心して見てもらえるというのが6割弱でした。そして、親族に見てもらうことの心配や、心苦しいという人が3割弱いました。全然見てくれないという人ももちろんその中にも入っていると思いますが、3割、たかが3割、だけど、実際にそういう人がいるということを頭の隅に置いて施策をしていただきたいと思います。

他人がほんの少しだけ支援することで育児に自信がついたり、あと、育児を楽しんだり、そういうことができる町になってほしいなというふうに思います。

そして最初に言った、我が子への虐待など決してない西会津町、それを希望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長　　よろしいですか。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　　2番、仲川久人です。一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、農業政策についてということについて質問いたします。

農業を取り巻く環境は、生産者の離農をはじめ、価格低迷、資材高騰、そして自然環境の変化による影響など、非常に厳しい状況にあります。また、農業後継者の育成も大きな課題となっております。

こうした状況から、農業政策について伺いたいと考えます。

まず第1に、新規就農の取組状況について。

現行の新規就農制度が開始され 10 年以上が経過しております。本町でもこの制度を活用し、多くの若者が新規就農の道に進んでおります。

こうした農業後継者の育成という面でも大変重要であるこの事業についての取組状況を、以下の点を問いたいと思います。

これまでの新規就農制度を活用した人数は何人ほどになるのか。

2 番目に、新規就農制度を利用した方々の利用後の就農状況はどのようなものなのか。

そして 3 番目に、経営面でのサポート体制はどういったものなのか。

続いて、渇水状況、渇水対策について。

今年は例年にない猛暑が続き、本町でも 7 月 19 日以降まとまった降雨がなく、高温が続く状況にありました。町内の至るところで水不足が発生し、農産物に影響が発生しました。こうした状況において、農林振興課におかれましても、水の使い方など、ケーブルテレビを通して対応を呼びかけましたが、事態の打開とまでは行ってはおりません。

そこで渇水対策について、以下の点を問います。

渇水対策についての町の取組はどのようなものなのか。

2 番、貯水施設維持管理等に問題はないのか。

続いて、農業施設の維持管理について。

町の基盤整備事業は昭和 45 年頃から、福島県内においても早い時期に実施されております。整備事業から既に半世紀以上が経過しており、施設の老朽化も見られ、営農者の維持管理に大きな負担が生じているのが現状であります。

こうした状況に対する町の考え方について、質問いたします。

1 番、施設の老朽化に対する町の考えは。

2 番、営農者の負担軽減策は考えているのか。

以上の点について御質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2 番、中川議員の農業政策についての御質問のうち、新規就農の取組状況についてお答えをいたします。

本町の農業者の高齢化は年々進んでおりまして、農業従事者数も減少しております。農林業センサスによれば、本町の農家人口は平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 37% 減少しております。特に、60 歳未満の減少率が高く、新たな担い手の確保は喫緊の課題と認識しております。

まず 1 点目の、新規就農支援制度を活用した人数であります。国では農業における担い手確保対策として、新規就農に向けて必要な技術等を習得するための就農準備型給付金制度及び独立・自立就農する認定新規農業者に対して、就農初期の経営の安定と基礎づくりを支援するための経営開始型給付金制度が平成 29 年度に創設されたところであります。

町内ではこれまで、準備型と経営開始型、合わせて 12 経営体が活用したところであり、現在経営開始型では 2 経営体が活用しているところであります。

2 点目の制度利用後の就農状況についてであります。経営開始型を活用した 8 経営体のうち 6 経営体が営農を継続しております。

3 点目の経営面でのサポート体制についてであります。国の経営開始型給付金制度を

活用する際は、新規就農者が抱える経営・技術、営農資金、農地等の課題に対応するため、福島県喜多方農業普及所、会津よつば農業協同組合、福島県就農コーディネーター、町農業委員会、地域の農業者など専門知識を有する関係者が対象者ごとにサポートチームを組織し、就農者の意向に沿った就農の実現に向けて、年1回、経営状況の把握や相談会を開催しているほか、農林振興課におきましても、随時相談を受けているところでもあります。また、本年4月には、福島県において新たに農業経営・就農支援センターが開所され、県と福島県農業会議、福島県農業振興公社、JAグループ福島の農業関係団体がワンフロアに常駐する総合相談窓口が設置されたところでもあります。同センターでは、就農を希望する方をはじめ、既に農業経営をしている農業者・農業法人からの相談に、それぞれの専門的知見からワンストップで対応に当たっているほか、必要に応じて、税理士や中小企業診断士、公認会計士等の専門家派遣事業も行っており、就農定着から経営発展までステージに応じた一貫した支援を行っております。

さらに、町では栽培指導専門医を配置し、高品質な農作物の生産や単収向上及び収穫期間の延長等による収益確保に向けて栽培技術の指導等を行っているところでもあります。

町では今後も関係機関等と連携を図り、新規就農者が抱える不安や課題等を相談できる体制の整備、就農や経営の形態に合わせた研修会等の情報提供など、新規就農者の就農意欲の増進と安定的な経営に向けた支援に取り組んでまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 訂正がございますので。

○町長 すみません、訂正をしてください。答弁書のその2で真ん中頃、経営開始型給付金制度が平成24年度と申し上げるところを29年と申し上げました。正しくは24年度ということでございますので、訂正してください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 2番、仲川久人議員の農業政策の御質問のうち、渇水対策についてお答えいたします。

初めに、渇水対策についての町の取組についての御質問であります。議員おただしのとおり、今年の夏は例年になく高温と少雨の異常気象が続き、特に7月後半から8月にかけての降水量が著しく少なく、気象庁のアメダスによりますと、町内の降水量は7月は平年の46%、8月は平年の23%でありました。

このことから、ケーブルテレビやホームページなどで渇水対策と農業用水の適正かつ効率的な利用をお願いするとともに、土地改良区と連携して7月下旬から現地調査などを実施したところでもあります。

具体的には、農作物などの現地確認、自治区長や生産者への聞き取り、かんがい用水の水量調査、ため池の現地調査などを実施したところでもあります。

現地調査などの結果、一部の水路やため池では例年に比べ水量が少ない箇所があったほか、揚水ポンプにより水を確保している圃場が見られたものの、地形上、恒常的に水利確保が困難な地域を除き、全体的には必要な水の確保はできている状況でありました。

次に、貯水施設の維持管理の御質問にお答えいたします。

おただしの貯水施設であります。町内では農業用の貯水施設として、町の台帳に登録

されているため池の数は 61 か所となっており、所有者については、一部のため池では自治区や共有となっていますが、築造後、かなりの年数が経過している古い施設であることから、ほとんどが所有者不明となっており、台帳上の管理者は便宜的に町土地改良区となっていますが、実質的にはそれぞれの自治区や水利組合などにより管理されており、修繕が必要な場合は多面的機能支払交付金事業などにより、ため池の機能維持を図っているところがあります。

御質問の、今夏のような高温と少雨の異常気象下における貯水施設の維持管理についてですが、平年のため池の管理は、日常的な管理・点検と年 1 回程度の泥抜きなどにより、十分な貯水量は確保されるものと考えておりますが、本町のほとんどのため池は沢水や湧き水を水源としていることに加え、老朽化などの影響により、今夏については適正な管理を行っても十分な貯水量が確保できないため池が一部で見受けられました。

町といたしましては、今後も農業用施設の機能維持と適正管理について、受益自治区や水利組合、土地改良区などと連携して必要な支援を行ってまいりますので、御理解願います。

次に、農業施設の維持管理についての御質問にお答えいたします。

町の土地改良事業は、町土地改良区や福島県などが事業主体となり、昭和 42 年に事業着手し、早い地区では半世紀以上が経過したところであります。この間、土地改良事業で整備した農道や用排水路などの農業用施設については、受益者などにより維持管理が行われてきましたが、経年劣化などにより施設の老朽化が進んでいる状況であります。

1 点目の、施設の老朽化に対する町の考えであります。農業生産の基盤となる農業用施設の適正な機能維持は重要であると認識しており、老朽化などにより修繕の必要がある施設については、自治区や管理組合などから土地改良区などへの相談により、施設の種類や規模などを調査し、水・土・里環境委員会や土地改良区と連携して支援を行っているところであり、今後も関係者と連携して適正な維持管理を支援してまいります。

次に、営農者の負担軽減策についてであります。町では農業用施設の維持管理への財政支援として、多面的機能支払交付金による支援を行っております。この交付金事業のうち、主に施設の修繕事業に活用できる重点事業枠として、令和 3 年度までは上限額 60 万円であったものを、令和 4 年度からはスーパー重点枠として上限額を 120 万円に引き上げ、受益者のさらなる負担軽減を図っているところであります。

このほか、土地改良区においても緊急性が高い修繕については財政支援を行っているところであります。

また、取水ポンプの更新や揚水ポンプ場の受電設備更新など、多額の事業費が必要な修繕につきましては、国の補助金などの活用を視野に取り組んでまいります。事業実施には受益者負担を伴うことから、関係者などと協議しながら進めてまいります。

一方、農業用施設の維持管理では、高齢化や離農者の増加などにより、施設管理の共同作業への参加者数が減少傾向にあるため、身体的負担などが増加している状況にあると認識しております。

このような状況を踏まえ、町では、本年 9 月に設立されました一般財団法人西会津町農業公社において、集落などからの依頼により農業用施設の維持管理を支援する事業に取り

組む計画であります。共同作業への人員確保につきましては、受益者や自治区などから、自治区出身者などへ作業参加の声をさせていただくことも大切な取組であると考えております。

町といたしましては、農業用施設の適正な維持管理が安定的に継続して行われるよう、土地改良区や農業公社など関係団体と連携して支援してまいる考えでありますので、御理解願います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 それでは1つずつ確認させていただきます。

まず、新規就農事業。これで、制度的に12経営体が活用し、2経営体が経営開始型で活用しているという内容でした。また、8経営体のうち6経営体が農業のほうを継続しているという内容を理解できました。

実に多くの方がこの制度を利用して農業を始めていることが分かります。農業政策の上でも大変重要な制度であるということが分かります。全ての方がこの6経営体が営農を継続しているということなんですけれども、本来であれば全ての方、8経営体全てが現在も農業を継続しているというのが理想的だというふうに思います。

この2経営体の方が営農できなかった、継続していくことができないような理由というのはどういうことが原因で営農が継続できなかったのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは御質問にお答えをいたします。

この制度を使って営農を継続できなかった経営体の理由ということでございますが、これにつきまして理由を申し上げましたら個人の方がちょっと特定されるおそれがありますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 個人の方が特定されるということでございますが、特定されない程度の内容ではお聞かせ願うことはできませんか。

具体的に、営農で作物を育てる技術力が足りなかったであるとか、そういう例で構いませんので、そういうことはできませんか。一般的なことでよろしいので、お願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

営農を継続されなかった2経営体につきましては、それぞれ個人の事情ということで、具体的にちょっと理由を申し上げますと、多分個人の特定につながるおそれがありますので、大変申し訳ないですが答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長 暫時、休議します。（10時57分）

○議長 三留正義君。

○三留正義 そもそも新規就農、該当者が決まっているわけですね。特定されているところで一般論を求めても、それは御本人の利益にならないんじゃないのかな。

ちょっと質問の仕方、もしくは内容をちょっと工夫されるとか整理されるとかされないと、ちょっと今のこの問題は、ちょっと議長として、もうちょっと整理しないといけない

んじゃないかなと思いますが、どうですか。

○議長 仲川久人議員に申し上げます。なかなか特定されるということで、また答弁しづらいというようなことでありますので、この点についてはこの辺にとどめていただきたいと思います。

○仲川久人 具体的に誰がどうのこうのという質問ではなく、要は栽培する技術力が不足であったりだったりとか、あと経営する能力的にそういう知識が不足であったとか、あと、家族の問題等とか何かその辺は聞きませんが、経営状態の問題であるとか、営農であるとか、そういった大ざっぱに。

○議長 まだ休議です。

三留正義君。

○三留正義 今お話しされたのは全部個人の情報ですね。だからちょっと議長がそれを、受けている議長がそこをちょっと整理しないと。今お話になったのは。

○議長 さっき言ったとおりです。

○三留正義 きちんとやってください。

○議長 これはプライバシーに関わることなので、質問はこの辺で、次の質問に移っていただきたいと思います。

○議長 再開します。(11時00分)

2番、仲川久人君。

○仲川久人 なかなか回答は難しいような内容ということは理解しました。

それで私のほうも、この新規就農制度受入れということで、個人的に1名受入れをしておりました。そういった中で、県の支援センターの方、農林振興課の担当者の方々といろんな話をして進めてまいりました。そうした中で、どうしても就農したいと。皆さんそういう就農することを目的にこの制度を利用させてくれということなので、就農したい気持ちは非常に多くある。ただ、その中で、やはりこのまま就農させていいのかどうか、それを見極めることが非常に重要になってくると思います。そして、やはり経営していく。個人事業主とはいえ、企業でいえば社長さんなわけで、そういった経営面でのサポートというのが非常に大切であるというふうに感じて、私もサポートチームの中で一緒に活動してきました。そういった面で農林振興課のほうでも、国や県、新規就農者の目標、何人ぐらいというようなこともあると思います。

しかし、新規就農者のほうの申し込んだ、農業に取り組もうとって手を挙げた方々には、もう少し最後まで経営と営農の分では確かにJAさんもついています。普及所さんもいます。それで何とか回っていくと思います。周りの農家さんの協力であったり。

しかし、経営という面では、作物を作ってJAさんに出せばいいというわけではなく、それで少しの補助でも、いかに収益を上げるか、そういった経営の部分でのサポートが私は非常に大事なんじゃないかなというふうに感じて、サポートチームの中で活動させていただきました。その辺は町の成果のほうでは、どのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、現在サポート体制ということで、

この経営開始型の給付金制度を活用する場合には、対象者お1人ずつサポートチームというのを組織します。その中に、先ほど申し上げました技術的な部分でありますとか資金の問題、あと経営の部分、そういったそれぞれの専門的知識を有する方がその方の就農意向に沿った形での支援をしているということでございます。

現在就農、経営開始型の給付金を受ける際には、まずその前段としまして、青年等就農計画という計画をつくることになります。この計画の中には、新規就農したい、自立したいという方が、将来5年後どういった経営体を目指すのかと。栽培面積でありましたり、所得の面、こういったものをまず初めにつくっていただいて、町の農業再生協議会に意見を求めて、その計画を認定するという方がこの経営開始型の給付金の制度の対象になります。ですから、この時点で一定程度申請者の方については、申請された方については、目標を持ってこの事業に取り組んでいるということが前提になっているのかなということと考えております。当然この5年間の間にそういったサポートチームによって、課題、その方が今直面している課題でありますとか、もっとこうしたいと、こういうような経営にしていきたいというところは、サポートチームでしっかりと意見を聞きながら取り組んでおりますし、また、これ以外でいても日常的に農林振興課のほうではそういった相談を受け付けておりまして、職員でなかなか経営の専門職おりませんので、必要な支援につなげるという役割を今町のほうでは担っているということでございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 サポートチームに関して対応するというようなことを理解しますが、そういった中でも、やはり当然町の職員が経営的にアドバイスする、なかなか厳しいことだとは思いますが。そういった起業されている方であれば、そういった経営の面でもアドバイスすることが可能なのかもしれません、そういった若い就農者の方々、声を、経営を学びたいと、経営の部分で相談したいというようなことがあっても、なかなか言い出しにくい、ちょっとこれは何人かの方にお伺いしてきたんですけど、なかなか相談しにくいと。そういう状況もあるようでした。

だからその辺、直接税理士さんとか会計士さんにサポート受けられますよと言っても、いきなり何も知らない若い人が会計士さんに何聞いていいかも分からないと。その部分だと思えますよね。そういった部分を町側の担当者のほうで組んでいただいて、その橋渡しをしていただけるようなお考えを持っていただけると、非常にこの制度も有効に動くと思うんですけど、その辺は農林振興課長、どのようにお考えでありますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

相談体制ということでの御質問かと思いますが、先ほど申し上げましたサポートチームではその方の意向に沿った形での相談を受けておりまして、必要があれば関係機関に話をおつなぎするという体制であります。さらに、本年4月には新規就農者のみならず、既に就農されている方についても、県の農業経営就農支援センターというところが開所されまして、必要に応じて専門的な税理士、中小企業診断士、公認会計士、こういった主に経営に携わるような専門的な方からの指導も受けられますので、もしそういった相談されたいという方が直接そういうところに相談しにくいということでありましたら、当然町のほう

に1回相談いただいて、町からそういった内容をおつなぎするということはやっていけるのかなというふうに考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 町側のお考えのほう、十分理解しました。

若い就農者の支援のために、これからもそういった体制を取っていただいて、十分新規就農のサポートということで、この制度を続けていっていただきたいと思います。期待している新規就農者の方多いと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

渇水対策ということなんですけど、確かに今年の夏の猛暑は非常に厳しいもので、至るところで水不足というのが発生していました。これは水田だけではなく、畑作物においても非常に影響をもたらしたというふうに認識しております。特に、西会津町、そばの町として結構西会津のそばは有名になってきています。そのそばがほとんど収穫できないような状況になっておりました。そのぐらい今年の夏は影響が大きかったというふうに思います。

町側の回答で、ため池と施設の管理ですかね、維持管理で、ため池など土地改良区さんと連携して必要な支援を行うというふうにあります。町側の答弁にありますとおり、土砂がかなり堆積していて、本来の貯水率を持っていないのではないのかなと。このため池は流域の圃場が10ヘクタールであるといった場合、その10ヘクタールの貯水率を維持できていないのではないのかなというふうな話も時々聞かれます。水の量が、非常にためている水の量が少なくなっているというような話も生産者の方から聞こえてきます。確かに土地改良区さんと受益者さん、設備の手入れをしたりと、いろんなことで対応しているかと思いますが、この辺の管理について町側ではどのようなサポートを取ることが逆に可能なんでしょうか。その辺、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、ため池の管理の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、ため池の修繕については、これまで町では多面的機能の交付金、いわゆるみどり交付金ですが、これによって財政の支援をしてきたということが一つございます。具体的には先ほど答弁で申し上げましたとおり、施設の修繕に活用できます重点枠を、これまで60万円だったものを、昨年度から倍の120万円に限度額を引き上げて、そういったスーパー重点枠を活用してため池の修繕に充ていただくということで、既に交付金を使ってため池の簡単な修繕なんかは取り組んでいる団体もあります。

また、事業費が大きくなる修繕につきましては、当然国の補助金の活用を視野に進めてまいりますが、やはり一定程度の受益者の負担が伴うということで、ここはやはり地域の皆さんの修繕費用、財政的な負担、こういったことも含めて相談をさせていただいて、まず町としては、土地改良区が基本的には管理ということになりますので、その土地改良区への支援ということを町ではやっていきたいということで考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 土地改良区との連携ということでありましたが、3番目の質問と重なる部分で

ありますので、同じような感じで質問させていただきます。

確かに、スーパー重点事業、60 万円から 120 万円と、これに関しては各自治区なりに周知していただいて、そういう制度がありますので使っていただきたいというようなことは勧めてほしいと思います。それとは別に、やはり施設、例えば尾野本地区の揚水ポンプ、あれを交換するとなると億単位のお金がかかるわけですね。国の補助事業を使っても半分 50%の補助率ということで、1 億ですと 5 千万円の受益者負担が発生するわけです。一度に負担率 5 割補助が出ますよといっても、当然その金額を受益者が負担できる範囲ではないので、そういった点、町のほうでもある程度のお力をお貸しする必要があるのではないのかと。その辺は、町としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのいわゆる揚水施設の、いわゆる今後の維持改修に伴う受益者負担のことだと思いますけれども、今おただしあった尾野本のほかに何か所か阿賀川から揚水している施設があるわけであります。これの改修については本当に大規模な事業費が伴うというようなことで、それぞれの組合長さんといいますかね、組合のほうに、いわゆる農業は町の基幹産業だから、受益者だけではなかなか負担できないから、そういう関係者と一回お話しさせてくれという話を申入れといいますか、話をしているんですけど、まだすぐ目の前で来年、再来年どうのこうのというようなことではないので、まだそういうお話がありませんけれども、これはやっぱり町で何らかの支援をしないと、特に小島の揚水なんかは今お話のように大変な金額がかかるわけですので、そういうのを含めて、施設の管理者と今後お話をさせていただいて、町がどれだけ支援できるか、これは財政的なこともありますので、そういうお話をぜひみんなでやりましょうということにしていますので、もうちょっと時間をいただければなど。町としてはそういう考え方を持っていますが、ただ、今の時点でどれだけというところまではまだ具体的には検討しておりませんが、皆さんとの話し合いの中で今後検討させてもらいたいと、そんなふうに考えてます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 町長さんより本当に力強い町の考え方をお聞きすることができ、農業者の方々も一安心するというふうに思います。

やはり農業の町ということで、1 次産業、どうしてもこの町の主力の産業でございます。ふるさと納税のお米もそうですし、やっぱり西会津の魅力って農業だと思うんですね。そういったことで農業政策のほうを引き続き重要なポイントとして、町側も捉えているということを理解できました。そしてまた、今後もこういった農業政策のことでいろんな意見等出るとは思いますが、そういったことを町側のほうも真剣に協議していただいて、西会津の農業をこれからも推進していただきたいと思いますというふうに思います。本当に今ほどの町側の考え、本当に農業者としてはありがたいと思います。ぜひこの辺、このお考えに沿って、農業政策のほうをお願いします。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 3 番、長谷川正でございます。

通告によりまして、一般質問 2 項目の質問をさせていただきます。

1 点目はふるさと納税について。

本町において、農業は基幹産業として大きな役割を占めており、特にお米はふるさと納税の返礼品としても人気があり、今後も需要を見込まれる。しかし、水稻の耕作面積は年々減少している。

今後、財源確保のため、ふるさと納税のさらなる増収を図ることが求められることから、次の質問をいたします。

1 番、西会津町における稲作農家の現状と今後の推移の見込みはどのようにになりますか。

2 番、ふるさと納税の返礼品として米が一番人気と聞いておりますが、量の確保はできているのでしょうか。

3 丁目、ふるさと納税返礼品の新たな開発の現状と今後のお考えをお聞かせください。

質問 2 項目め、役場職員の研修についてであります。

町職員の仕事とは、町民の皆様に行行政サービスを提供することが業務であり、そのためには挨拶、言葉遣い、態度がとても大事だと思っております。大部分の職員はできていると思われていますが、まだ一部にできていない職員も見受けられ、今後も継続的な研修が求められると思っております。

また、今全国的にも話題になっているセクハラ、パワハラ、いじめなどの職員間のトラブルについて、役場の現状と研修状況について質問いたします。

1 番目、接遇やハラスメントに関する職員研修はどのように行われておりますか。

2 番目、役場内でのこれまでのセクハラ、パワハラ、いじめなどの被害の報告を受けたことがありますか。

3 番目、役場内のセクハラ、パワハラ、いじめの防止対策はどのようになっておられますか。

以上、2 項目の質問事項についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3 番、長谷川議員のふるさと納税についての御質問のうち、返礼品についての御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域に税制を通じて貢献する仕組みであります。

この制度を通じて寄附金を受けた自治体は、地域の特産品などのお礼の品、いわゆる返礼品を寄附者にお届けしており、本町においても様々な返礼品を取りそろえているところでもあります。

また、本制度による町への寄附金につきましては、平成 29 年度までは約 100 万円前後の金額でありましたが、平成 30 年度から年々増加し、令和 4 年度においては 8,321 件 1 億 9,611 万円となり、福島県内の市町村では第 10 位、会津管内では第 3 位の寄附額となったところであります。

さらに、本年度は 2 億円以上の寄附が見込まれる状況であり、寄附者の皆様から本町へ応援いただいた寄附金につきましては、子育て支援や地域活性化、福祉政策など町の政策的な事業を実施するための貴重な財源として活用し、住みよいまちづくりが推進できているところであります。

御質問のうち、米の量の確保についてであります。現在のところ返礼品に使用する米の量は十分に確保できております。しかしながら、より多くの寄附金に対応するためには、既存事業者の生産量の拡大や新規の事業者の確保が必要であると認識しております。

次に、返礼品の新たな開発の現状と今後の考えについてであります。最近の状況で申し上げますと、令和2年度までの返礼品の品目数は593点でありましたが、その後、随時新規品目を追加し、本年12月現在では品目数が3,759点となっております。追加した主な品目としましては、お米の定期便や米粉を使った加工品、町内の店舗で使えるギフトカード、ロータスインの利用券、ラーメン、肉類、スイーツ、衣類などがあります。

今後につきましても、町の魅力発信と寄附金の拡大により、本町のさらなる発展につなげるため、新規返礼品の開発に鋭意努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、長谷川正議員のふるさと納税の御質問のうち、稲作農家の現状と今後の推移見込みについてお答えいたします。

本町の稲作農家数は、世界農林業センサスによれば、平成27年の主食用米の作付経営体数が496経営体であったのに対し、令和2年は335経営体と、5年間で161経営体32.4%の減少となっております。

町といたしましては、これまで町内産米の生産振興及び生産者支援として、新規就農者確保対策、西会津うまい米コンテストや首都圏などでの米のPR活動、近年の生産資材高騰などへの対策として、生産資材等緊急対策支援事業の実施、また、生産の基盤となる農業用施設の維持管理や水利組合などへの支援を土地改良区と連携して行ってきたところであります。

また、地域における農地の集積・集約化を進めるため、新たに設立した農事組合法人の設立支援や、生産性向上のための農業法人などへの機械等整備支援を行い、米の生産者支援に努めてきたところでありますが、後継者不足や米価の低迷、高齢化などによる離農者の増加により生産者数は減少しているところであり、今後も減少傾向が続くと予想しております。

町といたしましては、町の農業振興の柱の一つである米の生産振興を図るため、担い手農家や農業法人、会津いいで農業協同組合、さらに本年9月に設立されました一般財団法人西会津町農業公社など関係団体と連携を図り、生産者支援に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 ちょっとまだ答弁あります。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 3番、長谷川正議員の役場職員の研修についての御質問にお答えいたします。

町職員の研修につきましては、西会津町職員人材育成方針に基づき、期待される職員像に掲げる、時代や状況の変化を読み取りながら仕事を進める職員、町民から信頼される職員、町民と連携・協力して地域づくりのできる職員を育成するため、研修計画を策定し、人材の育成を図っているところであります。

御質問の接遇やハラスメントに関する研修であります。まず、接遇に関しましては、

ふくしま自治研修センターへの派遣研修に加え、町独自で外部から講師を招き、若手から中堅職員を中心に研修を実施しているところであります。

また、ハラスメントに関する研修につきましては、令和2年度に、パワーハラスメントの防止に関する規定の施行に併せ、課長、課長補佐、係長職を対象とした研修会を開催しており、今年度は、パワハラ、セクハラ、マタハラなど包括的なハラスメント研修会を実施する予定であります。

次に、セクハラ、パワハラなどの報告を受けたことがあるかとの御質問であります、職員からハラスメントではないかとの相談を受けたことはございます。

次に、ハラスメントの防止対策であります、ハラスメントは職場内の秩序、業務運営に支障を来すばかりでなく、職員の仕事に対する士気の低下、さらには精神的な不調に陥る要因にもなり得ます。また、何げない言動などによって、気づかないうちに職員誰もが加害者、被害者となる可能性がございます。常日頃より、職員自らが言動に注意するとともに、コミュニケーションが活発で風通しのよい職場環境づくりが重要であることから、今後もハラスメントに関する研修の実施などにより、職員それぞれの意識を変えながら、各種ハラスメントの防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ふるさと納税のことについての、稲作農家の現状と今後の推移の見込みというところで話は聞きましたが、今後、要するに高齢化を迎えて、なかなか稲作が困難になるというところで、その支援、できれば農業を長く続けていただきたいということから、町としてはどういうお考えなのか、ちょっとお聞きします。課長よろしくお願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、この5年間で約3割ほどの水稻、米ですね、生産者が減少しているということで、町で新規就農者の取組でありますとか様々な支援制度をつくりまして、できる限り米の生産を続けていただけるような施策をこれまでも重点的に取り組んできたところでございますが、高齢化であつたり離農者の増加、そういったことで減少しているということでございます。

今後ということでございますが、地域の農地の集積、あるいは集約を担う農事組合法人も、ここ数年設立されて、今後も設立に向けて今準備をしている団体もあるということで、そういった部分について町でできる支援をして、できる限り農地を耕作し続けていただけるような環境は整備していきたいということで考えております。

また、本年9月に設立されました町の農業公社につきましても、その業務の一部に農作業の受託という部分も事業計画の中に入っておりますので、今後段階的に農業公社でもそういった支援に取り組んで、町の農地、農業を守る取組を町としても支援をしていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 農業法人のほうで対応していくということではございますが、全部が全部、やはりカバーできるものではないと思っておりますが、特に山間部の耕作、それは町側として

も農業法人のほうにお任せするということではありますが、少しその辺、お考えをお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

これまで国の仕組み、制度として、人・農地プランという計画がございましたが、これが法律が改正されまして、今度地域計画という名前に変更になりました。この地域計画ですが、町の農地について1筆ごとに10年後、誰がそこを耕作していくかということを、今度令和7年3月までに策定するように法律のほうで定められたところでございます。

今後の町では、各集落、あるいは地域、そういった計画の一つのくくりの中でどこまでのエリアを一つの計画とするかというのは現在検討しておりますが、その中で集落、あるいは関係者の皆さんとどこの農地をどういうふうに守っていくかというのは、地域、あるいは関係者と一緒にこれから検討をすることになります。

その中で、当然先ほど議員申されましたように、山間部の耕作どうするんだということも出てようかと思いますが、地域の皆さんの意向なども十分にその中でお聞きしまして、町としての地域計画を策定していきたいということで考えております。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 方針というのは分かりましたが、実際に、本当に農業法人さんのほうで、本当に山奥の圃場にまで行って管理をしていただけるのかなというのが地区の住民の皆様の心配であります。

そして、今耕作している人も現に水利の管理だったりそういうところが今滞りがちになっておりますので、その辺も農業公社のお力をお借りできるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは御質問にお答えいたします。

先ほどの議員の御質問の中に、中山間の中で非常に条件が悪いところまで、農業公社ということでよろしいのでしょうか、農業公社を受けるかということでございますが、当然これ全て町の全ての農地を守るということは現実的にこれ難しいと思います。ですから、その中で、どこを集落として守っていききたいか、そういったところを地域の皆さんと、あと耕作者、地権者の皆さんと話し合いによって地域計画というものはつくっていくことになりますので、その中で守るべき農地については耕作を継続する、あるいは、ここは難しいというところについては管理、農地保全だけになるということも当然出てくるのかなというふうに考えております。

またもう一点ですが、水利の管理ということで、農業施設の維持管理につきましては、多くのところでやはり高齢化が進行して、なかなか、いわゆる人足作業、人員が確保できないということでございますが、これにつきましても、例えばですが受益者の御家族の方とか自治区出身の方、そういった方に声がけをして、そういった作業に出ていただくということも大切な取組の一つなのかなということで考えておりますので、そういった受益者の方ができることと、あと、町ができること、農業公社ができること、それぞれの役割を

分担しながら取り組んでいくことが大切なのかなということで考えております。

○議長　長谷川議員に申し上げます。農業公社の通告ではございませんでしたので、この辺でとどめていただきたいと思います。

3番、長谷川正君。

○長谷川正　ふるさと納税の返礼品として、本当に今は米が一番人気だというふうに聞いております。

今年は本当に猛暑で水不足が続いたということで、量の確保ということは大丈夫だということで先ほども答弁いただきましたが、この先本当に2億以上のふるさと納税を見込みということで示されたんですが、それについて本当に確保できるのでしょうか。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

ちなみに、返礼品に使われている米の量というのは、大体俵数で換算すると1,100俵くらいなんです。ですから、町の米の生産量全体を考えれば、十分に飲み込める量ではありますが、ただ一定の品質であるとか、あるいは販売できる事業者、町としては米を売っている事業者から買い入れて、それを返礼品として送っているものですから、生産量は十分にありますがそれを販売できる事業者の数、そして販売できる量の数を確保することが大事だということで考えております。現在のところは2億円くらいの寄附額に対しては十分に確保できる見込みでありますけれども、これが仮に3億、4億となれば、この辺の課題は明らかになってくるだろうというふうに考えてございます。

○議長　3番、長谷川正君。

○長谷川正　そうなったときに、米の指定された、要するに施設の方のところからお米を買う、私は本当に基準をクリアしていれば一般の農家さんからも買っていいよという、そういうような対策は取れないのでしょうか。今後を見据えてお聞きます。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

町が生産者からお米を買ってそれを商品として売っているわけではなくて、あくまでも一般に小売できる商品をそろえている事業者さんに返礼品を送っていただくということになっていますので、しっかりとした品質のお米を御家庭で使用できるものとして、しっかり商品化されている生産者、販売者の方々からは、積極的に返礼品として採用してまいりたいと考えておりますけれども、やはり寄附者の方に選ばれるしっかりとした品質、そしてまた、寄附者のニーズに合ったタイミングでお米を届けられる、そういった事業者の方をどんどん開拓をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長　3番、長谷川正君。

○長谷川正　ということは、今後もそういう施設なり基準をクリアしたお米が出てくれば、そのところから町は買うということでよろしいでしょうか。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

基準というのはないんですけれども、寄附者の方に選ばれる、まずは返礼品を販売していただける事業者の方が、今の米をふるさと納税の返礼品として提供していただいている

事業者は7ついらっしゃいます。この方々と同じような形で米を販売、商品として販売していただける事業者がもっともっと育っていただいて、寄附者のニーズに応えていただけることを町としても期待しているところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私は稲作を、米を作っている方々、本当にその方々の少しでも高く米を売れるそういう農業による収益増加、もうかる農業というふうに思っておりますので、そういう基準とかクリアできれば、これからも新規の参入は可能だということですね。どうでしょう。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 基準と申しますか、しっかりと寄附者の方に選んでいただける商品を取りそろえていただいて、それを例えば新米が欲しい、あるいは毎月決まった量の精米したお米が欲しいと、そういったものをしっかりと販売用として確保して、そして寄附者の方にお届けできるというそういう事業者の経営的な部分、しっかりと生産だけではなくて販売の部分でも経営的に対応ができるという事業者の方がもっともっと増えてくることを町としては期待しているところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ありがとうございます。

続いて、ふるさと納税返礼品の新たな開発ということで、先ほどから聞いておりますが、この段階でもよろしいので、こういうふうなことで今取り組んでいるという具体的なところはありますか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

今新規返礼品の登録に取り組んでいて、まだ登録されていない御商品というのが幾つかあるわけなんです、現在事業者の方々にいろいろ開発については努力をしていただいているところでございまして、商品名、ずばりは申し上げられませんが、いわゆる米を使った食品、あるいは米の加工品、スイーツとかそういったもの、あとはキノコ類について、今、新たな返礼品として登録ができないか、現在事業者の方々と調整をしているところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 本当に新たなやっぱ返礼品を作るということは、ふるさと納税が増額する、そういうことにもつながると思いますので、本当に町で自由に使えるお金、これを私も倍増したいなと思っております。本当にこれから今、課長申されたように、ふるさと納税の返礼品が、また新たなこんな商品もあるのかと言われるような商品を作っていただきたいと思っております。

具体的なところ、これからはそういうことだということで理解いたしました。

以上です。大丈夫です。今の要望です。よろしくお願いします。

○議長 要望でよろしいですか。

次の質問、再質問ありますので。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 接遇やハラスメントについてちょっとお聞きしたいのですが、私の見るところを本当にずっと見ていますけども、本当に町民の皆さんに対する職員の態度というのは本当にいいものがあると思っております。今までずっと研修とかされてきた、それが表れているのかなと思っております。これからというか、やっぱり研修をする、それは大事なことでありますが、それをやはり検証する、本当に研修した効果が出ているのかということ、これは数字で出るわけではないですので、そういうところはどういうふうに取り返すのか見ておられるのかなと。思うところをお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、研修の効果はということではございますが、やはり研修の効果という部分につきましてはやはり町民の皆様の満足度の向上なのかなと考えているところでございます。

したがって、研修を受けた上で、やはり言葉遣いや身なりが悪いとかという部分の、もし町民からのそういうクレームがあれば改善する部分という部分で考えているということでございます。

したがって、接遇につきましても、やはり町として考えている部分と申し上げますと、やはり自分以外の人に配慮できる職員、いわゆるやはり、ありがたいという言葉が返ってくるような職員を育てたいということで、今研修を努めているということでございますので、やはり町民の接遇に対する満足度が上がれば、必然的に接遇力も向上しているのかなということと考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 研修ということが効果が出ていると私も思っております。ハラスメント、いじめということで、私もこのハラスメントというのはないということで、今、ないかとの相談を受けていることがありますということです、これはハラスメントとかいじめはないということですか。再質問します。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 ハラスメントに関する御質問でございますが、ハラスメントがないというふうな形で断言しているわけではなくて、ハラスメントではないかということで相談は受けたことがございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ハラスメント、いじめ、私も何点か思い当たる節がありまして見てまいりました。本当に早急に改善していただきたい。私の同僚もそれでよく悩んでいました。

○議長 特定されないような質問をしてください。

○長谷川正 見てはきましたが、そこでの対策、今後の対策というふうにもつながると思うんですけども、やはりそういうアンケートとか、そういう一人一人のそういう声が今大事になってくるのではないのでしょうか。だから、そういうアンケートを取るとかとの対策、防止策、現状を知る意味での、それはお考えありますか。

○議長 長谷川議員に申し上げますが、役場内ということではないですね。今のハラスメントを見たというような内容につきましては、役場ではないということです。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 役場内でないのかということ言えば、役場内であります。過去にそういうのを私は見てきましたので。

だから、今後そういうのが防止するためにも、やはり一人一人の方からアンケートとか取って、現状がどうなのかなというふうなことをしっかり調査するということも大事じゃないかなというふうに伺いますので、今質問したところです。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

ハラスメントの現状に対するアンケート調査とか行っってはどうかという形の質問でございしますが、現時点で今まで町としてハラスメントに関するアンケート等は取ったことはございませんが、基本的に先ほども御答弁申し上げましたが、パワーハラスメントの防止に関する規定の中ではチェックリストというのがございまして、もし自分が思い当たる節があればチェックをして改善する、あと、相手方もチェックリストを活用して事前にチェックするというような形で対策を講じているということでございます。

ハラスメントという部分につきましては、やはり職員個人並びに職場にも大変影響を与えるものだということは認識しているところでございます。

したがいまして、やはりハラスメント対策というのは終わりが無いものということで私どもも捉えておりますので、今後、様々な研修を通して、ハラスメントがない職場環境づくりは努めていきたいと考えております。

ただ、アンケート調査といいますか、その辺の事実関係、また実態については今後どういう形で職員の意見を取り上げたらいいかという部分については、今後十分に職員衛生委員会等を含まれまして考えていきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 十分理解いたしました。

最後に、ちょっと町長にもお聞きしたいんですが、昨今テレビ等でよく町長のハラスメントとかというふうなことをお聞きしているんですが、薄町長はございませんよね。今後とも。御答弁よろしく願いいたします。一般町民の皆さんに対しても、よろしく願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけど、そのようなことは決してございませんし、いわゆる町民の皆さんの私は付託を受けて、公約された事業をしっかり果たすことが私の責任だというふうに思っていますので、そのようなことについては全くございませんので、御安心をしていただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ありがとうございます。最後に本当に町を元気にするには、やはり町民の皆様の元気が必要だと思います。町民の皆様が元気になるというのは、やはり町職員の皆様元気でないといけないと思っております。そういう意味では、これからそういったことで対策を講じていただくのは本当に望ましいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは最後に要望でございます。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後1時です。（12時03分）

○議長 再開します。(13時00分)

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野恵美子でございます。

私は、本時定例会に2件の一般質問を通告しております。

1つ目は、ボランティアについてであります。

少子高齢化や人口減少に伴い、住民が地域で支え合う仕組みづくりが必要とされる現在、ボランティア活動などの住民による自主的な助け合い・支え合い活動が必要不可欠なものとして求められております。そこで伺います。

1、本町におけるボランティア活動の現状。

ボランティア活動サポートセンターの会員数、どのようなボランティアのニーズがあるか、ボランティア活動に対する特典をお聞きいたします。

2、有償ボランティア、ポイント制、報酬制に対する考えをお聞きいたします。

3、介護支援ボランティア制度への取組の考えをお聞きいたします。

2つ目は、移住・定住についてであります。

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出しています。地方においては、人口、特に生産年齢人口が減少しています。一方で、感染拡大やそれに伴うテレワークの普及などを受け、若い世代を中心に地方移住に対する関心が高まっております。そこで、特に若い世代の移住・定住についてお聞きいたします。

1、令和5年度、空き家バンクで空き家を購入して移住した世帯数と、そのうち若者や子育て世代が占める割合をお聞きいたします。

2、子育て世代が地方移住に求めているものをどのように分析していますか。

3、若者や子育て世代への移住促進の現在の取組をお聞きいたします。

子育て支援や教育、テレワークや農業振興などの就業、住まいなど環境づくりの観点です。

4、本町で育った子供たちが町に定住するために必要な取組をどのように捉えておりますか。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、上野議員の移住・定住についての御質問にお答えをいたします。

町では本町の最大の課題である人口減少対策の三本柱の一つとして、移住・定住の促進を位置づけ、本年4月より専門部署として商工観光課内に、西会津のある暮らし相談室を設けるなど、移住・定住の強化を図っているところであります。

また、主な施策といたしまして、首都圏での移住相談会やインターネットなどを通じた情報発信をはじめ、住宅の紹介や取得・改修への補助など住まいに関する支援や、空き家バンクや移住促進住宅整備など、空き家の利活用を進めるとともに、テレワーク環境整備や特定地域づくり事業、地域おこし協力隊など、新たな働き方への対応などを実施しているところであります。

このことにより、移住相談窓口を通じて相談や移住をされた方につきましては、平成 27

年度から本年 11 月までの約 9 年間で相談者数が延べ 544 名、移住者数が 107 名となったところであります。

御質問の 1 点目ではありますが、令和 5 年 11 月末現在において、空き家バンクを通じて購入された空き家は 3 軒であり、このうち移住者は 2 世帯であり、いずれも 60 代以上の方で、若者や子育て世代の購入はありませんでした。

次に、2 点目の御質問ではありますが、東京にあります福島県のふくしまぐらし相談センターの分析によりますと、単身者については、魅力的な仕事があれば住む場所にはそれほどこだわらない傾向がある一方で、子育て世帯については、仕事、住まい、教育の 3 つを合わせた移住先を選ぶ傾向があるとのことであります。

町といたしましても、子育て世代の移住促進を図るには、住宅や仕事はもとより、子育て支援や教育などを総合的に勘案して、施策を推進していく必要があると認識しております。

次に、3 点目の御質問ですが、若者や子育て世代への移住促進の現在の取組につきましては、まず、子育て支援につきましては、第三期子ども・子育て支援計画で、さらなる子育て支援の充実を図っていくこととし、教育につきましては ICT 教育のさらなる充実と英語教育の強化を図っていくこととしております。

また、就業につきましては、テレワーク環境の拡充を進めるとともに、就農支援による担い手農家の育成などに取り組んでおり、住環境につきましては、若者向け住宅を整備したほか、空き家アドバイザー協議会等との官民連携により、空き家の活用を積極的に図るとともに、子育て世帯向けの住宅整備についても検討を進めているところであります。

なお、これらの取組につきましては、副町長を先頭に、役場内の関係部署が横断的に議論する事業連携推進会議において、移住・定住の促進をテーマに、昨年度からこれまで 9 回の会議を開催してきたところであります。

次に、4 点目の御質問についてですが、本町の子供たちが町に定住するための取組といたしましては、町内企業の工場見学を通じた人材育成や、本町に定住した場合に返済が一部免除されるトータルケア修学資金や西会津高等学校生徒支援修学資金などがあります。

また、町の未来を担い、ふるさとを誇りに思う子供たちを育成するため、地域の歴史や文化、自然、産業などに触れる機会を通じ、理解を深める西会津こども研幾塾を実施しているところであります。

町といたしましては、今後とも移住・定住の促進に向けて、成果の上がる様々な対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4 番、上野恵美子議員のボランティアについての御質問にお答えいたします。

初めに、町のボランティア活動サポートセンターについてであります。平成 15 年の設立以来、町民の皆さんがボランティア活動に参加しやすい環境づくりと、町内におけるボランティア活動の総合的な窓口の役目を担う任意団体として活動してまいりました。本年度で設立 20 周年を迎え、11 月末現在の登録ボランティア数は、実人数で 327 人となって

おります。

ボランティアのニーズにつきましては、高齢者宅への弁当配達や精神保健福祉ボランティア、高齢者や子供たちへの昔語りや読み聞かせ、公共的施設の環境整備や美化活動などが現在の主なものとなっております。

また、コロナ禍前につきましては、高校生等による介護施設等での環境美化や寝具交換等の活動が活発に行われていたと把握しております。

次に、ボランティア活動に対する特典としましては、平成 17 年度からボランティア登録をされた方には登録ボランティア賞バッジ、通称赤色バッジをお渡しし、活動時間に応じて 100 時間達成の方には銅色達成章、銅色バッジ、300 時間達成の方には銀色達成章、銀色バッジ、500 時間達成の方には金色達成章、金色バッジ、さらに平成 25 年度からは 1 千時間達成者に名誉会長賞バッジを授与し、その栄誉をたたえてまいりました。

次に、有償ボランティア、ポイント制・報酬制についての御質問にお答えいたします。

本町のボランティア活動につきましては、公共的なサービスを提供する団体等からの要望と計画に基づき、無償を原則として、活動に取り組む町民の皆さんの生きがいのある生活実現に貢献してきたものと認識しております。

しかしながら、有償ボランティアは高齢化や人口減少の進行、定年の延長や女性の社会進出が進む中で、地域のボランティア活動においても人材不足が課題となっており、こうした状況への有効な対応策の一つであると認識しております。ボランティア活動に参加する側としては、その意欲やきっかけに、ボランティアを利用する側としても、対価の支払いがあることで気兼ねなく利用できるなど、ボランティアをする側、受ける側、双方に一定程度の効果が期待できるものと考えておりますが、実施運営するには事業全体の仕組みづくりなど検討する課題があることから、先進的に取り組まれている自治体への視察など、ボランティア活動サポートセンターとともに調査研究を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、介護支援ボランティア制度への取組についての御質問にお答えいたします。

介護支援ボランティア制度とは、介護保険事業の地域支援事業の一つであり、高齢者が介護予防等を目的に、ボランティア受入機関の指定を受けた介護施設等でレクリエーションの運営補助やお茶出し、食堂内での配膳や下膳の補助、利用者の話し相手等の活動を行い、その活動実績をポイントに交換する制度であります。このポイントは、交付金として換金や寄附、自身の介護保険料に充てることもでき、高齢者がボランティア活動を通して社会参加、地域貢献することで、自身の生きがいや健康づくりにも効果が期待できる取組であります。ボランティアを受け入れる施設にとっては、地域に根差した開かれた施設になり、職員の業務負担の軽減や介護の現場を知っていただく機会にもなると考えられます。また、利用者にとってもふだんと違う方との交流が刺激となり、コミュニケーション能力の維持や精神的な癒やし、認知能力の維持向上につながることを期待されます。

一方で、ボランティアとして活動する方には、日常的な感染症対策や体調の管理、そして健康な状態での活動参加と利用者の個人情報への厳守が強く求められます。

制度の実施を検討する上で何よりも優先されることは、施設等利用者の安全確保であり、ボランティアを受け入れる側の意向や、その体制確保の課題、そして事業の財源として第

1号被保険者の介護保険料23%を充てることが基本であることから、先進的に取り組まれている自治体での事業効果や実績も踏まえ、慎重に判断してまいりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。

まずは、ボランティアについてからお聞きしていきたいと思います。

ボランティアとは何か、その目的について認識を確認させていただきます。厚生労働省では自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為を指して、ボランティア活動であると示しております。そのような自発的に支援したいという思い、その意思に基づく行為がボランティア活動であるということで認識を確認させていただきます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

ボランティアに対しての考え方ということで、議員おっしゃるとおり、そういった自らが役に立ちたい、あるいは奉仕したいという気持ちを表したものであると思いますが、また他方では、ボランティア活動をすることによって生きがい、やっている方の生きがい、につながるものが想定されます。そういった部分は、絶対にボランティア活動で見落としはいけない部分でありますので、そこを受ける側、そしてボランティアをする側、両方とも大切にしていかなければいけないものと認識しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 本当にそのとおりであると思います。

本町のボランティアの現状をお聞きいたしました。ボランティア活動サポートセンターですかね、多くの会員の方が様々なボランティアに参加されているということが分かりましたし、そこにおける特典というのも理解しました。

そこで、私は今このボランティア活動においては2つの点で検討が必要であると思っています。

一つはボランティア活動の範囲についてです。

西会津町のボランティア活動の体制、ボランティア活動サポートセンターを中心とした体制であったり、あと活動であったり、その辺もう少し詳しく教えてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。本町のボランティア活動の活動範囲ということでしょうか。

ボランティア活動、西会津型のボランティア活動とよく表現されているわけですが、公共的なサービスを提供している団体等からの要望、そして計画に基づいてボランティア活動サポートセンターがボランティアを提供できる登録ボランティアとの橋渡しになって、活動を支援しているという状況であります。

また、ボランティア活動サポートセンターが直接的に仲介をしているわけではありませんけれども、町内には、例えばですけども、民生委員が、あるいは福祉協力員が中心になって見守り、その見守り活動の中には見守り協力隊という地域の方もいらっしゃいます。人数としては215名いらっしゃるということですので、そういった方の年間を通した見守

り活動の中で、冬期間については簡単な雪片しのようなボランティア活動もやっておりますので、全てボランティア活動が携わっているということではなくて、違う機会を様々な機関ができる、提供できるような機会があれば、そこでボランティア活動と呼ばれるようなものは広くボランティア活動サポートセンターが携わらない中でも実施されると認識しております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 現状を分かりました。

そこで、ボランティア活動の原点に立ち返ってみると、ボランティアは支援したいという思いに基づいて社会や他人に貢献すると、支援するということですが、今町では支援が必要なところにまだ十分に支援が届いていないところがあります。例えば、介護サービスを受ける前の段階の高齢者世帯の通院であったり、買い物であったり、これは車、足がなくて困っている方々多くいらっしゃいます。また、掃除とか食事とかにも困っている方が多くいると聞いています。このようなところにボランティアという形で支援することも検討すべきだと思いますし、今団体に向けてのボランティアが多いかと思いますが、このような生活支援の場で個人に対してのボランティアというのをやっぱり拡充していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員今おっしゃられた対象者の方については、希望があれば介護保険制度の中の介護予防・日常生活支援総合事業にて対象者としてサービスの提供ができますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 実際にその総合事業の中でそういう項目ってありますけれども、なかなか活用されていないところがありまして、現状把握が十分じゃないかと思うんですけれども、そこで困っている方々が多くいるという、やはり現状も見ていただいて、例えば坂下町ではそのようなところに有償ボランティアで支援しています。依頼会員 300 人、提供会員 100 人が登録して、本当によく助かっているというような声も聞きますので、ぜひそういうところも研究していただいて、ちょっと検討していただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今後、先進的に取り組まれている自治体のことについて、調査研究進めさせていただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その点についてお願いいたします。

あともう一つは、ボランティアの有償化について検討する必要があると考えています。

今基本的には無償で提供されているということで理解していますけれども、全国的に見ると、無償化から有償化に転換している自治体は多くなっています。

まず、答弁の中にもあったかと思うんですけれども、無償であることで生じている課題、ボランティアを受ける側の問題、ボランティアを提供する側の問題として、今答弁の中にはあったと思うんですけど、その辺もう一回認識をお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

有償ボランティアの事業実施につきましては、ボランティア活動サポートセンター設立以来、活動について御指導をいただいています福島大学の鈴木先生の御指導を今後とも受けて、そういった部分について先進事例も含めて、また調査研究を進め、必要な場合には取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今無償であることで生じている課題としてお聞きしたんですけれども、無償だと、ボランティアを受ける側としては、無料だと気を遣ってしまっただけでいいというのと、対価以上のお金や品物をお返しするというようなそういうことも起きています。ボランティアを提供する側としては交通費などもかかりますので、ボランティアをしたいという気持ちがあったとしてもお金を負担してまでという、そういうふうを考えている方もいらっしゃると思います。これが今、町では無償でボランティア活動をしていますけれども無償であることで生じている課題だと、今後も無償でやっていくに当たっての課題だと思っています。お金を支払うことで気持ちよく利用していただいて、その利益をボランティアに配分する、謝礼としてお返しするという形で、有償ボランティアというのはそのように変化したということです。労働の対価として賃金が払われるアルバイトなんかとは違って、有償ボランティアはボランティア行為に対する感謝の気持ち、それを謝礼にさせていただくというものであります。有償だとどのようなメリットがあるかということですが、有償にすればもっと多くの人がボランティアを提供する、また提供してもらうという機会を得る可能性が広がると思います。今も言いましたように、無償だと、ボランティアを提供する人、提供してもらいたい人というのが潜在的にはたくさんいるとしても、実際には制限されてしまうということがあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、また生きがいとかそういうお話をさせていただきますが、人が生きがいを最も感じる時というのはどういうときかという調査研究がありまして、その中で、自分の得意なこと、そして自分の好きなこと、そして社会に求められていること、それをやったときにその活動の対価が得られる、この対価というのは感謝だったりお金だったりいろいろあると思うんですけれども、この4つがちょうど重なり合ったところが一番人が生きがいを感じて取り組める場所であるというような調査研究があります。そういった意味を踏まえれば、有償ボランティアというのは、この今の考え方に沿ってみれば取り組む価値はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、ボランティア活動の拡充の必要性ということについては、今答弁ありましたけれども、その認識、ボランティア活動の拡充の必要性、これをもう一度お考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

これまで町が取り組んできた無償のボランティアと、あと必要に応じて全てを有償ボランティアにするというのは少し慎重に判断しなければいけない点だと思いますので、無償も有償もありということで十分、先ほど申し上げましたけれども、御指導いただいている先生に相談しながら町のボランティアの活動について、この後の活動について検討を進めていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほどの生活支援の部分でのボランティアも含めて、なぜボランティア活動の拡充が必要かということですが、課長の答弁の中では何回も出てきておりますが、少子高齢化の中で、地域の方々の支え合いというのがすごく大切になってきて、ボランティア活動が地域を支える力になるということ、そして課長言われたとおりに高齢者の方がボランティア活動を通して社会参加であったり地域貢献をすることは、自らの健康増進であったり介護予防であったり、生きがいにつながるということ。そして、会津若松市はポイント制を導入しています。そして、ボランティア提供者の対象は 13 歳以上、中学生以上となっておりますが、今年度はLINEを使ってボランティアを募集したところ、高校生の希望者が昨年度 100 名に対して、今年度はその倍の 200 名の方が応募してきたということでした。やはり小さい頃からそういうボランティア活動を通して社会貢献の意識を高めていくということは大切であると思いますし、その体験は心の成長にもつながると思いますが、それでボランティア活動の拡充の必要性、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 ボランティア活動の拡充の必要性については、繰り返し申し上げるようですが、必要だと認識しております。

例えばなんですが、学校活動に対してもボランティア入っております。そういったボランティアをしていただいている大人の方の姿を見て、子供たちがそういったボランティア活動の大切さというのを身をもってというか背中を見て体験するということは大変重要なことだと考えておりますので、ボランティア活動の拡充については必要だということで認識しております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ボランティア活動の拡充、これの必要性というのを確認させていただきました。

それはまたボランティアの有償化によってさらに拡充が進むと思いますし、それによるメリットというのはとても大きいということが分かると思います。会津管内を見ると、ボランティア活動の謝礼を報酬、1 時間幾らでお支払いしているところもあれば、またポイント制にして、そのポイントをためると地元の商店で使える商品券などと交換することができるという取組をしているところもあります。その財源は、介護保険の総合事業のサービスの対象となる支援に対しては地域支援事業交付金、また社会福祉協議会独自の財源でやっているところもありますし、一部一般財源で補填されていますが、利用者さんからの利用料で運営しているところもあります。

町では、有償ボランティアについても検討していくということでしたけれども、有償のボランティア、ポイント制、報酬制、これはボランティア活動に対する感謝の気持ちを謝礼として表すというものですので、ぜひここは前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議員おっしゃるとおり、ポイント、あるいは有償化でお支払いする対価というのはボランティアに対する感謝の気持ちということでもありますので、そういったところは労働対価ではございませんので、そういったところを十分踏まえて、有償、無償という区分けとかそういった部分も必要だと思いますが、十分今後取り組めるように検討を進めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひお願いしたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度についてですけれども、答弁にありましたとおりに、ボランティア提供者は65歳以上の方になりますが、在宅や高齢者施設でボランティア活動をするとポイントがたまるという制度で、蓄積したポイントを利用して介護保険料を納付することができるということでは実質的な保険料負担軽減が可能になる。また、蓄積したポイントを利用して自分が介護サービスを利用する段階になったときに、それでサービスを利用することができるということで、財源は地域支援事業交付金となっております。この制度を活用すれば、今、高齢者施設、マンパワー不足が課題となっておりますが、生活支援の部分、例えばシーツ交換であったり居室の環境整備であったり、また傾聴ボランティアといってお話をお聞きしたりというボランティアで支援していただくと、すごく助かります。たくさんそういうところがあります。

この制度を活用することによって、人材不足の課題の一助になるということは明確であります。ただ、これは市町村の裁量によるものということなので、町がこのような厚生労働省の認可を受けた有償ボランティアを積極的に活用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町内の各介護サービスの提供事業所に、これまで例えば人員不足でサービスを制限したことがありますかというような調査をさせていただいた経緯がございます。その調査の結果では、人材不足でサービスを制限した経緯はないというお話であります。

ただ、一部事業者においてはコロナの影響で、職員がコロナに感染してしまっで一時的にサービスを、短期間でありますけれども制限したことはあるということでしたので、本当の人材不足、そういった部分で制限をかけるようなところまでは町内では行っていないということを、まず町では認識しているところです。

答弁でもお話ししましたとおり、やはり人材不足を補うというよりは、利用されている方々へのいい意味での刺激だったり、あるいは施設としての地域に開かれているというような部分、そういったところを主な目的として事業者はボランティアを受け入れているというような状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 人員不足でサービスを制限したことはないということでしたけれども、最低の人員で回しているということは確かだと思いますし、職員の負担というのもきっと大きいんだと思います。そこを職員、有資格者じゃなくてもできるところはボランティアで支援していただく体制というのも私は必要だと思っています。

本町においては、高齢者の方々、結構ボランティア活動に参加されている、積極的に参加されている方々いらっしゃいますけれども、その方々からやはり将来自分たちが介護サービスを必要になったときにためのポイントを活用できる仕組みづくり、これを検討していただけないかという、そういうお話もありますが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 本制度を進めるに当たって、最も重要なところは施設を利用されている方の安全管理だと考えております、答弁でも申し上げましたとおり。それを確保するのは、やはりサービスを提供している施設側でございますので、施設側の考え方、意向、そして受入れ体制の状況等、そこが一番重要なところでございますが、議員おっしゃるとおり、やはりその制度を活用することによっていろいろなメリットがございますので、町としてもそういったところを総合的に判断をして、事業の実施に向けては検討を進めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ、今、ボランティア活動をされている方々の意見も聞いて検討していただきたいと思います。

そこで、このボランティアに関しては個人への生活支援の部分でのボランティアの拡充と、あと、有償化、これを検討していただきたいと思います。要望です。

それでは、次の質問に行きます。

移住・定住についてに移ります。

直近の傾向から見ると、空き家バンクは令和5年度ですか、シニア層が占めたというか、若い世代、子育て世代はいなかったということですが、シニア層の移住・定住も大切な対策であると考えています。また、若い世代、子育て世代の移住促進、これも町の将来を考えたときに非常に重要な取組であると考えます。その重要性の認識をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

本町におきましては人口減少対策が最大の課題でございますので、移住・定住に関しましては年代を問わず、広く移住を促していく施策が必要かというふうに考えておりますけれども、ただ、比較的若い世代、子育て世代へのアプローチが少し、もう少し必要だなというふうに今の段階では考えておりますので、認識といたしましては、そこら辺への施策、多めに力を入れてやっていかなければならないなというふうに認識しているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　お考え、分かりました。

そこで、まず空き家バンクにおいて直近の傾向として、なぜ子育て世代が少ないのかということに対しては、どのように分析されているのかお聞きします。

○議長　　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

比較的若い世代の方々、単身・子育て世帯の方々にとっては、移住先で戸建ての住宅を中古であれ新築であれ購入するというのは大変大きな投資でございますので、この辺については抵抗感が、ハードルが少し高いのかなというふうに認識をしております。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　そうであれば、賃貸物件を増やせば子育て世代の移住が増えるということは見込めるのか、見込んでいるのかをお聞きします。

○議長　　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

今ほど申し上げましたとおり、戸建ての住宅を購入することはハードルが高いと。したがって、必然的に賃貸物件を求めやすいように環境整備をしていくことが必要だと考えております。

ただ、これだけが子育て世代、若い世代の移住を促す唯一の手段ではございませんので、トータルで考えていく必要があるというふうに認識しております。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　分かりました。

そこで、子育て世代が地方移住に求めるものということで、仕事、住まい、教育という答弁をいただいています。都市部の若い世代は子育て環境にいい自然環境を求めている方が増えているということも聞いていますが、今年度東京での移住促進のイベントが実施されたと思うんですけれども、そういうところで、都市部の子育て世代に対してはどのような観点でこの町の魅力を発信したのかをお聞きします。

○議長　　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

移住のイベントにつきましては、移住相談会につきましては、相談に来られた方々は若い方ばかりではございませんでしたので、相談者の年代やニーズに合わせた形で子育て世代の方々や若い方々につきましては、町で今行っている子育て世代に向けた支援の施策でありますとか、そういったことを丁寧に御説明をしながら、まずは西会津町はこういったところで、こういった施策をやっているんだ、こういった支援があるんだということをつ一つ丁寧に御説明をしながら、移住に関心を持っていただくよう相談を行ったところでございます。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　その中には子育て支援や教育などについても御説明したのかなと思いますけれども、子育て支援については移住先を選ぶに当たって、とても大きな要素となると思います。今、町ではいろんな子育て支援をしてきて、経済的な部分での支援というのは構築されてきていると思うんですけれども、次の段階においては、さらにきめ細やかな支援

体制の構築ということで、1番議員の質問の中にもありました。そこで、課長がもっともときめ細やかな支援が必要だという認識であると、そのような答弁をいただきまして、本当によく現状をつかんでいらっしゃるなと思いました。

今回の子育て支援の質問ではないので、1つだけ確認させていただきたいんですけれども、現状様々な子育てにおける課題というのを解決して、より教育の質を高めていくというところまで子育て支援はやっていかないといけないと思うんですけれども、福祉の土台があつての教育というところでは、福祉と教育、これが一体となって取り組むことが必要だと思いますが、その辺の考えについて1つだけ、お考えをお聞きしておきます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 福祉と教育の連携といいますか、ということで、今現在の架け橋プログラムということで、幼保小の架け橋プログラムということで国の交付金を受けまして3か年間の事業で実施しております。保育、それから小学校、中学校までを見通した連携ということで進めておりまして、それも一つの移住する上での教育環境の充実の部分では一助となるのかなというふうには考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ちょっと今回はその辺にしておきたいと思います。

そして、仕事、住まい、教育の中の仕事のところで、働く場の確保について、農業振興もこれから積極的に取り組んでいくということでしたけれども、目指すところとしては例えば昭和村のカスミソウ栽培であったり、南郷トマトであったり、そういう農産物のブランド化を進めて、なりわいになるように成長させていくというところまでお考えなのか、これも農業振興が質問ではないので、これだけお聞きしておきます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 仕事の確保ということで、農業分野における移住の考え方ということでございますが、県内の新規就農者の状況を見ますと、新聞報道などを見ますと福島県全体では新規就農者の数は増加しているというような傾向があるようです。中身を見てみますと、やはり議員今申されましたように、産地化といいますか、それぞれの地域で特産品となっているような農産物、あるいは花卉、そういった振興が図られているような町村は、やはり自治体については新規就農者が多いというような傾向にあります。そういった意味で、今現在、町として、そういった産地化まで行ってないわけですが、町でこれまで25年間健康な土づくりということで取り組んでまいりまして、先日も25周年の記念大会で、今後はさらにもうかる農業を目指していこうというような生産者の皆様からの発表もありましたので、今後はそういった産地化、あるいはもうかる農業も一つの切り口として新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

テレワーク環境も整備しているというお話いただきました。今、デジタル戦略の中でIT企業の誘致、これに取り組んでおられるということですが、テレワークをしている人、例えばIT業界の方であったりフリーランスの方であったりなのかが最もターゲットとなる職業であると、そのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 上野議員の御質問にお答えいたします。

移住・定住のターゲット先の一つとしまして、テレワーク、昨今の潮流となっておりますテレワークによる仕事をしながら地方に住む方々についてのターゲットかというような趣旨だと思いますが、まさに議員おっしゃられるとおりでありまして、コロナ禍の中で急速に進捗しましたテレワークによる、住むところを選ばないで仕事をできるというような働き方、多様な働き方につきましては、まさに地方に移住する大きなチャンスになっているわけですので、そういった意味も含めて私どもデジタルの活用の中で、そういった地方でのワーケーションだったり、多様な働き方の一環としての地方移住だったり、そういった部分についても首都圏企業等に情報提供するとともに、またはこちらでそういったフィールドワークの場所を提供する、そういった活動をここ3年ぐらいは続けてきております。

今後も引き続き、そういった首都圏企業等々連携を取りながら、そういった働き方によって地方移住が進むよう、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の町の状況の中で、テレワークをしている人たちが最も移住先の仕事として考えられる職業であるということで理解しました。

多くの自治体がある中で、その方々に西会津町を選んでもらうために必要なことは、どのように考えられるか、考えをお聞きます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町長の答弁の中で、各課を横断的に事業連携推進会議を開催してきたという御答弁を申し上げましたが、その中でやはり西会津に移住するメリットというものを感じてもらう必要があると。これについては、答弁の中で申し上げましたとおり、住まいや仕事、そしてまた教育や医療など、トータルで西会津町というものを評価していただいて、それで西会津町に移住するメリットということを感じてもらう、これをやっぱりトータルで発信していく、これを移住に関心のある方に分かりやすくPRしていくということが何より大事ななというふうに考えてございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それに付け加えまして、やはり町民の方々とのつながりというところでは関係人口を増やしていこうという試みをされているのだと思います。町民とのつながりであったり、関係性の構築、これが重要であると私は感じています。今、地区によっては若い人たちが集落の人足であったり行事に参加するという活動をされているところもありますけれども、やはりこれももっと町全体に広げていただきたいと思います。その中で、福島県の補助事業として、ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金という補助事業があります。これはテレワークと地域との交流や体験がセットになっている県の補助事業です。福島県への移住や2地域居住などを希望する県外在住の方が、福島県内に一定期間滞在し、テレワークを行うとともに地域との交流を通して生活環境を体験していただいた場合にか

かった費用の一部を補助するというもので、長期コースとしては1か月から3か月で補助上限額1人当たり30万円、また、短期コースとしては2泊3日から5泊6日までで、補助上限1人当たり1泊につき1万円という、こういう補助事業であります。これは今まさに本町にとって必要な移住の取組を後押ししてくれる補助事業ではないかと思えますけれども、この事業の活用状況であったり、事業への考え方をお聞きします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

移住体験というのは、議員におただしされるまでもなく、町では今年度から移住対策の体制を強化いたしまして、移住体験というものを非常に大事に施策を進めていきたいと考えておりまして、現在も取り組んでいるところでございます。

そういった中で、議員が今御紹介にありました県の補助事業につきましても、今年度1件でありますけれども活用された実績がございました。

町といたしましては、こういった移住体験を積極的に進めていく中で、活用できる補助事業など、町に有効な財源については積極的に取り入れて活用していく考えでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その中で、そういうたくさんの人たちを今後受け入れるに当たって、短期間に宿泊できる施設というのが必要だと思いますけれども、どのように考えるか、お聞きいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

現在町にはお試し一時住宅があるわけでございますけれども、引き続きこの活用を進めるとともに、また、町内のほかの地区においても移住者の方が短期間に町の移住体験ができる施設整備につきましては、現在検討を進めているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。宿泊施設の整備を検討しているということでしたので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

土地カンがあまりないのですが、町で育った子供たちが町外に出ていってしまうのを食い止められないか、どのような取組をしているのかというのが議会報告会で集落を回っていくと複数の集落から出された発言でありました。その中では、働く場所の確保というのが必要なんじゃないかという、そういう話になったわけですがけれども、町の企業の求人と求職の傾向といいますか、どのような職種の募集が多いのか、それに対してどのような職種への就職を希望している方が多いのかというところは把握されておりますか。お聞きします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町の無料職業紹介所に対しましては、町内の製造業や、あと、サービス業の方からの求職の傾向が多いというような状況でございます。まだ、ハローワークやそういった別の求人・求職先への傾向については、ちょっと分析をしておりますので把握をしてございません。

しかしながら、本町の町内の、これ製造業でありますけれども、主要な事業者にお問合せをしましたところ、14 社ほど聞き取りをしたわけでございますけれども、比較的従業員数のうち 45 歳以下の方の割合が4割を超えているということで、決してかなり多いというわけではございませんけれども、比較的町内の企業の経営者の皆様は若い労働力の確保に御努力されているなということを実感したわけでございます。

引き続き、町内事業者と連携を取りながら、若い人材の確保につきましては、町としても鋭意努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 上野議員、時間になりましたが。

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ちょっと途中になってしまいましたけれども、若い方々の移住・定住、これは必ずやっていかないといけない重要な課題であると思いますので、今後とも様々検討していただいて、力強く進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さんこんにちは。6 番、荒海正人です。

本日、一般質問します内容におきましては、行政のDX 1 点についてお尋ねしてまいります。

西会津町ではデジタル戦略が令和3年3月に策定され、本年3月に見直しが行われたところであります。地域課題の解決や行政サービスの向上、移住・定住の促進等を図るため、これからの時代を捉える上でも、必要不可欠な取組であると考えております。特に、行政のDXは、戦略を推進していく上で根幹になるものと考えております。

これまでの取組と効果、今後の展望について、また、提案といたしまして職員の複業、ここでいう複業は複数の仕事を並行して行う働き方、あるいは、本業以外の仕事を行えるものを言っておりますが、この複業についても町の考えを伺うものでございます。

まず、業務量調査に基づく業務改善等についてお尋ねいたします。

1 つ目としまして、実証を踏まえて運用が始まっております新たな勤怠管理システムの内容と見込まれる効果について、町の考えをお尋ねします。

2 つ目、職員を対象に実施されています既存の組織の見直しや業務の流れ等を見直すための研修、いわゆるBPR研修や、管理職向けに業務改善についての講演等が行われておりますが、研修等による変化や今後の展望について、町の考えをお尋ねいたします。

次に、情報連携基盤の構築についてお尋ねいたします。

情報連携基盤の構築については、デジタル戦略にも掲載されておりますけれども、令和4年度より町の公式LINEを運用しております。運用に当たっての効果と今後の展望について、町の考えをお尋ねいたします。

次に、オープンデータについてお尋ねします。

町のホームページ上には、西会津町の画像がオープンデータとして掲載されております。地域経済の活性化等を含めた町のPRのためにも、町で保有する画像や動画をさらにオープンデータ化すべきと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

次に、テレワークの推進について伺います。

1つ目、現在職員のテレワークが実証実験として行われております。今後職員の働き方の一つとして、テレワーク環境の整備が必要と考えますが、現在行われている取組の内容と見込まれる効果、また、今後推進していく上での課題について、町のお考えをお尋ねいたします。

2つ目としまして、現在職員間で連絡ツールとして、コミュニケーションツールとして使われておりますL o G oチャットやウェブ会議システムが導入されておりますが、これらをコミュニケーション手段として有効に活用することで、さらなるテレワーク推進が図られると考えております。現在の利用状況や、活用に当たって町の考えをお尋ねいたします。

最後に、職員の複業について伺います。

1つ目として、職員の複業について今後検討していくことが地域経済の活性化や職員のスキルアップにつながると考えておりますが、町として導入のお考えをお尋ねいたします。

2つ目、導入する場合、課題について等どのようにお考えかお尋ねいたします。

以上の内容について、一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、荒海議員の行政のDXについての御質問のうち、私からは、まず2の情報連携基盤の構築についてお答えをいたします。

町では、令和3年3月に策定した西会津町デジタル戦略に基づいて、情報連携基盤となる行政情報や地域の情報などのデータを集約し、町の取組や事業等を町内外に発信することを目的に、町公式LINEアカウントを令和4年1月に開設しております。この町公式LINEアカウントは、町からの情報提供のほか、オンライン申請や鳥獣目撃報告など5つのメニューを提供しており、令和5年12月1日現在865人が登録しております。

その効果としましては、特に若い世代や町民のみならず、町外在住者へ情報を直接発信できるほか、質問自動回答機能により、利用者からの町の業務についての質問に対して、時間に関係なく対応が可能なことなどが上げられます。

今後は、現在の5つのメニューについて利用者のニーズを踏まえた見直しを行い、さらに利用しやすく、便利なツールとなるよう改善してまいります。

次に、3のオープンデータについての御質問にお答えをいたします。

オープンデータは国や地方公共団体、公的機関が保有する各種データを誰でも自由に利用できるよう公開するものであり、本町においても令和3年5月より公開しているところであります。現在公開している主なオープンデータは、町の各種統計データや四季それぞれの風景画像であります。議員おただしの画像等についても、町のPRによる地域活性化や町民・企業等との官民協働による地域課題の解決などへの活用も見込めることから、現在公開に向けた作業を実施しているところであります。

次に、4のテレワークの推進についてお答えをいたします。

テレワークは情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれず、業務に従事することが可能となる働き方であり、町デジタル戦略では行政のDXに位置づけております。

町職員によるテレワークの状況であります。令和4年度において、国の機関である地方公共団体情報システム機構が行っている自治体テレワーク試行事業に応募し、地方公共

団体が利用する高度なセキュリティーを維持した行政専用のネットワーク、L G W A N の環境下において、テレワークが実施できる体制を構築し、令和4年度から2か年で診療所等出先機関を除く全職員を対象として実証事業に取り組んでおります。

この実証事業では、町公民館やにぎわい番所ぷらっとなど、職員が役場の自分の席以外の場所において、専用のパソコンを用いて業務を行い、その有効性や課題を評価・検証するもので、令和4年度で50人、令和5年度は52人とほぼ全対象職員が体験しました。このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅待機の職員や出張の際に出張先からテレワークの仕組みを利用して業務を行うなど、様々な就業形態において実証を進めたところであります。

また、本町では職員の業務に行政専用ネットワーク内で利用できるL o G o チャットや、民間企業等を含め広く利用されているZ o o mなどのウェブ会議システムを活用しております。さらに、今年3月の最新版の公開により、世界的にその活用が注目されている生成A Iを活用したチャットG P TのL o G o チャット版の実証を行うなど、ウェブ会議システムを含めデジタル技術を業務において有効に活用している状況であります。

テレワークの本格導入に当たっての課題については、試行した職員へのアンケートを基に評価・検証を行ったところでありますが、役場の主たる業務である対面で行う窓口業務や電話応対、各種相談や訪問など直接町民と接する業務、ライフラインの現場管理業務などはテレワークが困難であります。また、住民基本台帳をはじめ個人情報を扱う業務や簿冊などを見ながら行う業務などはテレワークに適さないことなど、導入するに当たっては職員服務規程なども含めて様々な事項の検討が必要であると考えております。

しかしながら、テレワークは感染症や災害状況下において、業務を継続するために有効な手段であるため、導入を推進し有効に活用することで、職員の柔軟な働き方による業務改善と、町民の皆さんへの行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 6番、荒海正人議員の御質問のうち、業務量調査に基づく業務改善等についての御質問にお答えいたします。

初めに、勤怠管理システムの内容と見込まれる効果についてであります。町では令和2年度に、役場全体の業務の可視化を目的として業務量調査を実施し、その調査結果から各課等に共通する事務である職員の出退勤や休暇等の管理、時間外勤務の集計作業など、これまで年間356時間かけていたものを116時間に削減できることが見込まれるため、勤怠管理システムを導入することとしました。

令和4年度に実施を行い、本年7月から運用を開始したところであり、これまで紙ベースで行っていた出退勤の確認や休暇などの決済について、I Cカードを活用し、休暇等の決済や時間外勤務の命令が管理職のパソコン上で行うことができるようになりました。

また、勤務時間や休暇日数などについても、データによる管理集計が可能となったところであります。

その効果といたしましては、平日の時間外勤務の集計作業や休日勤務に伴う振替休暇の

割り振りが簡素化されたことなどにより、時間外勤務の取りまとめに要する作業時間が短縮され、職員の業務負担が軽減されております。

次に、BPR業務改革の研修等についての御質問であります。町では、業務効率化による行政サービスのさらなる向上を目的に、本年1月に一般職員向けの研修会を、本年2月には係長職以上の管理職向けの講演会を実施いたしました。一般職員向けの研修会では、業務プロセスの抜本的な見直しや再構築といった業務手法を学ぶことにより、ふだんの事務事業に業務改革の視点を加えることができたものと考えております。また、管理職向けの講演会では、管理職の意識が変わることで、組織全体の改革につながるという気づきがあったものと認識しております。

本年度も、業務改革の研修の開催を予定しており、より全庁的な業務改革への意識の共有と自主的な改革が推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の複業に関する質問についてお答えいたします。

地方公務員の兼業・複業については、地方公務員法第38条で許可制となっており、許可なく営利団体の役員などを兼ねること、営利企業を営むこと、報酬を得て事務に従事することができないとされております。

しかし、近年では、人口減少に伴う人材の不足から兼業する分野が、地域ならではの産業の維持や人手不足解消を目指す社会貢献活動として認められる場合は、容認する動きが全国的に増えております。具体的には、農産物の収穫作業などに従事する事例などがあり、町といたしましては、地域の伝統行事やイベント、農作業などに職員が公務以外で従事することで、地域の活力維持、人手不足の解消などの社会的貢献につながるものと認識しているところであります。

次に、導入する場合の課題についてであります。町では平成27年に、営利企業などの従事制限に関する規則及び営利企業等の従事制限に関する要綱を制定し、既に職員の兼業についての許可について、要件を付して認めております。

今後、職員の地域活動など、兼業・複業の拡充については、従事内容や時間、基準の明確化、公正性の確保などの課題について、先進事例などを調査してまいります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 順次、質問に沿って再質問させていただきます。

まず、勤怠管理システムについて再質問します。

新たな勤怠管理システムが導入されたということで、御答弁にもありましたけれども、これまで行われた作業が、356時間が試算では116時間ということで3分の1以下に削減されるということで、これは本当に業務の効率化の上では本当に効果的だなと思っているわけでありまして、まだ始まったばかりということでもありますけれども、併せて大事だなと思うのは、やはり試算として出された数字が本当にそれだけ業務量として削減されているのかと、効率化されているのかというところの検証はやはり大事だなと思うんですけども、そのあたりの検証についてはどのように行われていくのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 勤怠管理システムについての質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、勤怠管理システムにつきましては7月から導入しまして5か月間

余が経過いたしました。ただし、7月、8月につきましては、タイムカードとの併用ということで、実質3か月余りの運用でございます。

集計が楽になったという職員がいる一方で、今まで数十年紙によってやっていたということでまだ慣れていない職員もいるということは事実でございます、感じ方はそれぞれだと考えているところでございます。

御質問の、業務量の換算、当初試算で申し上げましたとおりではございますが、今後導入の効果につきましては、やはり実際のところどうだったのかというのは検証は進めていった上で、さらなる活用の方法とか検討していかなければいけないと考えているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 もちろん今御答弁いただいたとおり、まだ導入したばかりでもありますし、あとはやはり移行期間でもありますので、その業務に慣れる、慣れないの話もありますので、導入したからといってすぐに100%効率化できる、業務量が減るというわけではないので、今後継続的に検証等はしていただければなというふうに思います。

あと、やはりこういった取組、今回は勤怠管理システムの導入でしたけども、ほかの場面でも様々取り入れられていると思いますし、今後進められていくというふうに思いますので、その導入に当たってはやはり導入するだけではなくて、やはり効果というところの検証もぜひお願いしたいというふうに思います。やはり、デジタル戦略の一番の本質は、導入すればオーケーというものではなくて、導入して業務が効率化されたという、そして職員の人たちの余力をほかの業務に振り分けるだったり、その分町民の人と接する時間を増やすと、そういったところがやはり何よりもデジタル戦略における、だったり、業務改善における、業務改革における本質だと思いますので、やはり本質に基づいて効果検証という部分もぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、先ほどBPR研修ということで、いわゆる業務改革について再質問させていただきます。

この業務改革において一番理想なのは、自ら見直しをするポイントに気づいて自らを見直していくという、そういう循環だったり流れというのが理想だと思うんですけども、この点について1点課題もあるんだろうなと私なりに思っているのが、個人もそうですけれども、組織においても同じだと思いますが、自らを自ら100%改革できるのか問題にぶつかると思っています、そこのところを純粹にやっていくということの難しさというのがあると思うんです。もちろんそれも理解されてやられていくんだと思いますけども、その流れで1つ提案というか、私なりに1つアイデアが、私なりにというかよく言われるアイデアの一つとして、やはり自分らで改革するのもそうですけども、一方で指摘してもらえだったり、コーチみたいな形で外の意見を聞くタイミングって重要だと思っていて、この業務改革においても、ある種、外部人材を入れるだったり、外部から指摘してもらう機会をつくるというのはすごく大事だと思うんですけども、こうした外部とのつながり、外部に指摘してもらう機会というのは考えられていたりしますでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 いわゆる業務改革研修、いわゆるBPRと言われるものでございますが、ま

ず先ほども御答弁申し上げましたが、一応研修の開催については、やはり職員、長年引き継がれたものが、それが当たり前のようになっているという部分について、どういう視点で見れば気づきが生まれるかという形で職員研修を行ったものでございます。業務改革という部分につきましては、ある程度トップダウンも必要だという部分も考えておりますし、ただトップダウンだけではやはり職員、本気にならないのではないかと。ですので、気づきによりまして他人ごととじゃなくて自分ごととして捉えていただきたいという認識の下、開催したものでございます。

ただし、一定の職員だけでやはりこの業務改革を進めるというのはなかなか限界があるということは私も考えているということでございます。業務改革を進める上では、やはり外部人材を活用を含めて、外からの視点を入れながら町の業務改革が進めばということで検討しているところでございます。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　　本当に何度も申し上げますけれども、まずは自らを省みて、自ら見直ししていただくことは大事です。なので、それを大前提にしながらも、できればやはり業務改革もスピード感を持っていくべきですし、効果あるものにもしていくべきですので、その部分でいろんな知恵等が入ってきて、その中の一つが外部との関わりかなとも思いますので、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

あともう一つありまして、先ほど課長からの答弁にもありましたけれども、やはり意識というのが大事だと思っています。意識改革をどうやってしていくかというのがこの業務改革の本質につながっていくんだと思うんですが、最近よく言われるものとして職場の心理的安全性というものですかね、心理的安全性ということがよく言われています。平たく言えば職場環境だったり、職場の雰囲気づくりが業務の効率化だったり業績というものにかなり直結してるよという話なんですけれども、そういった職場内での職場の環境だったり職場づくりというところも気にしていくことが重要だなと思うんですが、業務改革、業務改善において。そのあたりの点についてはどのように考えられているのか、また、研修等ではどういうふうに扱われていらっしゃるのでしょうか。

○議長　　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　　いわゆる心理的安全性と申しますか、いわゆる職場のよい職場環境づくりという形での御質問かと思われませんが、なぜ業務改革を進めるのかという部分の、まず大きな目的としている部分につきましては、まず1つ目に、やはり町の課題を解決するために政策立案等に業務改革によって生まれた時間を課題解決に向けたものに向けることということが一つございます。あともう一方で、やはり業務改革するということは、職員がやっぱり生き生きと楽しく仕事ができまして、あとは自分自身のライフステージの中で描いている夢とかビジョン、目標とかを実現できるということが重要なのかなと考えておりまして、やはり、いわゆる町の課題と併せて職場の明るい環境づくりというのも、やっぱり重要なのかなと考えております。やはり今は業務改革、よく言われますけども、お金を削るとかお金を無駄と言うだけではなくて、やはり今現在はやはり自分のいわゆるライフステージも大切ですし、その中で明るい職場、楽しく働ける職場づくりが重要なのかなということは考えているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 おっしゃるとおり、本当に業務改革のその先というものが大事ですし、業務改革イコール、そこでいかに経費を浮かせるかとかの話だけではもう本当に解決しない段階になってきたんだと思っています。民間のデータバンクでは業務改善に取り組んだ事業者のうち、全体の8割5分程度の業者が業務の効率、また売上げアップにつながったという話がありますので、具体的に何をやったんだといったときに、先ほど課長からも答弁ありましたけれども、やはりやる気をどう出させるかというところでスキルアップを応援したりとか、あとは仕事の目的とかやりがいというのを組織内で徹底的に伝えるという、そういった努力もしたということが大きく割合として、大きく上げられているものでありました。改善とか業務改革という、いかに効率化するかとか、いかに経費を節減するかみたいなところが結構イメージとして出てきますけれども、それと併せて働く環境の改善の中で、職員の人たちがやりがいを持って働くだったり目的意識を持つというところも、ぜひ意識立ててやっていただければなと思います。先ほどの答弁では、そういった部分もされているということです、より一層進めていっていただきたいなというふうに思っております。

話題を変えまして、公式LINEについて先ほど御答弁いただきました。本当に情報発信ツールとしてはLINEを使って、もう本当にLINEはもう一般化された情報発信ツールでありまして、恐らくスマートフォンを使っているような方であつたらほとんどの方が使われているんじゃないかなというふうに思います。あとはこのアプリを使えばカスタマイズによりますけれども、カスタマイズというか双方向でも連絡のやり取りもできるということで、より密な情報発信、また、個別対応型の情報発信もできるというふうに思います。ですので、もっと使ってもらいたいなと私は思うわけです。先ほど答弁の中でも、様々な答弁の中でも利用の数が増えているということでありました。これをどんどんどんどん促進していただきたいなと思うんです。そのためには、若干の経費も必要になるわけでありますけれども、メニュー欄もカスタマイズしようと思えば幾らでもカスタマイズできるものでして、使い込めば使い込むほど、何ていうんでしょうね、受け手への満足度が上がるツールだと思ってますし、比較的カスタマイズも簡単にできるツールだと思ってますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。

その点で再質問ですけれども、今は企画情報課だけでなくて発信してる人たちはあれですよね、全部の課の職員の方々が発信されるということでもありますけれども、使い方だったりカスタマイズをしていくに当たって、ぜひそういった使っている人たちの情報も共有しながらカスタマイズしていただきたいんですよね。デジタル戦略、情報発信というところで企画情報課が旗を振っているわけでありますけれども、情報発信する内容だったり、いかに情報量を出すか、集約するかという中で、各課と連携してさらに取り組んでいただきたいと思いますが、横のつながりだったりというのはどのように考えられていらっしゃるでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員のLINEについての御質問にお答えをしたいと思います。議員おただしのとおり、LINEにつきましては本当に幅広い全世代の利用があるとい

うようなSNSでありまして、すごく一般的になってきております。町で実施しておりますデジタルよろず相談だったり、それからデジタル教室なんかでも高齢者の方からの問合せが多くて、やはり子供だったりお孫さんとLINEを使いたいなんていうような、操作についての問合せがあるぐらい、幅広い年代で使われている制度でございます。そういったツールを有効に活用していくために、先ほど町長からの答弁で、町においてはLINEを有効に活用しているわけですが、御指摘のとおり、見直しも必要なツールで、より活用するために見直しも必要だというふうに認識しております。

見直しの体制につきましては、このデジタル戦略全般そうなんですけれども、デジタル戦略の推進本部会議、全庁、町長、トップの本部会議があるんですけれども、その下に各課の実務担当者によります監事会がございます。いろんな戦略見直しだったり、新たなツール導入について、そういった機会にはそういう幹事会で各課の意見を集約しながら見直しをしていくことにしております。また併せまして、今のLINEの委託業者、運用の委託業者なんかも県内のほかの市町村のLINEの活用の情報なんかもありますので、そういった情報もいただきながら見直しを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 公式LINEはこれから本当に主なる情報発信ツールとなってくると思うんです。広報とかケーブルテレビ以上の効果がある種あると思っています。ぜひ本当に体制を、横のつながりを強化しながら、どんどんどんどん活用していくことが大事だと思いますので、その流れを進めていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、オープンデータについては先ほど作業のほう進められているということで、本当にこれも地域の活性化等に本当に直結するような話でもあるかなと思っています。町で持っている画像、動画等は本当にすばらしいものがあります。それを役場だけじゃなくて、地域の人たちにも本当に還元していただいて、地域活動をはじめ商売も含めて、様々な場面で使ってもらうことが総じて町の力を強くするというにつながってきますので、これに関しては作業を進められているということでありましたけれども、早急にやっていただきたいなというふうに思って、要望ですが、進めていただければというふうに思います。

次に、テレワーク推進について再質問させていただきます。

これから人口減少時代がさらに進んでいく中において、地域課題の解決であったり、行政サービスをさらに向上させようという中でありますけれども、やっぱりそういった段階の中で、職員が庁舎内にとどまるというよりかは、やはりどんどん外に出ていこうということが本質的な課題の解決につながろうというふうに思っています。だからこそ、テレワークというものが大事になってくるわけですけども、まず最初に、テレワークの認識についてちょっと確認させていただければなというふうに思っています。一般的にテレワークと言われると、自宅で仕事ができるとか出張先、旅行先で仕事ができるということで、かなり個人のというか、仕事をしている人個人の働き方改革の文脈で言われるわけですけども、人口減少社会の西会津においては、もっと公共的な認識を持つべきだなと思っていまして、要は業務の効率化、あるいは現場に入って現場の意識を酌み取るという意

味でテレワークというものが必要なと思っています。ちょっと前の映画になりますけども、事件は会議室ではなくて現場で起きているんだと。西会津の課題もまさに現場で起きているわけでありまして、やはりその現場に入って現場で仕事をする、あるいは現場の近くだったり現場を感じられる中で仕事をするという環境がすごく大事だと思うんですけども、このテレワークに関しての、まず最初に認識についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員の御質問にお答えいたします。

テレワークにつきましては、まさに議員御指摘のとおりでございます。日頃の業務を役場の中だけじゃなくていろんな場所でする手段になり得る形態、働き方でございます。大きく分けますと、やっぱり一般的になっております在宅勤務というのものもあるんですけれども、そのほかにサテライトオフィスの勤務だったり、あとはモバイルの勤務だったりということで、いろんな場所、いろんな形態でのテレワークの形があるんだと、そういうふうにもまず認識しているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 いろんなテレワークの形がありますが、コロナ禍を通じてテレワークも本当に一般化したなと思うわけでありまして、ただただ自宅で業務をしたらとかというのに対しての効果検証もやっぱり世の中で行われていて、ただただ自宅でやるとか、外でやるというだけだと、おおむね2割、むしろ業務効率が下がるみたいな話も出ているわけでありまして、やっぱり使われ方も効果検証しながらやらなきゃいけないなと思います。

西会津に関してはやはり自宅でやるとかというよりかは、やはり現場でやれると。現場の直の声だったり直の環境の中で身を置いて、そこで仕事をする、またそれが結果として政策に反映されるという流れを意識として持っていたきたいなというふうに思います。先ほど課長からも答弁ありましたが、ぜひ西会津的テレワークでは、やはり職員それぞれの働き改革というよりかは、やはり現場の声を、西会津のそれぞれの当地の様子を見ながら仕事をするというような流れをつくっていただきたいなと。これは認識として持っていたきたいなというふうに思っております。

あわせて、テレワークを進めていく中で、やはり懸念点としてよく言われるのがセキュリティーの問題だと思うんです。先ほど一番最初の答弁の中でも、L G W A N システムを使ってそれでテレワークをできるような形でやっていますということでありましたが、やはり役場、庁舎外でやっぱ仕事をするわけでありまして、今は個人情報だったり持ち出しというのはされてないということでありましたが、やはりセキュリティー部分がやっぱり気になる場所ですね。セキュリティー部分が気になる場所でありまして、そのあたりの対応というのはどのように今やられておりますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 御質問にお答えいたします。

荒海議員の御質問、ちょっとこの前のテレワークの部分も含めると、何となく常任委員会の研修で御覧いただいた先例の市町村の中身を踏まえての御質問なのかなというふうに感じておりますが、そういった形で全国では先行市町村としてはそういう住民に近いと

ころに出かけていって、テレワークをしながら住民の意見だったり回答を素早くできるような、そういった取組をしているところもございます。そういったことをするためには、今ほど御指摘あったセキュリティーの部分が一番肝要になってくるわけでございますが、町長の答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、今のところ本町におきましてはL G W A Nという地方公共団体、公共団体専用のネットワークの下での取組といたしますか、テレワークをさせていただいているような状況でございます。

ただ、この専用の、行政専用のL G W A Nの中でも、今のところは十分に対応できている部分もあります。といいますのは、例えば住民の近くで業務を行うについて、分かりやすく申し上げますと、例えば本町の場合は奥川支所とかに行きまして、対住民として何か仕事しなきゃいけないという部分がかったと仮定しますと、今現在の職員の知識だったりノウハウだったり、そういうもので答えられたり、いろいろ相談に乗ったりすることはできますが、膨大な資料なんかを持ち運ばなきゃいけない、そういった部分にこういうテレワークで本庁のデータベースに接続して、そういった過去のいろんな資料だったりも見ながら住民に説明できれば、より住民に近い業務が行える、そういった利点はございますが、今のところはそういうL G W A Nの中でできることで対応していくしかないのかなと。それが一番今の中ではセキュリティー対策が万全になっているシステムになっておりますので、個人情報の流出なんかも心配なく使えるシステムになっておりますので、現行はそれで進めているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ただいま課長から言われたとおり、私も行政視察の中で伺った内容はすごく感銘を受けましたし、あと、それ以上に、それ以前に西会津の最高デジタル責任者の藤井さんをはじめ、西会津でも結構視察先で話を受けて感銘を受けたことを事前にもう聞いていてというか、西会津の中では結構当たり前になっていたものでもあります。だから、行って感銘を受けましたけれども、それと同時に西会津のデジタルに向けての進捗度合いだったりというのも、かなり全国的にも本当に先進的な取組をされているんだなという感想を持っていたわけです。先ほどのセキュリティーの話もそうですけれども、我々が総務常任委員会で行った先はL G W A Nではない別の仕組みを使っていたわけでありましてけれども、それは自治体ごとの、何ていうんでしょうね、自治体ごとに合わせて構築していくべきだと思います。ですので、西会津は西会津なりの一番やりやすい形をぜひ構築していただきたいなと思っています。先ほど答弁もいただきましたけれども、個人情報の話もそうですし、職員の人たちが一番やりやすい仕組みを構築していただきたいです。

その中で、やはりセキュリティーというのは切っても切っても切り離せない、1丁目1番地の解決していかなければいけないものでありますので、このセキュリティー問題に関しては本当に、何ていうんですかね、気をつけていただいてというか、抜け目なく対応していただければなというふうに思っています。

あと、併せてテレワークを推進していくに当たって、先ほど職場の雰囲気づくりだったり職場環境を整えるということもありましたけども、テレワークを推進していけばいくほど、やはりそれぞれがそれぞれの場所で業務をすると。それは同じスペースではない場合も、やっぱり出てくるわけですね。そういった中で、客観的に事業の進捗度合いだったり

達成度というものもしっかりと把握していかなきゃいけないわけでありまして、これはテレワークだったり業務改善だけじゃなくて全ての話で言えるのかもしれないですけども、業務の数値化だったり、どこまでやればこの業務をやっているという基準とかも、やはり改めてテレワークだったり業務改革の中で考えていかなければいけないものになるんじゃないかなと思っています。それだけで計られない業務もあるよという話もありますけれども、どんな業務であつてもやはりどこまでやったらやったというところはつくらないといけないと思っていますので、やっぱそういった部分も含めて今後対応していかなきゃいけないと思いますが、そのあたりの業務の進捗だったり数値化等の扱いについては、今後どのように考えられていますか。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

こういった地方の小さい市町村だったりテレワークがなかなか進まない課題の一つとして、そういった部分もあるのかなというふうに認識しております。1回目の町長の答弁でも御説明させていただきましたが、対応できない業務があるとかセキュリティ対策とかコストとか、そういった部分のほかにやっぱり寛容になってくるのがそういった、いわゆる達成度合いの確認という部分なのかなということは認識をしております。これにつきましては、ただ、人事管理といいますか、そういう出勤の管理も含めまして、そういった部分の管理の部分をしっかりしないと、何か本人が知らないうちに長時間労働なんかをしている場合もありますし、または逆に基本的な勤務時間に合わない勤務になっている場合もあります。そういった勤怠管理の部分があるわけではございますが、業務自体につきましては、いわゆる業務管理ツールなんかも今ございまして、チャットツールなんかもそうなんですけれども、そういった部分で逆に今まで職場でしゃべっていてログが残らないといいますか、経過が分からないことが今度業務管理ツールを使えば全部文字として残るような形になるので、そこで改善する部分もあるのではないかなというように部分が考えられております。

あとは、進捗管理の部分につきましては、やはり先行市町村、テレワークが進んでいるような自治体の導入事例を見ますと、担当業務の見える化シートなんていうのを作っていて、全庁的にしっかりそれで共通理解を図ってテレワークを推進していくというような事例も見受けられますので、本町におきましてこの後テレワークを推進する中では、そういった先行市町村の優良事例を参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 課長答弁いただいたように、本当に業務の効率化、並びにテレワークを実現する上での環境整備というのも取り組んでいただきたいなと思いますし、あと何よりも、やはり一つ一つ数値化したり基準をつくるということが、ひいては町の総合計画をはじめ、本当に町の大きな課題に対して一步一步進んでいくという指標にもなっていくとも思いますので、それはテレワーク推進するという角度で今回はお尋ねしましたけれども、町全体でもやはり今後考えていかなければいけないものだなというふうに思いますので、こちらについても今の今というわけでもないですし、本当にこれから一つ一つという形であると

思いますので、取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

次に、L o G oチャットであったりウェブ会議システムについて、先ほども様々なツールでコミュニケーションされたり、様々な仕組みを使われているということで、どんどんどんどん本当につくってもらいたいな、使ってもらいたいなというふうに思います。使うことが本当にコミュニケーションを取るということになりますので、どんどん本当に使ってもらいたいなと思います。あわせて、これは要望ですけども、今回はツールの話で角度で聞きましたので、こういったものをどんどんどんどん使ってもらいたいなということですけども、併せてやはりコミュニケーションのやっぱ一番効果的なものは、直接会って直接話すというのが大事だと思います。ですので、やはりこれからテレワーク推進だったり、いろんな場所でもテレワークを推進するだけじゃないですけども、いろんな形の働き方が出てくる中で、面と向かってコミュニケーションするということも管理職の皆さんにはお願いしたいというところでもあります。やはり、大前提のコミュニケーションは何よりもツールじゃなくて直接話すことだと思いますので、申し添えておくような形になりますけども、併せて意識としてお願いしたいと思います。

最後に、複業について再質問させていただきます。

複業については今回私が問題提起というか提案させていただいたのが初めてだと思いますので、これからどんどん議論をさせていただければなと思っています。

そんな中で、本年7月6日に開催されました、西会津で開催された創き生きまちおこしサミット 2023 の中で、島根県海士町の町長がお越しいたいて、本当に全国でトップレベルの事例になっている自治体ですけども、その取組の一つで職員の複業をやっていますよということで発表されていました。簡単に海士町での取組について共有させていただきますが、半官半Xという取組です。半官半Xという取組でして、官としての役場の業務に従事するだけでなく、Xということで、Xとして自分の好きや得意を地域に還元する働き方が半官半Xとなります。農業だったり漁業だったり林業だったり、観光、医療、福祉、教育、I T、芸術などなど、業務時間内であっても地域のためになることなら何をしてもよしと。自分の管轄だけでなく海士町の抱える課題や役場の課題を抱える課題、全ての当事者意識を持って働ける役場を目指してこの半官半Xという取組がされているという発表でありまして、本当に新しいやり方だし、本当にこれが本質的に進んでいくと行政の形も変わってくるんだろうなというふうに感銘を受けたのを覚えています。

これに向かっては、海士町ですら5年の歳月をかけて進めていったということなんで、一朝一夕に進めないということでもあります。ですので、まずは意識をつくってもらいながら制度としては今後に期待したいなというところではありますが、まずその意識の部分で、ぜひ町長に伺いたいんですけども、創き生きまちづくりサミットでも町長参加されて、海士町長とも一緒にパネルディスカッションもされておりましたけども、こういった取組について、本町でも今後やっていただきたいなと個人的に思っていますし、より行政の形を変えていくという部分では大事なと思うわけですが、町長はどのような問題意識で聞かれていましたでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今お話しいただいたように、創き生きまちづくりサミットで海士町の町長さん、

それから、どこだったっけ、4町村の首長さんがおいでになられて、いろいろ情報交換をさせていただきましたけど、特にその中でもやっぱり海士町はもう先端の先端を行ってるなというふうに思いました。皆さんもサミットで海士町の町長さんのお話聞かれて、私もびっくりしたんだけど、例えばの話、いわゆる地域づくりの協力隊、集落支援も含めて60人が来てるというようなそういうお話もありまして、私のほうも結構県内では多く協力隊を導入しているんだけど、それ以上に導入してるということで、やはり考え方が、前の町長さんのときにやっぱり10年間かかったというかね、だから一長一短に、何ていいですかね、できることではなくて、やっぱりある程度の新しいシステムをつくる時には、それなりにやっぱ時間と労力といいですかね、かかるなというふうに思いました。いろいろお話しする中で、これ全く新しいシステムですから、果たして西会津町の中でそういう、何ていうのかな、半官半Xというか、これが実際にどういう形でできるのかといたら、これはやっぱりいろんな方たちとの話し合いをしたり、あるいは西会津で導入するにはどういう課題があるのかとか、いろんな広範囲にやっぱり検討しないといけないことだなというふうに思います。

ただ、実際にそれをやっている町村があるということだけは、これは事実であるわけですから、そこをしっかりとこれからちょっとプロジェクトチームとか何かをつくって、そういうことが可能なかどうか、可能な場合にはどういうやり方ができるのかということで、ちょっと検討をしてみたいなと、そんなふうに思っております。やっぱ人口がどんどん減っていく中でこれからの行政の在り方、地域との在り方といいですかね、そういうところをいろんなことを考えると、役場の職員の、何といいですか、仕事の在り方というか地域との関わり具合とかいろんなことを考えたときに、やっぱり従来のやり方だけではなかなか処理できないといいですか、やっぱりこれから海士町のような考え方も全てではありませんけれども、あそこだってやっぱ課題があるわけですから、しっかりその辺の課題等を整理しながら可能性を探っていきたいなと、そんなふうに思っておりますので、今ここでやりますということもできませんけれども、このことについてはもっともっと先を見越したといいですか、ということで皆さんの意見を交換しながら検討をしてみたいなとそんなふうに思っております。

やはりいろんな自治体のまちづくりを参考といいですか、いろんな自治体のやっぱり先端を行っているところのまちづくりというのは参考にして、どんどんいいところは導入していかないといけないというふうにそんなふうに思っていますし、また外の力もどんどん行政の中に入れていかないといけないなというふうに思っていますので、そういう意味ではこれから将来に向けた厳しい時代に向けて、やっぱり常に新しいところに挑戦をするというか、そういうことが大事だなというふうに思っていますので、今後はしっかり検討、あるいは皆さんの意見をお聞きしながら進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 話をまとめますけれども、先ほど町長からも御答弁いただきました。ぜひ検討していただければと思います。簡単にはできない話ですので、中長期的な検討になろうかと思っておりますけれども、検討していただきたいなというふうに思います。

まさしく、人口減少時代の中で、今までの仕組みが機能しなくなった結果、やっぱり今

の問題につながっていると思います。これまでのやり方を否定するわけではありませんけれども、これからの時代に合った形に、行政の形もぜひしていただければなというふうに思いまして、申し伝えまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、御苦労さまでした。

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

令和5年12月12日（火）

開 議 10時00分
散 会 12時06分

出席議員

1 番 紫 藤 眞理子	5 番 荒 海 正 人	9 番 三 留 正 義
2 番 仲 川 久 人	6 番 小 林 雅 弘	10 番 猪 俣 常 三
3 番 長谷川 正	7 番 秦 貞 継	11 番 青 木 照 夫
4 番 上 野 恵美子	8 番 伊 藤 一 男	12 番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 佐 藤 広 悦
副 町 長 大 竹 享	会計管理者兼出納室長 五十嵐 博 文
総 務 課 長 伊 藤 善 文	教 育 長 五十嵐 正 彦
企画情報課長 玉 木 周 司	学校教育課長 佐 藤 実
町民税務課長 渡 部 栄 二	生涯学習課長 齋 藤 正 利
福祉介護課長 船 橋 政 広	
健康増進課長 矢 部 喜代栄	
商工観光課長 岩 渕 東 吾	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一	議会事務局主査 品 川 貴 斗
----------------	-----------------

令和5年第7回議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月12日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 一般質問（小林雅弘、秦貞継）

散 会

（議会活性化特別委員会）

（広報広聴常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 秦 貞継 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 青木 照夫 | | |

○議長 おはようございます。

令和5年第7回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は、順次質問席につき、発言を求めてください。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、おはようございます。5番、小林雅弘でございます。

これから、3項目について一般質問をいたします。簡潔で分かりやすい答弁を求めます。まず1項目めは、有害鳥獣対策です。

今回は、特に熊の問題に特化して、お話をさせていただきたいと思います。

令和5年度は、全国で熊の人里への出沒が多く、また、人への被害も多く報道されています。原因は、ブナやミズナラ、コナラなどの堅果類の狭窄と分析されています。会津でも、県の調査で、これらの堅果類が凶作と報告されているところですので。そのため、秋から冬にかけて、ツキノワグマが餌を求めて、人里に出沒すると考えられています。

そこで伺います。

一つ、2020年12月議会でも提案したところですが、捕獲によるものではなく、人里への熊の出沒を防ぐために、餌となる集落内の栗やくるみ、柿などの未利用果樹木の伐採を進めてはどうでしょうか。そもそも、熊の人家への接近を防ぐことが、重要と考えます。

一つ、今年は特に夏以降、有害鳥獣被害対策実施隊への出動依頼が多く、そのほとんどが熊対策でした。熊対策では、危険が伴うことから、実施隊に対し、ヘルメットを貸与してはどうでしょうか。熊は襲ってくる場合、顔と頭を狙ってくるため、顔と頭の防御が求められると考えています。

次に、福祉灯油の実施について。

総務省統計局のデータ「消費者物価指数」を見ると、今年は、総合で前年比3%の上昇ということです。賃金が上がらず、年金が減らされる中で、町民の暮らしはますます厳しくなっています。この中で、この冬の灯油高は円安や戦争の影響もあり、町民の生活を直撃しています。西会津町のある小売店の価格を11月29日に調べましたが、1リットル当たり117円、18リットル当たり2,106円でした。福島県の実績で、過去10年間で12月として最も灯油の価格が高かった昨年と比べても8%値上がりしています。

ちなみに、昨年12月実績は、18リットル1,950円でした。灯油の価格が比較的安かった2020年の12月実績、1,341円と比べると、今年は57%高となっています。町民の生活を守る立場に立つならば、福祉灯油の実施はどうしても必要と考えます。

そこで伺います。

生活保護世帯を含め、非課税世帯に対し、100リットルの福祉灯油を実施してはどうでしょうか。

最後に、西会津町の教育について伺います。

一つ、学校給食費の保護者負担軽減を求め、当面、半額補助をする考えはありませんか。

最近の学校給食費の動きとしては、まず、東京都で 23 区中、千代田区・中央区・港区をはじめとする 19 区で無償化が行われています。

会津の状況をいうなら、会津若松市では、市長が学校給食費への補助について、具体的な検討に入ると表明しています。また、小池東京都知事もスピード感を持って検討していくとテレビで述べています。学校給食費の保護者負担軽減の流れは、急速に広がってきています。ぜひ、この流れに沿って、町長が度々おっしゃるように、スピード感を持って対応すべきと考えます。

一つ、以前、町が検討していた小中一貫教育について見解を求めます。

西会津町小中一貫教育導入推進審議会で審議した小中一貫教育についての評価はどのようなものでしたか。小学五、六年に、教科担任制などの導入など、審議した頃と状況が変化しています。どのような教育がこの町に必要なのか、検討を始める考えはありませんか。

以上、一般質問といたします。重ねて、簡潔で分かりやすい答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5 番、小林議員の御質問のうち、福祉灯油の実施についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景とした国際的な原材料価格の上昇に端を発する物価高騰が、全国的に家計を圧迫し続けています。このため、国では令和 6 年度に予定されている所得税及び個人住民税の定額減税に先駆けて、当該減税の対象とならない低所得者世帯に対して、1 世帯当たり 7 万円の支援を決定し、今年の夏に同様の物価高騰対策として給付した 3 万円と合わせて、1 世帯当たり 10 万円の支援をすることとしました。

実施主体の町といたしましては、今回の支援につきましても、対象世帯に迅速に届けられるよう準備を進めたいと考えております。

また、町では今年 5 月以降、低所得の子育て世帯を対象に、児童 1 人当たり 5 万円の生活支援特別給付金を福島県と連携し、支給しております。さらには、個人消費の再生と町内経済の活性化を図るために、地方創生臨時交付金を利用して、全町民に対して 1 人当たり 5 千円の商品券を配付するなど、各家庭の負担軽減に努めてまいりました。

お質しの福祉灯油の実施についてであります。町といたしましては、長期化する物価高騰が町民の暮らしに影響を及ぼしていることに鑑み、町独自の全世帯を対象とした支援策の実施について、検討を進めておりましたので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 5 番、小林雅弘議員の西会津町の教育についての御質問にお答えいたします

まず、学校給食費につきましては、その食材費に対して、町内産ミネラルコシヒカリやミネラル野菜の利用促進と、保護者負担軽減のための補助金を交付するとともに、経済的に負担が困難な世帯に対して、就学援助制度による無償対応などの支援を行っております。なお、学校給食費の未納はない状況です。

学校給食費の無償化等は、昨年 12 月の町議会定例会等において答弁したとおり、慎重に検討を進めてまいりましたが、家庭教育の役割や受益者負担の必要性から、当面は学校給食費の半額補助も含め、実施する考えはありませんが、国においても給食費無償化が言及

され、検討されておりますので、今後、国や県の動向等を注視しながら、町においても引き続き検討してまいります。

次に、小中一貫教育につきましては、平成 27 年 12 月議会定例会で、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の議決を受け、西会津町小中一貫教育導入推進審議会が設置されました。

本審議会は、平成 28 年 2 月から、平成 30 年 2 月までの 2 年間、全 10 回の調査・審議が行われ、その結果、小中一貫教育を実施するには課題が多く、全員一致で、当面の実施は見送るべきとの報告書が町長に提出され、教育委員会といたしましても、本審議会の報告を真摯に受け止め、まずは、これまでの小中連携教育を引き続き推進してきたところであります。

小中一貫教育の評価とのお質しであります。福島県内の小中一貫校は、義務教育学校 7 校含めた十数校にとどまり、教員免許の小中併有や、地域性などの課題があるものと認識しており、本町においても、現時点では、改めての小中一貫教育の検討は進めておりません。

一方、審議会の報告年度以降、西会津町総合計画第 4 次が策定され、教育委員会では、新たに ICT 教育の推進、学校運営協議会、コミュニティスクールの設置、家庭教育相談室「こころのオアシス」の設置、小・中合同の教職員研修会の開催、小・中児童生徒の交流活動の強化などによる学校教育の充実、学校、家庭、地域の連携等を推進するとともに、こども園、小学校、中学校が隣接する教育環境を生かし、幼保小の架け橋プログラムなどによる小中学校 9 年間のみならず、0 歳から中学 3 年生まで一貫した方向性で育成する保小中連携教育にも取り組んでいるところであります。

また、小学校の教科担任制につきましては、教科担任推進加配教員や町講師を活用し、本年度から、五、六年生はもとより、全学年の可能な時限において、英語、理科、算数、体育、音楽、書写の教科で実施しており、専門性の高い教科指導を行い、教育の質を向上させるとともに、教員の持ち時数軽減など、学校の働き方改革にもつながっているところであります。

教育委員会といたしましては、予測困難な時代を生きる子供たちが、主体的に未来を切り開く力を身につけられるよう、保育士、教員、家庭、地域が力を合わせ育む保小中連携教育による保小中の円滑な接続の推進と、個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びの充実を目指してまいりますので、御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 5 番、小林雅弘議員の有害鳥獣対策の御質問にお答えいたします。

町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、今年は町内でツキノワグマの出没が相次ぎ、多くの目撃情報や相談が町に寄せられたところであります。町では、人的被害防止を最優先に、防災行政無線やケーブルテレビ、チラシなどによる注意喚起や、町猟友会に協力をお願いしての被害防止パトロールや追い払い、捕獲活動などの対策を講じ、人的被害等の防止に努めてきたところであります。

まず、1 点目の集落内の未利用果樹木の伐採についてであります。今年の熊の出没傾向として、住宅周辺の柿や栗を食べるために、人家近くに出没するケースが非常に多くあ

りました。このため町では、チラシやケーブルテレビ、広報誌などで、未利用果樹木については、早めに収穫するか、収穫しないのであれば、伐採するようにお願いをしてまいりました。本来、果樹木の管理は所有者が行うことになりますが、高齢化により管理が難しい、空き家により管理する人がいない、また、樹木が大き過ぎて伐採費用が多額になるなど、未利用果樹木の適正管理を進めるには、幾つかの課題があると認識しております。

今後は、所有者に未利用果樹木の適正管理を実施していただくために、アンケート調査や、他自治体の取組などの調査を行い、有効な対策について検討してまいります。

なお、町ではこれまで、野生動物との共生森林整備事業や集落が主体となり、里山林整備事業などにより、集落周辺の見通しのよい環境整備に取り組んでいるところであり、引き続き、人的被害防止を最優先に複合的な対策に取り組んでまいります。

次に、2点目の鳥獣被害対策実施隊へのヘルメットの貸与についてですが、わなの設置や捕獲活動において、熊と遭遇する場面が予想されることから、実施体である猟友会の皆さんには、安全には十分配慮していただき、捕獲活動等を実施していただくようお願いしているところであります。

全国の被害状況を見ますと、熊に襲われて重症化するケースは、頭部を負傷した場合が多く、ヘルメットの装着は命を守り、重症化のリスクを下げることに一定の効果があると考えられます。ヘルメットの貸与につきましては、実施隊の皆さんが安全に活動を行っていただくため、有効な対策の一つであると考えられるため、今後、猟友会などの御意見もお聞きしながら検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、再質問をさせていただきます。

確かに、環境整備といいますか、集落周辺の見通しのよい環境整備に取り組んでいるというのは理解しておりますが、どの程度進んでいるか、御答弁いただければ。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

環境共生林の整備事業ということで、町が事業主体として行っております野生動物との共生森林整備事業についてであります。これまで、平成23年度から昨年度令和4年度までですが、町内の21の地区におきまして、面積にして、約50ヘクタールの伐採をしています。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私が提案したのは未利用果樹木の適正管理、皆さんも御存じのように、今回は熊の問題に特化しておりますが、熊は、一旦餌場と思ったところに必ず参ります。この認識で間違いがないかどうか、お答えいただきたい。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 議員のお質しのとおりというふうに、町も認識しております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 北海道のワンダーフォーゲル部の事故、ヒグマに襲われて、3人が亡くなった事故。これもそうなのですが、本当にここに餌があると思えば、その翌年も来るのです。

皆さん御存じないかもしれませんが、その例えは栗の木、ここが自分の餌場だと思え

たら、そこから離れはしないんです。山に帰るだろう、そう思わないほうがいいと。必ずその近くにあります。

私も4年前でしたかね、そういう熊に襲われそうになったことがございまして、3メートルぐらいまで近づいてまいりました。ですから、やはり例えば、上野尻などは、裏手に利用されていない栗の木、それからくるみの木が本当にいっぱいあります。やはりそれを率先して伐採する。そうしないと朝、畑仕事に行ったり、散歩に行ったりした人たちが襲われる可能性がある。ですから、ぜひこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

今年も、上野尻にお寺があります。そこを何げなくといいますか、はっきり言いましてパトロールをしていたのですが、そのときに、カリカリ音がする。それで、車を降りて、少しのぞき込んだら、お寺のお墓の裏にくるみの木があるのです。大きくなるみの木。そこに座り込んで、くるみをパリパリ食べていたのですね。音が本当によく聞こえるぐらい。もちろん怖くて、何も持っていませんから、慌てて役場に連絡したところでございますが、ですから、近くにいるのだということ、それを除去する、あるいはそれを防ぐためには、本当に利用されていない果樹木を撤去することが、私は一番だと思っていますが、ほかに何かいい対策があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

議員が今おっしゃったように、集落周辺に熊を近づけないための対策としては、一番有効なのは誘因物となるような果樹でありますとか、生ごみ、あるいは米ぬか、そういったものを適切に管理、生ごみとか米ぬかであれば放置しないでありますとか、そういったことがまず基本的な対策になるということで、町ではこれまでもチラシ、ケーブルテレビなどで周知を進めてきたところでございます。

先ほど答弁の中で申し上げましたように、果樹木につきましては、基本的に所有者の方が管理をするということが原則になっておりますが、先ほど答弁で申し上げましたように、高齢化だったり、所有者がここにいないというようなことだったり、伐採にかなりの経費がかかるということで、適正な管理が今進んでいないのかなというふうに認識しております。

果樹木を所有されている方につきましては、中には、やはり先祖から受け継いできたもので、なかなか伐採まで踏み切れないという方もいらっしゃるということをお聞きしておりますので、先ほど申し上げましたように、まず所有者の方にアンケート調査などを行いまして、そういった中で適正管理するためには、どういった課題があって、どの部分を支援すれば、適正な管理が進むのかということについて、今後検討をしていきたいということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜひ、そのアンケートを含め、進めていただきたい、そう思います。次に、ヘルメットの問題でございます。

これが、今、ほとんどの有害鳥獣被害対策実施隊の皆さんが被っている帽子です。これは猟友会の帽子です。ジャパンハンターズと書いてあります。

熊に遭遇された方は分かると思うのですが、いろいろな逃げ方がございます。もちろん、

30メートル以上離れていたら、後ずさりして、ゆっくり背中を見せずに、ゆっくり退避するというのが、第一に必要なことです。ただ、有害鳥獣被害対策実施隊の皆さんは、そうとばかりもしてられないのですね。これを被って、例えば依頼があった場合、箱わなを仕掛けたり、そういう活動に、今年の秋以降はちょっとすごかったですね。連日のように出動依頼があったぐらいです。出動するということでございます。ところが、熊に遭った場合、襲ってきた場合どうしろと我々は先輩から教わったかということ、まず、近くに木があれば、その後ろに隠れる。私は1回だけこれをやったことがあるのです。実際にそこまで来ましたので。なぜか、一撃だけは防げ、一撃だと倒される。そしたら、被害が大きくなる。ですから、まず、熊の一撃だけは防げということで木の後ろに隠れる。実際に来たら、顔を隠せ。顔と喉を隠せというふうに教わっています。大体、皆さん、爪でやられるケースが多いようです。

今回、何度か襲われた報道がございました。

例えば長野県飯山市。これは、今年の10月14日の報道でございます。イノシシのわなを見に行った男性が死亡、近くにくくりわなにかかった熊。熊に襲われたと見られる。これは、やっぱり、有害鳥獣の駆除を担当していた方だと思われます。

こういう例もございます。秋田県、これも今年の11月10日、秋田県は今年は本当に多かったです。熊に襲われた農家の方、報道では、顔と頭部に損傷を受けた。だが軽症で骨折しているものの、会話はできる、こういう報道でした。よくこれを調べたのです。軽傷だということから、少しやられただけかなと思ったら、少し違いました。実際は、顔の半分は熊の鋭い爪と腕力で骨が粉碎、残る半分の顔も骨折、眼球は破裂しているので、義眼となった。これが軽傷だそうです。私はこれ聞いて、正直言って恐ろしかったのです。私は気が小さいものですから、本当は足が震える思いでした。実際に遭遇したこともあるので、そのことを思い出すと、実施隊に参加、どうなんだろうというふうに思うぐらいなのですが、大体、先ほど申しましたように、顔と頭部を狙ってくる。ですから、こうふせいだら、頭が、これではこういう状態です。柔らかいのです。ほとんど防ぐことはできません。ですから、今回、私はやっぱり最低でもヘルメットを提案した次第でございます。

これについては、この町のアピールになると考えています。ヘルメットに有害鳥獣被害対策実施隊というふうに必ず入れるという。そして、それを町の中外にアピールして、西会津町は、これほど実施隊の安全のために努力しているのだというアピールにもなります。

今、この実施隊に参加される方々が高齢化して減ってきております。その中で、少しでも安全を考えているというアピールが、やはり今後、実施隊の隊員を増やすためにも必要かと思います。今、本当にこの参加される方々、特に若い人たちがこの町では減っていると認識していますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

今年につきまして、今現在ですが、熊の捕獲数は81頭ということで、例年にない捕獲の頭数になっております。この間、捕獲、あるいは、わなの設置につきましては、鳥獣被害対策実施隊、あるいは猟友会の皆様に御協力いただきまして、これまで人的被害はないということで、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

議員から、今お質しがありましたように、隊員の方が安全に活動していただくということは、大変基本的というか、大切なことだと思いますので、そういった万が一に遭遇した場合の重症化になるリスクを少しでも下げるための対策として、ヘルメットも有効な一つだということで考えておりますので、今後、猟友会の皆様と意見交換しながら、導入については検討してまいりたいと考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜひ、猟友会の皆さんと相談をしながら、検討していただきたいと思います。それで、一つ提案なのですが、やはり、よく言われるのが、現場に行かなければ現実には分からんぞ、という言葉がございます。

ぜひ、町長、副町長、そういう現場に出向いて、実態はどうなのか、やはり、よく理解をしていただきたいと思います。

例えば、昨年、子熊がわなに入ったということで依頼がございまして、そこに向かったのですが、今カメラがございましてね。非常にあれは我々の命を守るためには大切なものです。役に立っております。そのカメラに親熊が映っていたのです。それも、もちろんおりの外。その情報が入ると、我々は緊張するのです。やはり、親熊は必ず襲ってきます。ですから、それこそ緊張感を持って、下で打ち合わせをして、どこに誰が配置されるのか、それで、その現場まで登っていくことになりますが、その緊張感たるや、本当に生半可なものではございません。そういう現場の中で、頑張っている実施隊の皆さんの実態を知っていただきたいというのが、本当に私の切なる願いでございます。その実態を知るためにも、一度でいいから現場に行って、見ていただきたいなと切に思う次第でございます。これは答弁は要りません。

それでは次に、福祉灯油の話に移りたいと思います。

今年、福祉灯油を実施するのが、金山町は1万円だそうです。そして、先日の新聞であったのですが、岩手県は7千円。去年も様々な支援をしたということで、去年も実施しないということですが、まずこの灯油高をどのような認識を持ってお持ちになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。灯油に対する町の捉え方ということでお答えいたします。

議員の御質問の中にもありました比較的灯油の価格が安かった2020年ですね。そして大変高い状況である2023年。年間を通して、灯油の推移を平均させていただきました。

2020年につきましては、年間で平均しますと、リッター当たり79.7円。そして、2023年、今年ですけれども、1月から11月末までを平均しますと、リッター当たり112.1円です。差額であります。リッター当たり32.4円ということで差額が生じているということで理解をしております。

また、議員の御質問の中にありました消費者物価指数ということで出ておりました、前年と比較して3%ほど上昇しているという内容でありましたが、その消費者物価指数を調査させていただき過程で判明した内容であります。消費生活の中で、消費者物価指数を算出するためには、大きな区分で10の費目に分けて、そしてその中に582のサービス、あ

るいは品目の平均的な価格を基準となる年で比較をして、消費者物価指数を出しているということでもあります。その中で、灯油を含む光熱水道代というのが、どの程度、消費者生活の中に割合として含んでいるのかということを調べさせていただきましたら、7%程度だと。100%うちの7%で、そのうち灯油については、どの程度の割合を占めているのかということを探らせていただきましたら、0.4%程度ということでお出しております。

全体に占める生活の中では、灯油の価格というのは、割合としては低いのかもしれませんが、これから冬期間に入り、灯油の使用量がぐっと増えてまいりますので、そういった影響は無視できないと町のほうでは考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 0.何%だから、低いから、取るに足らないと言うのかなと思ったら、ちゃんと無視できないと。そのとおりなのですね。特に、その指数の中には地域性があまり考慮されていないはずなのです。福島県の会津地方ではどうなんだ。豪雪地帯、そういうところを見ると、冬の灯油は生活においてはかなり大きな割合を占めると思っています。

2021年、令和3年、福祉灯油を町単独事業で実施いたしますというような答弁があつて実施されたと思うのですが、しましたよね。そのときの答弁「低所得者世帯等に対して安心して冬の生活が送れるよう、本年度の対策として、福祉灯油緊急補助事業を町単独事業として実施してまいりたい」と、そういうすばらしい答弁があつたのですよね。

去年も国からいろいろな補助がありました。ただそれは、その時期の直前だったり、その時期になったものでございます。今回1世帯当たりの7万円の支給支援を決定した。これはいつ支給される見通しでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今までの話を聞いていて、私が答弁させていただきましたよね。

5番、小林議員から指摘されるまでもなく、町独自で今検討しているという答弁をさせていただいたわけですから、その検討にはね、どういう支援策ができるか、あるいは支給金額はどうするのか、対象世帯はどうするのか、財源はどうするのか、いろいろなことを検討しないと、さらにやっぱり議会の予算議決をしないといけないわけですよ。答弁で独自に今対策を検討していると、こういうことですから、そこはやっぱりね、よく理解していただきたい。それは何年か前にやりましたよね、福祉灯油。

ですから、今その検討をさせていただいていますので、させてというか、しておりますので、そこはもう少し理解を深めてもらいたい。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 どうも私の頭が悪いんだかなと思います。答弁はこうです。「町独自の全世帯を対象とした支援策の実施について検討を進めておりましたので」、過去形ですよ。だから結果は出ていないから言っているわけですよ。「進めております」ではないのですよ、「おりましたので」ですよ。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今の質問ですけれども、これを支給するにはね、一定の手続を受けないといけないわけですよ。町が独自でやるって、即できるかといったら、予算の議決をしないと行けない。臨時議会も開かないといけない。そういう手続があるわけですから、検討は今して

きましたよ。これから先のやらないといけないこともあるわけだから、そこはやっぱりね、この言葉尻だけ捉えてどうのこうのでなくて、やっぱりね、理解してもらいたい。

○議長　　もう一つ答弁いただきます。町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　　それでは、私からは、小林議員から御質問のありました国がこれから行います7万円の低所得者世帯への支給について、お答えいたしたいと思います。

国では、この7万円の支給を予算決定いたしまして、これから町で補正予算の調整をいたしまして、作業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。できるだけ早く、物価高騰に伴う家計への経済的な支援を目的にしておる給付金でございますので、できる限り早く作業を進めまして、給付につなげるように作業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　私が求めているのは、福祉灯油をやるかやらないかの見解を求めたのですね。姿勢としてどうなんだ。それを求めたわけですよ。それに対して、やはり前向きに検討するとか、今検討しているとか、そういう言葉が必要。

補正予算がどうのこうのって、誰だって分かるじゃないですか。一応、私も1期しかやっていない2期目ですが、議員でございます。その手続が必要というのは分かります。ただスピード感をもって、やっぱりやるべき問題です。今は12月です。この問題、ここで、とやかく言っても、私がですよ。町長ではないですよ。ああだこうだ言っても、もう15分しかないので、一応、止めますが、ぜひ町独自の支援策、やはり町長の政治的姿勢を表す意味でも、取り組んでいただきたいと思います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　先ほどから答弁させていただいてますけれども、検討した結果を持ってね、いわゆる、一日も早く、できる方向、これはいろいろな方や機関とも調整しないといけない。ですから、検討はしてまいりました。その結果をもって、これからどうするかということで、ここから先の部分は、今具体的にね、やりますとか何かというようなことは、今検討した、その結果をもってこれから実施するか、あるいは、予算の議決、財源をどうするかというようなことも考えないといけないので、これは、なかなか今、やりますと確定したことは言えませんが、町独自の対策は今検討してきましたから、そこはそれ以上のことは言いませんけれども、そこは、その先のことは理解していただきたい。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　一応、町長の姿勢、これは理解したつもりでございます。これ以上は言いませんけれども、それこそ言いませんけれども、私、期待しておりますので、ぜひ町長の姿勢、すばらしい姿勢を見せていただきたい。そういう願いを申しましてこの問題を終わらせていただきます。

それから一つですが、質問していないときに町長の答弁があったのですが、これはいいんですか。私は質問していないのに、町長が答弁されたということで、いや、私にとってありがたいのですが、議会の運営としてはどうなんだろうというふうに。

○議長　　発言を許します。

○小林雅弘　　そうですか、分かりました。

それでは、三つ目に入りたいと思います。

広く言えば教育問題です。そういうわけで出させていただきました。これ質問なのですから本当に。去年の 12 月の答弁でもございました。やらない理由、あれにも出ているのです。文部科学省の各自治体で、学校給食費の補助をやらない理由のアンケートを採っているのです。その理由の中に、家庭教育の役割や受益者負担の必要性和書いてあるのです。5 項目ぐらいありまして、そのうちの二つなのですから、この中身についてお示しいただきたい。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

家庭教育の役割ということで、当然自分の子供の給食でございますので、そちらの食材費については、当然負担していただく義務があるというように考えておりますので、それで自分が負担することによって、その子供の教育に対する思いとか、そういったものを高めていただく部分もあるのかなというふうに考えております。

それと、その受益者負担の必要性というのは、今お答えしたような内容でございますが、教育の一環だという考え方で、その負担をすることもやはり親の務めかなというふうに考えてございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 受益者負担の原則は、もう少し詳しく御答弁いただきたいのですが。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 法律で申し上げますと、学校給食法の 11 条第 2 項ということで、保護者の義務ということになって、規定されているところでございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その見解、もうこの町の教育委員会は使わなくなっていますよ。

いいですか、この給食費無償化問題を国会でも取り上げられています。2018 年 12 月 6 日の参議院文教科学委員会で、日本共産党の吉良よし子議員が学校給食費について質しております。

学校給食法の解釈、これを勝手に町が解釈できるものではないと承知しております。

内容は、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないのだ、ですよ。自治体の判断によって全額補助をすること、これ自体も否定するものではないということを、当時の柴山昌彦文部科学大臣が確認しているのです。

ですから、学校給食法を持ち出して、これだから駄目なのだという話は駄目なのです。教育長も、それは御存じだと思いますけどね。

さらに今年 10 月 7 日に、日本共産党の小池晃参議院議員が義務教育の無償化を定めた憲法 26 条に基づき、国の責任で小中学校給食の無料化を速やかに実施すべきだと要求したのですが、これに対して、岸田首相がこう言っているのです。「保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではない。無償化については、自治体において適切に判断するものと承知している」というような話です。ですから学校給食法でこうなっているからではないのですよ。

それから、よく言われるのです。自分の子供の飯ぐらい自分で食わせるのだ、受益者負

担だ、とよく言われます。本当でしょうか。受益者負担というのは二つ考え方がございます。一つは狭い意味での受益者負担主義、これは親が負担するものだという考え方。これが受益者というのは誰かという、それは親であり子供でありという考え方、これが第一点。

二つ目の考え方がございます。これが最近、学会の中では広がっている考え方だと思いますが、受益者とは、国民全体だと。かつて、子供を育てるときに、公教育というのがございましたよね、明治以降。そして、公教育が進められた。その中で、日本の資本主義が、明治時代に発展いたしまして、それが結果として、国民全体の利益になった。国の発展の基礎となった。だから、学校教育はとても必要なんだという議論の中で、そう言われているのです。ですから、単に狭く考えるものではないのだということ。

それから、面白いのを見つけたので御紹介したいなと思ったのですが、さっきから、探しているのですが。

実は、PTA連合会というのがございます。その中でも、家庭教育の中で子供たちの学校給食費の無償化に対して軽視する考え方が、広がるのではないかと、これは前回も指摘したのですが、そういう考え方は、もともと問題が違うのだというようなPTA連合会の文書がございます。簡単に言うと、PTAのせいにするなというようなところだと思うのです。

さっきのは一般社団法人全国PTA連絡協議会です。保護者の責任感や自立心が失われる可能性があるということに対して、先ほどの見解、まとめますと、家庭の教育方針や保護者の価値観によって大きく異なり、給食費の無償化の影響とは異なる問題だと認識しているということです。

それから、先ほど受益者負担、この件について二つ見解を述べましたが、今年の11月21日、ある新聞に東京大学の山口教授がこう述べています「受益者とは誰でしょうか。親ではなく、子供ではありませんか。」この人の考え方は、私どもと少し違うのですが、「給食費を負担する能力がない子供に求めるのは違うと思います」。中略です。「子供を直接助けていこうという発想に立ったら、受益者負担という考えにならないのではないかと。子供に対する教育投資は、一般的に非常に費用対効果が高いことが、多くの経済学研究から知られています。給食にお金を投資したとしても、それは決して社会全体にとってマイナスにはなりません。公教育の充実は重視されるべきですし、給食は教育の一環として、間違いなく認識されているわけですから、反対する理由がどこにあるでしょう」というような見解でございました。

私、この問題に対して教育委員会と議論をしても、何も進まないと思うのです。前回も、前教育長と議論したのは、学校教育費、全体を増やすべきだという話でした。

日本には、この間研修に行ったところは20%以上も教育費にかけている。びっくりしました。そういうこともございます。ですから、教育予算の問題で教育委員会と対立することはあまり考えていないです。そういう問題ではないです。

やっぱり町長として、その学校給食費に対する姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　教育予算のこともお話しされましたけれど、それぞれの自治体の財政規模に応じ

て、我々はみんなこれ違ってくるわけですよ。西会津町の場合は、学校の現場の先生たちに聞いていただくと分かりますけれど、かなり教育予算は、他の町村よりもかなり予算を配分しているというふうに、私たちのほうはそういう理解をしています。学校の現場もそんなお話をいただいていますよ。ですから、ただ予算に対するそのパーセンテージだけで、物事を判断するというのは、私はそれは適当でないというふうに思っています。

それから、学校給食費。さっき学校教育課長が答弁したとおり、それぞれの自治体の財政状況、先ほど東京都のお話をされましたけれど、東京都は地方交付税の不交付団体、あれだけの財源を持っているところは何でもできる。私はやっぱり常に思っているのは、財政力があるところとないところのサービスが違ってくる。同じ日本に住んでいて、やはりサービスは財政力があってもなくても同じサービスを受ける、そういう社会にならないといけないんじゃないのかなと私は思っているのですよ。だから、学校給食費のことを今、御質問されていますけれども、今の町の考え方は、これまで給食費もそうです。それ以外のいわゆる学校教育に対する支援というのは、他の自治体よりも私はかなりそこに配分していると、そういう認識を持っています。

ですから、国のほうでも今学校給食費の無償化について、いろいろ検討されるような状況になっていますので、それと併せて、町も今後、国・県の動向を注視しながら判断をしまいたいと、そんなふうに思っていますので。やらないってね、あの禁止とか何かとかいう言葉も出しましたが、町ではやらないという考えではないですよ。ほかのほうとの、いわゆる国・県との動向を注視しながら、その時点で判断をさせていただくということです、そこは御理解をいただきたい。

○議長　小林議員、時間になりましたので。

○小林雅弘　一言。私はやらない理由に家庭教育の役割と受益者負担の必要性と言っているから言っているのですよ。そして、この問題は、だからといって教育委員会とこれ以上話をしてもしょうがない。その見解はね、もう江添教育長の頃に、いっぱいお話ししたので、よく理解しております。ただ納得はしておりませんけどね。

やはりこの問題、今、社会的にどうなのかというところをよく認識していただいて、町長の決断を待つて、今後期待していきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問といたします。

○議長　休議といたします。

○議長　再開します。（11時07分）

7番、秦貞継君。

○秦貞継　皆さん、こんにちは。7番、秦貞継です。

今回は、二つの項目について質問いたします。

最初の質問は、国際芸術村についてであります。

西会津町国際芸術村は、平成30年4月から約6年間にわたり、指定管理者制度を活用して運営してきました。指定管理者選定では、一般社団法人BOOT1社のみが指定申請を行う状況であり、競争する団体が見つからないまま、今議会で指定管理更新の時期を迎えております。

国際芸術村の維持管理には、国や県の補助金が支給されない、いわゆる町単独予算の運

営となっており、令和4年度は指定管理委託料だけで1,500万円以上と、町への財政負担も大きいものとなっております。当該施設に対する予算措置及び指定管理の考え方や今後の方向性について、以下の点を問います。

一つ目として、国際芸術村指定管理者に対し、これまで支払ってきた指定管理料総額はどのくらいか。

二つ目として、国際芸術村の指定管理料を算定の内訳は。人件費及び施設管理料についてであります。

三つ目として、これまで国際芸術村指定管理者が行ってきた自主財源確保の金額と推移は。

四つ目として、町民からの国際芸術村に対する評価を町側はどのように捉えているのか。五

つ目として、国際芸術村指定管理者に対する指導監督はどのように行ってきたか。

六つ目として、今後の国際芸術村の運営方針を見直し、再検討する考えは。

次の質問は、業務委託についてであります。

町は様々な形で業務委託を外部団体に委託しております。財源は国や県の補助であつても、国民一人一人の税金であり、執行に際しては、広く町民のため、有効に使われることが重要と考えております。各業務委託の評価検証や費用対効果はもちろんのことに、町政発展にどれだけ効果があったと検証しているのか、以下の点を含め、町側に問います。

一つ目として、業務委託のうち、町のふるさと応援寄附金PR事業及び宣伝に対する評価検証はどのように行われているのか。

二つ目として、これまでの山村活性化事業のうち、町民税務課担当分の評価検証はどのように行われているのか。

三つ目として、町からこれまでに支払ってきた一般社団法人BOOTへの業務委託業の内訳は。

四つ目として、一般社団法人BOOTへの業務委託金額の推移と総額は。

以上であります。町側の誠実かつ、明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、秦議員の国際芸術村についての御質問にお答えいたします。

西会津国際芸術村は、平成16年9月に開村以来、芸術と文化の振興、地域の情報発信を通じて、交流人口の拡大と地域の活性化に重要な役割を担ってまいりました。近年は、リトアニアとのアーティストの交流事業や作品展示、駐日リトアニア大使館との交流事業、台湾・台南市等との交流事業などを実施するとともに、今年度で第18回を迎える国際芸術村公募展の開催や、地域資源を活用した様々なイベントやワークショップなどを行ってまいりました。

こうしたデザインやアートの交流事業を通じ、本町のPRを行うとともに、西会津ファンの増加による交流人口の拡大、移住定住の推進などに取り組んできたところであり、その結果、全国各地から多くの自治体や団体等の視察研修を受け入れているところであります。

なお、令和4年度の実績においては、4,146人の来館者があり、新聞、雑誌やインターネットなどのメディアの広告換算量は約2千万円となったところであります。

御質問の1点目ですが、これまで国際芸術村の指定管理者に支払った指定管理委託料につきましては、毎年度、当初予算で議会の御議決をいただき、また支払った額については、決算の認定をいただいておりますが、年度ごとの支払額を申し上げますと、平成30年度が1,676万7千円、令和元年度が1,978万1,472円、令和2年度が1,889万8,765円、令和3年度が1,536万9,308円、令和4年度が1,530万4,427円であり、総額では8,612万972円であります。

次に2点目の御質問ですが、指定管理委託料の算定の内訳は、令和4年度分で申し上げますと、人件費が一般社員、パート等を含めて1,040万3,761円、施設管理費が光熱水費や消耗品等で522万4,213円、事務費が旅費や通信運搬費等で96万5千円であります。

次に3点目の御質問ですが、これまで指定管理者が行ってきた自主財源の確保につきましては、催事やワークショップの収入、展示施設や飲食提供施設、体験施設等の利用料、視察対応受入所、雑貨等販売収入などであります。その推移であります。収入金額で、平成30年度が52万2,650円、令和元年度が166万2,544円、令和2年度が190万9,407円、令和3年度が81万9,853円、令和4年度が91万6,906円であり、総額では583万1,360円であります。

次に4点目の御質問ですが、国際芸術村は、年間の来館者数約4千人のうち、千人以上の町民の皆様に御来館いただいております。来館者からの評価は、各種展示やワークショップにつきましては、「すてきな展示空間を堪能した」、「親子で一緒に作品づくりができてよかった」などの感想を頂き、総じて「楽しい」、「また訪れたい」との好評を得ており、町内団体からも共同でイベントを実施したいとの声も頂いております。

また、町民参加により策定しております町総合計画第4次前期基本計画の評価検証調査によれば、国際芸術村につきましては、「独自の活動により、町外からのアーティストやデザイナーなどのクリエイティブ人材が集まっており、交流人口拡大に寄与している」とあり、一定の評価をいただいていると認識しております。

次に、5点目の御質問ですが、国際芸術村の指定管理者と町担当課では、毎月1回の定例会議を行っており、その中で、事業の実施状況等について進捗管理を行うとともに、必要な助言や指導を行っているところであります。また指定管理期間の中間年及び最終年におきましては、指定管理者選定委員会による事業実績の点検と評価を行っております。

次に、6点目の御質問ですが、国際芸術村は平成16年の開村当初は、町の直営で運営しており、平成26年度からは、西会津町振興公社に運営を委託しておりましたが、平成30年度からは、指定管理者制度を導入し、議会の御議決を頂き、現在まで一般社団法人B O O Tを指定管理者として運営しているところであります。今後につきましては、関係機関や地区住民、識見を有する者などによる仮称ではありますが、西会津国際芸術村企画運営協議会を設置し、多様な意見を集約しながら、事業を運営していく考えであります。私といたしましては、西会津国際芸術村は町の交流人口、関係人口の拡大等に重要な拠点施設と位置づけておりますので、これからも国際芸術村が多くの人々の交流と活力の拠点として活用され、魅力ある施設となり、より一層西会津町の価値が高まるよう、鋭

意努めてまいる考えであります。

次に、業務委託についての御質問のうち、初めにふるさと応援寄附金PR事業及び宣伝に対する評価検証についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年度に国がふるさと納税で地方創生を掲げ、税制を通じて、故郷へ貢献する制度としてスタートさせました。本町においては、制度スタート時からふるさと応援寄附金事業に取り組んでおり、3番、長谷川正議員にもお答えいたしましたとおり、町への寄附金につきましては、平成29年度までは約100万円前後の金額でありましたが、平成30年度から年々増加し、令和4年度では8,321件、1億9,611万円となり、さらに、本年度は2億円以上の寄附が見込まれる状況にあり、寄附金額が増額し、事業が大きく進展しているところであります。この寄附金額の大幅な増加の要因といたしましては、町内の事業者の皆様、魅力ある地場産品を返礼品として、数多く登録していただけたことはもとより、平成30年6月から取り組んだインターネット上のポータルサイト数を着実に増やしてきたこと、さらに、ウェブ広告や首都圏などでのPRイベント、商談会、返礼金の魅力を伝えるパンフレットの作成など様々な手段を駆使し、PRや宣伝などを行い、地場産品の認知度アップから成る地域ブランドの確立に努めてきたことも大きな要因の一つであります。

こうしたPRや宣伝に当たっては、専門業者に業務を委託することにより、西会津の地場産品の魅力を最大限に引き出し、それを効果的に情報発信することで、より多くの人の目に留まり、結果として、西会津を応援していただける方、いわゆる西会津ファンの獲得につながり、これによりふるさと応援寄附金額の増額が図られ、地域経済の活性化などに大きな成果がもたらされているものと考えております。

次に山村活性化対策事業の評価検証についての御質問にお答えいたします。

山村活性化対策事業は、国の農山漁村振興交付金を活用し、農林産物の消費拡大や、域外への販売促進、付加価値の向上等を通じて、地域経済の活性化を目指しており、令和3年度から令和5年度までの3か年で、米を中心とした新たな商品の開発、生産、販売体制の構築などの事業に取り組んでおります。本事業において、町民税務課では、令和3年度と令和4年度に、ふるさと応援寄附金事業の拡充を目指し、返礼品として最も選ばれている西会津産の米を活用した新たな返礼品の拡充につながる事業に取り組んだほか、ウェブ広告やパンフレットの作成などにより、町の魅力ある地場産品のPRを積極的に行い、西会津産の米の認知度アップと地域ブランド化の構築を図りながら、西会津を応援いただける方、西会津ファンの獲得を目指して取組を推進してまいりました。

これにより、ふるさと応援寄附金の返礼品に新たに追加登録される商品が生まれるなど、返礼品の選択肢が増えたことにより、町のサイトの魅力が増したことや、また西会津産の米に特化したパンフレットを作成し、その魅力をより一層伝える工夫を凝らすなど、きめ細かな情報発信に努めております。

その結果として、先ほど申し上げましたふるさと応援寄附金の増加や事業展開による地域経済の活性化、寄附金を活用した子育て支援をはじめとするまちづくり事業に大きく寄与しているものと捉えておりますので、御理解を願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 7番、秦貞継議員の業務委託についての御質問のうち、町内法人への業務委託の内訳、業務委託金額の推移と総額についてお答えいたします。

初めに、業務委託の内訳であります。平成30年度から令和4年度までの5年間の決算ベースで申し上げます。まず、国際芸術村事業におきましては、施設管理業務委託 8,612万円、定住交流促進事業では、「日本の田舎、西会津町」PR促進業務委託 218万3千円、地域おこし協力隊配置事業では、経費の間接支払分を除き、募集活動業務委託 320万4千円、ワークインレジデンス事業で、調査業務委託 1,199万9千円、ふるさと応援寄附金事業で、ハンドブック作成業務やイベント企画運営等業務など 1,210万円、山村活性化対策事業で、パンフレット作成業務やホームページ改修業務など、1,040万7千円、商工振興費で、ホームページ保守管理委託 39万2千円などとなっております。

次に、指定管理委託料を含めた業務委託金額の推移と総額につきましては、平成30年度 2,382万6千円、令和元年度 2,662万8千円、令和2年度 2,539万千円、令和3年度 2,380万2千円、令和4年度 2,913万9千円で、5年間の総額は1億2,878万8千円、平均 2,575万7千円となっておりますので、御理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは質問通告に沿って、順次、質問していきたいと思います。

まず、この間、全員協議会の中で、議員側からの問い合わせに対して、前回の指定管理料の人件費の部分で赤字になった部分もあるというような答弁があったと思うのですが、それは間違いなかったでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします。

赤字というような表現を申し上げたかどうかは、あれでありますけれども、委託料の算定よりも実績ベースで人件費が多くかかったというふうにお答えをいたしました。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、私の勘違いだったのかもしれませんが、人件費が赤字、今答弁いただきましたけれど、5年間の平均で、毎年 2,575万7千円払っていて、人件費は赤字なのかなと、率直に少し疑問に思ったものですから、そこを聞いたわけですが、多分、指定管理料の算定よりもオーバーしたというような認識だったと理解いたしました。

それでは、次の質問に移りますけれども、すみません、業務委託と行ったり来たりしますので、上手になるべく話すように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域住民からの声を質問したいと思うのですが、グラウンドを地区住民の方が使っていますよね、国際芸術村の向かい側のグラウンド。使っているように、自治区の人から樟山の人から聞いたのですが、使っていませんか。運動会だとか、そういったことに使いますよね。ゲートボール場はまた別にありますけれども。あと、地元で草刈りをやってもらいたいものだけでも、なかなかやってもらえないんだという地区住民の意見を聞いたのですが、こういった施設に関するグラウンドの整備だとか、草刈りですね、施設だけではなくてそういった周りのものの管理というのは、指定管理料に含まれていないのですか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします

国際芸術村の前にある旧学校のグラウンド部分につきましては、その管理費については指定管理料の中には含まれてございません。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 荒れた場合というのは、先ほど言った草刈りがされてない、グラウンドがちょっとタイヤの跡がついてでこぼこになっているといった話を聞いたのですけれども、そういったものの維持管理というのは、そうするとまた指定管理料とは別個でやっていらっしゃるのでしょうか。どのような形で管理されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 国際芸術村の向かいの運動場の関係でございます。そちらについては正式名称は新郷運動場と申しまして、生涯学習課の所管であります。その管理でございますが、基本的に生涯学習課の職員が草刈り等の対応をしておるところであります。また、新郷地区の行事でそのグラウンドを使う場合もございます。その際については、その直前に体育行事の主催団体であります町体育協会の新郷支部にも御協力いただきながら、管理を行っているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 職員の方、対応お疲れさまでございます。分かりました。次の質問に移ります。地域住民、そこで育った方々もいらっしゃる場所です。思いの籠った場所です。大切に管理してください。よろしくお願いいたします。

あと、自主財源確保について、まず先にお聞きしましょう。

先ほどの答弁の中で、自主財源確保に関して、具体的な数字をお示しいただきましたが、令和3年度が82万ですね、令和4年度が91万6千円ということなのですけど、その中で飲食提供施設、具体的に個々の質問をしても大丈夫ですか。

飲食提供施設というのは、どのぐらいの。パーセントでも構いませんけれど、その中の収入のどのぐらいを占めているのか、お示してください。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします。

国際芸術村の収入に占める飲食提供施設の収入金額でございますけれども、平成31年度からスタートしておりまして、平成31年度が千円単位で申し上げますと41万千円、令和2年度が24万8千円、令和3年度が19万千円、令和4年度が17万4千円という実績になってございます。

以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

私、前回の指定管理者の質問でもお聞きしたと思うのですけれども、テレビが映っていないところだったので、しかも議事録を探したのですが、5年以上たってしまっていて残ってなくてですね、答弁の中の内容の証拠が残っていないのですが、私はたしかその当時6年前ですね、国際芸術村の指定管理のスタートのとき、たしか町側は、3年で自主財源によ

って運営できる体制を取れるというふうな報告を受けていると、私もそのときそんな、結局どんどん収入が上がっていった、自主財源で運営できるような組織だったら、これはすごくいいものだなと思って、私はその当時に賛成したのです。私一人の勘違いかなと思って、その後に先輩議員にもお話を聞いたのですが、議員の方も確かに言ったと。言った文言の一句一句は覚えていないけれども、そういうニュアンスだったということを確認しまして、今、再度お聞きしますけれども、設立当初は、どのような自主財源確保のお考えを指定管理者の方は持っていたのか、もし今、当時のことを確認できるのであればお示してください。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします

最初の1期目、令和2年度のときの資料は、今手元にないのですが、令和3年度からの2期目の指定管理の更新のヒアリングのときに、指定管理者から出されたその方策という部分につきましては、この収入の確保の部分で申し上げますと、一つ目にはオリジナルデザイン商品の開発や販売、そして、オンラインストアなどによる販売の促進、そして、やはり飲食提供施設の活用促進、そして、国際芸術村施設自体木造校舎の雰囲気を活用した会場の貸出しというようなことが、収入を確保するための方策ということで提出されたものでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 その全員協議会の話の中でも、お金はかかるものだという、何か話が、やじだか、ちょっと飛んでいましたけれど、先ほど来、出ておりましたとおり、去年の令和4年度で1,530万円程度の町単独の指定管理料が、この指定管理者に支払われております。よく町長ね、お話しされますよね。例えば、1千万あったとすると、過疎債を使うと、その3割負担の金額で、いろいろな町の施策ができるのだと。私もそこは同じ考えなのです。ただ1,500万となっており、今ざっと計算したのですけれども、毎年5千万、もし過疎債を使ってやるとなれば、毎年の返済が5千万、利子も入りますが、それを10年据置き、3年償還であれば、5億ぐらいの事業ができるのではないかなと、こういった大きなお金が動いておりますので、やはり、指定管理者の自主財源確保をしっかりと行うことで、その町の負担を減らし、よりよい、今回少し話はそれるかもしれませんが、このお金でまた違った、例えば老人への温かい福祉施策や5番議員の答弁にもありましたけれども、そういった子供たちへの施策だとか、そういったものにも充てられると思うのです。そういう意味では、指定管理者の自主財源確保というのは、非常に重要だと思います。

今回はまだ議決をいただいてませんが、今度は入館料を取るということです。町外から300円。なかなか、その300円の試算も80万でしたっけ、年間で見込みが80万と、1,500万対して大分厳しい数字だなと私は考えておりますけれども、ここに関しても、もう少し違う、何ていうか、頑張っているだけではなくて、実績数字としてちゃんと上がる自主財源確保の施策も指導監督いただく必要があると思いますが、町側の考えをお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします。

できるだけ施設の管理コストの縮減を図るために、施設の収入は増やしていく必要があるというふうには考えてございますし、現在の条例で規定されている施設の使用料に加えて、今度は施設の入館料を頂戴するという方針を出させていただいております。指定管理者につきましては、できるだけ施設を多くの方々に利用をいただいて、入館料・施設利用料収入が上がるように御努力していただくとともに、またそのほかの部分の収入についても、現在も御努力をいただいているところであります。ただ、収益施設ではございませんので、なかなか営業的に収益をどんどん上げていくという性格の施設ではございませんから、その辺については、大きな収入を得るといえるのは難しいわけでございますけれども、定められた範囲の中でしっかりと収入が確保できるように、町といたしましても、今後、指定管理者と連携をいたしまして、その辺の方策については、何か新しいものが出せるようであれば、しっかりと協議を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ御検討ください。負担金額も非常に大きいものになっておりますので、今後、うちの町は少子高齢化が進んで、なかなか収入も、例えば、納税額も、応援寄附金に関しては、非常に好調だというお話でしたが、それ以外の部分に関しては、なかなか明るい兆しが見えませんので、そうなればマイナスになる部分を削っていくしかないと思いますので、その辺もぜひ御検討いただきたいと思います。

ちょっと質問が前後しますが、その指定管理者が行っている業務委託の内容について二、三お聞きしたいことがあります。

令和4年度、山村活性化事業のうちに、同社団法人に開発支援ということで、たしか9月の議会で答弁されたと思うのですが、指定管理者による開発支援というのはどのような形で行われたのか、いつごろ行われたのか、お示ください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、7番、秦議員の委託業務についての御質問にお答えいたします。

町民税務課が所管いたしました山村活性化対策事業として、令和4年度に実施しておりました西会津オリジナル商品開発支援事業業務委託につきましては、令和4年度に実施をしておしまして、見積書を各事務所から徴しまして、最低価格であった委託業者に町が指定した業務を委託したということでございます。その中には、新たな商品開発を目指した支援ですとか、また、一部パッケージのデザインをつくったりですとか、また、様々、これまで令和3年度に実施してまいりました商品のマーケティング、プレスリリースといった事業を委託しながら、この事業を活用してふるさと応援寄附金事業の拡大を目指して取り組んできたところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、再度質問いたします。

9月の議会で、たしか、町側は実績報告として4品目を挙げましたよね。その4品目の開発支援の具体的な内容をお示ください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

9月の定例議会、決算審議の中で私がお答えいたしました令和4年度に商品開発について開発支援などを行ってきた品目、レトルトのチャーハンですとか、米粉を活用したシューマイ、小籠包、ラーメンにつきまして、それぞれ、レトルトのチャーハンについては開発に向けて様々な事業連携をしながら、商品化に向けた打ち合わせをしたりですとか、あとは各種視察などに出向くような委託を、まずその委託事業者をお願いをしたというところでございます。また、そのほかシューマイ・小籠包・ラーメンにつきましては、町内にいる製造販売に携わっている事業者が独自に開発したものでございまして、その部分について、費用面など開発費用に非常に多くの費用がかかるといったところがございますので、その点について、後方支援といった形で支援をさせていただいたということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 9月の議会の答弁では、開発支援をしたという名前だけだったのですが、製造販売開発も行ったというお話をいただきましたけれども、この業者の名前はお答えできますか。本人から言ってもいいと言われているのですが、千秋に開発支援をしたという認識でよろしかったですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

この商品、チャーハンですとか、またシューマイ・小籠包・ラーメン、それぞれ商品がございます。その中で4品目のうち、シューマイ・小籠包・ラーメンにつきましては、開発の支援について、委託業者から支援を行ったということで、その委託業者から支援を行った先としては、先ほど議員がおっしゃった千秋に支援をしたということで聞き及んでおります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 実績の確認をしております。

千の秋と書いて千秋ですよ。今、本当に町を盛り上げようとして、多分その業者は山塩ラーメンとかをつくって、今一生懸命頑張っている会社だと思いますけれども。分かりました。事実は確認できましたので。

○議長 秦議員に申し上げます。

個人の事業者の名前、事業内容についてしゃべることは、差し控えていただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

今の発言を取り消します。訂正いたします。

簡単に言うと、非常に何か、うわさでは好調だというふうに聞いていたものですから、そういった一生懸命頑張って、開発した結果が出ているものに関しては、もっと応援していくべきかなと思ったので、こういうのもうまくいってますよということでお話し申し上げたつもりですが、すみません、ちょっと間違ったお話をしたのは申し訳ございませんでした。

ちなみに、この開発したものの商品というのは、結果としてふるさと応援寄附金の中の返礼品として取り入れられたと思いますけれども、売行きはどのようなのですか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　売行きはということですが、ふるさと納税でどのくらい出ているかというようなことで、お答えさせていただきたいと思いますが、令和4年度に開発支援をした商品が、ふるさと納税の返礼品にも登録されています。これにつきましては、これまで令和4年度分については255点ほど、ふるさと納税で返礼品として寄附者の皆様へお送りさせていただいたという実績でございます。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継　もっと売行きが上がって、西会津町のふるさと応援寄附金の寄附額が上がることを切に願っておりますので、今後も商品の売行きが上がるよう、ぜひ町が御尽力いただきたいと思います。

少し前後しますが、国際芸術村の話に戻りますが、先ほどの答弁では、関係者、もしくは利用者からは非常に評価をいただいているというような認識でお聞きしておりますけれども、利用していない方々、もしくは近隣住民の方々、一般町民、広く利用者以外の方々の評価はどのようなものだと町側は捉えていらっしゃいますか。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　お答えいたします。

ただいまの議員からお質しのあった、一般の広く一般町民、あるいはその国際芸術村を利用されたことのない方々、そして地域の住民からの評価という部分については、具体的な調査や評価を町で行った経緯はございません。ただ、先ほど町長の答弁の中で申し上げましたとおり、町民参加で行った総合計画の評価検証の中で、国際芸術村は今の目的に沿った形で事業を継続していくべきだというような前期計画の高評価をいただいたということで御答弁を申し上げたところでございます。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継　我々議員も、町民から思いを付託されて、ここで代弁者として発言をし、町側と慎重に協議をし、財政を含め、もちろんですけど、町の未来の方向性について検討していきます。その際にやっぱり、町民全体の意見を聞くということは非常に重要だと私は思っております。私自身も、やはり自分の支援者のみならず、いろいろな人のお話を聞いて、町の方々がどのように考えているか、それに沿って、やっぱり物事を選択していきたいと思っております。今調査をしていないということです。前回の質問で私申し上げましたけれど、私的には、非常にやっぱり、使っていない人からの評価はあまりよくなかったのですよ。使う人たちは、入れば使っていますし、よっぽど悪い施設でなければ、それは悪いとは言わないですね。ですけども、それを町の皆さんの税金で運営している施設として、町としてどう考えるのかと、町民の意見を聞くことは重要だと思いますので、そういう意味で私はアンケートを採ってみてはどうですかというお話をしましたが、その後、検討はされましたか。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　お答えいたします。

町の公共施設に対して、町民の皆さんがどのように感じているのかと、これを町民の声を聞くことというのは大変重要なことだと思っておりますし、またアンケートというのは一つの手段であるということは認識しておりますが、公共施設は国際芸術村だけではござ

いませんので、全て総合的に判断した上で検討する必要があるかなというふうに考えてございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 私は少し漏れておりました。おっしゃるとおり、町側の今の考えのとおり、私も同感で、これはいろいろな指定管理制度をやっていますよね。そこに関してやはり、今町がおっしゃったとおり、全体的に指定管理者に対する町民の考え方をお伺いするというのは、非常に重要だと思いますので、今おっしゃったとおり、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

そういったことも踏まえてですけれども、国際芸術村に対する意見をいろいろな人に聞いてきて、活動が見えないと、利用されている以外の方々から、どういうことをやっているのか見えないというところが、非常に何か不信感を招いている要因かなと思います。

私は、ぜひ自分の考えを町側に聞きたいと思えますけれども、交流人口拡大ということで、今、国際芸術村条例に則ってやっていると思えますけれども、私もその指定管理者の方にもお話ししたと思うのですけれども、あそこをもっと、子供たちが訪れるような施設にしてはどうかと思っていますのです。芸術作品はいっぱいある、グラウンドはある、プールもありますね。プールもあのままずっと防火用水として使っていますので、地元の消防団の方々に相談は絶対必要だと思いますけれども、ああいったものも利活用して、子供の体験型施設、グラウンドを使えばキャンプもできると思えますし、プールだって少し資金面でいろいろかかると思えますけれども、私は釣りが好きなので釣り堀なんかどうかなとか、いろいろ考えるのです。おまけに体育館も残っているので、例えば雨が降っても、室内でキャンプができたりとか、雨が降ってもレクリエーションできるんですよ。国際芸術村の隣の体育館を使えば、かつ、国際芸術村の中の芸術品を見ることで、文化も勉強できる、そういったように大人目線もいいのですけれども、私は子供の体験型施設のような方向性もお考えになってはどうかと。これに関して、今唐突に申し上げましたから、こういったような多様性というのでしょうか、よく今、町に必要な多様性でというふうにお話をよく聞きますけれども、こういった国際芸術村の運営に関してもこういった多様な考え方をされてはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えいたします。

国際芸術村の目的の中に、芸術文化の振興というのがございまして、お子様たちにも芸術、アートに触れて、想像力を育んでいくというような取組は必要かなというふうに考えておりますし、現在も国際芸術村のほうで、日曜アトリエというような形で、子供向けのワークショップを継続して行っているところでございます。

議員のお質しにありました多様な活用の仕方ということで、プールの活用など例に出されましたけれども、あそこのエリアにある施設それぞれ国際芸術村以外の部分につきましては、町の所管課が行っておりますので、今後、そのほかの施設も含めてどのような活用ができるのかというのは、関係部局が協議しながら検討していく必要があるだろうというふうに、現在のところでは考えておりますので、これ以上の答えを持ち合わせていないということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 おっしゃるとおりだと思います。町側のお考えのとおりだと思いますが、やはりどうせやるなら、町民の皆さんに広く理解してもらって、みんなから応援されるような国際芸術村にしていきたいと思います。

それと、今の運営体制にも少しメスを入れるときかなと私は思っているのです。メスを入れると言ったらおかしいですけど、考え方を変えたり、方向性を考えるときかなと私は思っております。というのは、先ほど申し上げましたとおり、この一般社団法人BOTTに関しては、国際芸術村の指定管理を行いながら、業務委託を行っている。芸術文化の振興、もしくはその施設管理をしながら、業務委託を行っておりますよね。町はそれぞれで検証しているのかもしれませんが、私は宣伝分野や情報発信分野は分野でしっかり分けて、国際芸術村は芸術村でそれぞれ文化の発信や文化を通した情報発信というような形で、私は分けるべきだと思うのです。そうすることで、個々の事業や個々の業務、指定管理や業務委託に関して、本当にお金を払っている分だけの効果が出ているのかどうかという検証ができる、やりやすいと思うのです。私はそういう時期に今来ていると思うのです。

今回、指定管理者の決定で、最終日ですかね、議決を諮るときがありますけれども、私はここは一回、さっき言った私の考えですから、国際芸術村は子供たちが集える、あのグラウンドに笑顔の子供たちの走る声が響き渡るような、それもやっぱり、私が考えるには、地元の学校の先生を引退した方々のような人たちに、老後、ちょっとイベントのときに来てもらったりして、国際芸術村の利用のお手伝いをするような体制を新しい形でやったほうが、さらに町民の理解も得られるし、西会津町の情報発信として、より効果的かなと私は考えております。

時間もなくなりましたので、やはり、先ほど来申し上げましたとおり、よりよい方向性を、今、指定管理、2回目ですよ。3年、3年できて、今回町側からは予定では5年で指定管理のお話が挙がっておりますが、私はこれは一回勇気を持って、本当にいい方向はどちらかなというのを皆さんで考えた上で、せっかく地元の財産としてある国際芸術村ですから、もっと広く多くの方々に支援してもらえる体制を考えることが重要じゃないかという私の考えを申し上げまして、今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長 秦議員、今の答弁はよろしいですか。

○秦貞継 お話しすることがあれば、3分しか余っていませんが、お願いします。

○議長 ないですか。ないようでしたら終わりますけれど。お諮りします。

本日の一般質問は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(12時06分)

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

令和5年12月13日（水）

開 議 10時00分
散 会 時分

出席議員

1 番	紫 藤 眞理子	5 番	荒 海 正 人	9 番	三 留 正 義
2 番	仲 川 久 人	6 番	小 林 雅 弘	10 番	猪 俣 常 三
3 番	長谷川 正	7 番	秦 貞 継	11 番	青 木 照 夫
4 番	上 野 恵美子	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和５年第７回議会定例会議事日程（第６号）

令和５年１２月１３日 午前１０時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第１ | 一般質問 | |
| 日程第２ | 議案第１号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第３ | 議案第２号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第４ | 議案第３号 | 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第５ | 議案第４号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第６ | 議案第５号 | 西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例 |
| 日程第７ | 議案第６号 | 令和５年度西会津町一般会計補正予算（第７次） |
| 日程第８ | 議案第７号 | 令和５年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第２次） |
| 日程第９ | 議案第８号 | 令和５年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第２次） |
| 日程第10 | 議案第９号 | 令和５年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和５年度西会津町水道事業会計補正予算（第２次） |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和５年度西会津町下水道事業会計補正予算（第２次） |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。

令和5年度第7回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 おはようございます。10番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問を通告しております。通告に従いまして、一般質問を伺ってまいります。

初めに、鳥獣被害防止対策についてであります。最近、クマの出没が多くなっております。

冬眠前にクマが山にある木の実を食べて、冬を過ごす準備をしますが、今年は特に、気候の変化により、山の木の実が乏しく、里に出没する、家屋に侵入しております。また、市街地まで入り込み、人に危害を加えてけがや死亡に至る被害が各地に発生しているというところで伺ってまいります。

一つ目に、デジタル技術を活用して、クマなどの動きをいち早くキャッチして山へ追いつ返す「AI搭載カメラ」を導入して、監視体制を強化する考えはないのかをお質したいと思います。

次に、環境問題についてであります。道路脇にビニール袋に入ったごみや空き缶等が放置されているのを見かけます。町では国道の待避所などに「こゆりちゃんのポイ捨て禁止」の看板を設置しています。しかしながら、国道沿いや県道及び町道においてポイ捨てはなくなっておりません。

そこで伺ってまいります。

一つ目に、平成26年10月1日に西会津町快適環境づくり条例が施行されております。第8条にポイ捨て及び犬のふんの放置の禁止が定められておりますが、どのように適用しているのか伺ってまいります。

二つ目に、町の印象が悪くなる恐れがありますので、「ポイ捨て禁止の町宣言」を行い、看板を立てて町の姿勢を示す必要があると思うが、町の考えを伺ってまいりたいと思います。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦くん。

○農林振興課長 10番、猪俣常三議員の鳥獣被害防止対策の御質問にお答えいたします。

5番、小林雅弘議員に御答弁申し上げましたとおり、今年は例年になく多くのツキノワグマが出没し、捕獲数も極めて多くなったところであり、町では3つの基本対策である「被害防除」「環境整備」「有害捕獲」により、地域や町猟友会と行政が一体となって被害防止に取り組んでまいりました。

被害防除のための追い払い活動については現在、クマの目撃情報があつた際に、猟友会

や町専門職員などが現地に出向き、出沒状況や痕跡などから移動方向を予想し、安全が確認されるまで花火による追い払いを行っております。また、自治区によっては、住民自らが花火による追い払いを実施しているところでもあります。

御質問のＡＩを活用した追い払いシステムですが、通信機能つきセンサーカメラで撮影した画像をＡＩ技術により獣種を自動で判別し、クマが撮影されたときのみ、音や光などで追い払いを実施する装置であり、現在、会津大学により開発が進められており、実証実験を行っている段階であります。

昨年度行われました実証実験の結果報告によりますと、獣種を判別する技術は進化しておりますが、追い払いそのものに十分な効果があると判断するには至っていないとのことであり、さらに精度を高めるなどの改良が必要であるとの報告でありました。

ＡＩ技術を活用した追い払いは、住民の安全確保や農作物被害の防止、追い払い作業の負担軽減などの効果が期待できますが、システムの開発途中であることから、今後十分な効果が確認された段階において、導入に係る経費も含め検討してまいります。

なお、町では既にデジタル技術を活用した鳥獣被害防止対策として、赤外線センサーにより動物が近づいたときに撮影した画像をインターネット上で確認できる技術を活用し、わなの状態や捕獲状況を遠隔で確認できるシステムを導入し活用しており、わなの見回りにかかる負担軽減に取り組んでおりますが、デジタル技術は日々進化しておりますので、今後も情報収集を続け、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 10 番、猪俣常三議員の環境問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、西会津町快適環境づくり条例についての御質問にお答えいたします。

西会津町快適環境づくり条例は、町内におけるポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定めたもので、環境美化を推進し、町民の快適な生活を確保することを目的に、平成 26 年 10 月 1 日に施行されております。

議員お質しの同条例第 8 条は、ポイ捨て及び犬のふんの放置の禁止について規定しており、公共の場所等への空き缶等のポイ捨て禁止、また犬の飼い主は公共の場所等で飼い犬がふんをしたときには回収、持ち帰らなければならないことを定めております。この禁止規定に違反した者に対しては、第 12 条により空き缶等の回収やふんの回収、持ち帰りを町長が命令することができ、またこの命令に従わない場合は、第 16 条により過料を科す罰則規定も設けられております。

これにより第 8 条の適用については、その事実確認が取れた際、その者に対して回収するよう注意を促し、注意に従わなかった場合には、第 12 条の規定により町長より命令を行い、命令に従わない場合は第 16 条の規定により過料を科す適用を図ることとなります。

次に、「ポイ捨て禁止の町宣言」についての御質問にお答えいたします。

空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのポイ捨ては、先ほどの町条例のほか、法律でも罰せられる禁止行為で、さらに町の景観を損ない自然環境に害をもたらすばかりでなく、事故や火災の原因になり得る危険な行為となります。

このため国民一人一人がポイ捨てをしないことが求められますが、国道の待避所や往来

する車窓からのポイ捨てが後を絶ちません。

町といたしましては、頻繁にごみが放置される場所へ注意を促す立て看板の設置や不法投棄が確認された際に早期の回収、また場所によっては監視カメラを設置してポイ捨てさせない環境づくりに努めております。

また、町内ボランティア団体や事業所のみなさんが道路や待避所、公共施設周辺などのごみ拾いに御協力いただくなど、身近な環境に目を向け自ら行動に移す個人や団体が地域で活動いただいていることから、さらにその輪を広げごみのないきれいな町を目指し、周知・啓発に努めてまいります。

なお、町民への啓発や町を往来する方へのメッセージとして、議員お質しの「ポイ捨て禁止の町宣言」や大型看板での啓発については、近年のSDGsや地球温暖化防止対策の取組により、環境の保全に向けたごみ処理への機運が高まっていることから、生活や社会活動で排出されるごみの減量化を含めたごみの適切な処理について周知・啓発に努める中で判断してまいりますので、御理解願います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町の答弁をいただきました。

とりあえず、鳥獣被害防止対策の再質問をさせていただきますが、説明の中では、町では赤外線を使ったインターネットとの活用をもって対応しているという御答弁であります。

先ほど私からもお話を申し上げましたとおり、非常にクマの出没が多く、民家の近くまで来ているという非常に危惧するような状況が続いているということから、お尋ねしてまいります。私が町にお尋ねするのは、AI搭載カメラという、最近、報道の中で出ております。

これは、とにかくいい装置だなと、こんなふうに関心しております。どんなものなのかということで、とりあえず私なりの知識を探し求めた中では、クマやイノシシなどの画像をAIにとにかく読み込ませると、そして山に設置してクマが出没した場合、その装置が感知した際に光を出して、その光を出したときのそのクマの動きが追い払いとして記憶していくということな装置と考えております。

その対策っていうのは有効と考えるのが私は非常に感じたわけでありまして、再度お伺いいたします。

そのところ、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦くん。

○農林振興課長 それらの御質問にお答えをいたします。

AIを活用した追い払いのシステムということでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、現在開発しているシステムについては、通信機能付きのセンサーカメラを設置しまして、その撮影した画像をAI技術によって獣種を自動で判別するということです。カメラで撮ったものが、獣種がクマなのかイノシシなのかというのを、その部分をAIで自動で判断するシステムでございます。クマが撮影されたときのみ、音や光で追い払いを実施する装置ということで現在開発をされているということで認識をしております。

当然、こういった開発途中であります。一定の成果が確認されれば、十分に活用の検

討には値するのかなということで考えておりますが、まだ開発の途中ということでありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いろいろと検討の途中であるということですが、ただこのA I搭載のカメラっていうのは、とにかく光を発すると同時に人工知能が読み込まれているということに注目を集めているわけですが、中には犬の鳴き声とかも入っているとも報道の中で見たわけでありまして、それは追い払いには、すごく効果があるというふうに受け止めたわけであります。

当然、これは検討していく余地はあると思いますので、ぜひともこれらの機能を見定めていただければなど、こんなふうには考えておりまして、町もそのような考え方を持っておられるということであります。

ただ、ここでもう一つ申し上げたいのは、そのデータが、近くの関係者にいち早く届けられるっていうところが非常に大きな利点ではないのかなと、こんなふうに思います。つまり、A I搭載のカメラがクマを察知したときに、1分以内で現場の状況を素早く映像で送ってくると、ここが一つの大きなポイントではないかなと、こんなふうに思います。クマの逃げる方向も確認できるということであります。

A I搭載型のカメラの機能というのは、これは当然、鳥獣被害防止対策には生かす方法としては非常によい装置ではないかと、こんなふうに思いますので、再度伺います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦くん。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

今ほど議員が申されました内容につきましては、恐らく現在開発を進めているシステムの最終的な目標といいますか、完成形のお話なのかなということで理解をさせていただきました。

現在、会津大学、先ほど申し上げましたように会津大学におきまして、システムの実証実験を行っておりますが、まだ十分なシステムとして完成をしたものではないということです。そういった議員申されましたような機能も今現在において、製品として販売されてるものではないというふうに認識をしております。

この実証実験の結果の報告を見ますと、まだまだ獣種、クマ、イノシシの判断が100%までいっていないでありますとか、装置の不具合で音が出ない。あるいは、システム自体消費電力が非常に高くて電源が落ちることがある。そういった様々なまだ課題があるということで、製品化にはつながっていないということで、町では認識をしておりますので、将来的に議員申されましたような、そういった完全なシステムとして製品化された際には、町でも導入経費を含めて検討を進めていきたいということで考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 製品化になるまでというお話なのですが、確かに会津大学の先生が開発されてるっていうことは、そのとおりだと私も認識しております。

私がある程度、報道で、NHKのニュースでちょっとちらっと見たときに、最初から見てたわけではなかったわけですが、途中からでありましたけれども、ドローン画像で、どこの地域の画像が写されてるかっていうことは、ちょっと確認できませんでした。

しかしながら、令和5年の11月の20日でした。ここでA I搭載型のカメラが非常に仕組みなど、あるいは放映されている鳥獣被害防止対策に活用されている効果が期待されるということの関心を寄せていたところがちょうど耳に残ったわけでありまして、本町において捕獲も大切だと考えておりますけれども、人間の生活してる区域まで入ってくるとなると、やはり、入り込まないことも、一つは考えていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っているわけであります。

これは追い払ってということも大事なので、このシステムっていうのは、私はA I搭載型のカメラ、これは、これから開発の途中だというふうなお話の中で、私がそのところで見たときは、カメラが映ってて、これですよと言った状態が出来上がってたものだから、A I搭載カメラはもう既に製造されていると私は認識していたわけなんです。

そこでお尋ねするのは、これをいかに採用していくか、これをどう地元の鳥獣被害対策の猟友会とか、あるいは関係各位の皆さんにどう活用していただけるか、そこら辺のところが一番のポイントになってくるのかなと、こんなふうに思っております。

ただ、魅力的な部分が報道されてましたので、そこら辺のところを強く私はお伺いして、町の考えを引き出していきたいなと、こんなふうに思っておりますので、いかがでしょうか。お尋ねしていきます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦くん。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

システムの活用という部分でございますが、繰り返しの答弁になりますが、このA Iを活用したシステムにつきましては、まだ製品化されていないということで、これは県にも確認して、こういったシステムが存在するのかということで確認したところ、まだやはり製品としては出ていないということでありましたので、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、今実証実験を行っている段階ですので、今後十分な効果があるということが確認された時点で、費用面も含めて導入については検討をさせていただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように検討させていただきたいと、こんなふうに思います。次に、環境問題のほうに移らせていただきます。

答弁の中で、私が感じたところでは、かなりの国道、49 号線、目に余るような状態でポイ捨てがなされているということでありましたので、さらに、この町がきれいにしていかなきゃならないということを考えたときに、何らかの方法は考えてもらいたいものだというところを感じたものでありましたので、再質問をさせていただくわけです。

先ほどお話を申し上げましたように、西会津町の快適環境づくりの条例が制定されているということでありまして、この条例っていうのは、罰則規定があります、確かに。ポイ捨ての条例の違反した場合、行政側の勧告や命令、立入りの調査などの指示に従わなかった場合は適用になるものと解釈するんですけれども、それでよろしいんでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします

先ほど答弁でもお答えしましたとおり、また議員がお質しのとおり、ポイ捨ての事実が

確認された時点で、その対象者に対して注意を促し、そこでその注意に従わない場合には命令、さらには過料といった手続に進んでいくという適用となつてございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでなんですが、私その目に余るものを感じたっていうのは、普通の空き缶なのか、それとも普通のプラスチックなのかと思いきや、現場を見たら、白いビニールの袋にぎっしりと詰まっていた中身、それから、食べ物、飲み干した瓶、ジュース、道路脇に放置されているということが確認しました。

これは明らかに不法投棄であり法律違反ではないかと私は思うんですが、町の見解はどうですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、ポイ捨てや、またそういったごみの公共施設などへの投棄については、明らかな法律違反ということで確認をしているところでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 確認ですが、この条例に違反した場合、罰金はどの程度になるんでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 同条例に罰則規定が規定されてございまして、第9条第1項、飲料用の容器または宣伝物の散乱防止などで、自動販売機などによる飲料水の販売者、または持ち帰り飲料品の販売者が規則で定めるところで、容器などを設置しない場合また管理しない場合については3万円という金額になってございます。

ただ、先ほどの第8条でポイ捨てや犬のふんの禁止、放置などについては2万円の過料というように、それぞれ事業者またはポイ捨てをした実施者についての過料の規定が条例の中で定められております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とりあえず内容は分かりました。

この不法投棄で、誰が放置したのか分からない場合、警察署なのかあるいは自治体に通報するのか、どのような方法で通報したらいいのか伺います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 不法投棄を発見した場合の通報についての御質問でございますけれども、これまでも自治区や、また自治区で町から委嘱しておりますクリーン推進委員さんから、自治区内でのそういった不法投棄の情報は町のほうに寄せられております。

寄せられた情報に基づきまして、町ではその現場を確認し、内容によっては西会津交番と連携しながら、不法投棄のあったものについて対処しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 例えば警察署に通報する際っていうのは、現場を見たときに通報するのかなと。それが緊急にあった場合というふうに考えますが、緊急でない状態で現場を見た、その場合、実際、見ないと通報できないわけであって、ただ例えば、私が運転してて、それが車のナンバーを見た、その人が投げたと言っても、なかなか警察的な取り締まるような

ことはなかなかできないにしても、危ない状態だというふうに不可能なわけでした、そういう場合その物は拾われたとしても、相手が投げた人を通報するというのはなかなか難しい。そういうことをどうすればいいのか、なかなか難しい話なんですけれども、そのところが見つけた場合にどうすればいいのかということをお尋ねしているわけで、再度お尋ねします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　不法投棄の現場にいらっしゃったときの通報の仕方といいますか、それについての御質問かと思いますが、基本的には警察、不法投棄された物があつたときに、これまで町としては、その通報に基づいてその不法投棄された物を確認し、また西会津交番と連携して、その内容物などを確認した後に情報があれば、その情報をもとにその不法投棄をした可能性のある情報をもとに、不法投棄をした方について接触を試みるということになるわけなんです、実際そういった情報がなくて、ただ、不法投棄をした、車の中から、例えばペットボトルを投げ捨てたですとか、ごみを投げ捨てたというところを目撃したというような情報だけでは、やはり証拠となる資料がございませんので、例えば車のドライブレコーダーですとか、また国道に設置されてあります道路の監視カメラといった、そういった証拠となる記録が残っていれば、さらにその先に進むといったことになろうかと思いますが、そういった資料がない限り、やはり情報が無いものについては、なかなかその先に進むことができないということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長　10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私が今心配したのはそのとおりだと思います。

つまり私自体は、車にドライブレコーダーっていうのは備えてはいないし、またやろうとしたって、それは非常に難しい話であって、そういった証拠品を見せなさいと言われたときには、当然ありませんとなるわけでありますので、そこら辺のところが非常に通報に苛立ちを感じるというところがあるわけです。今、御答弁いただいたとおり、そのところがどうすればいいのかということで、悩んでおられる方もいらっしゃると思います。その程度にしておきたいと思います。

そこでなんですけれども、そういうふうになった際に、国道 49 号線の待避所にこゆりちゃんのごみ持ち帰り、あるいはポイ捨てしないでください。非常にいい看板が立ってます。そのごみ投棄を厳禁ですと、ごみを捨てた人は、法律違反により 5 年以下の懲役です、もしくは 1 千万円以下の罰金が科せられます。これ見たらもう捨てることはできません。また、西会津町では快適環境づくりの条例があります。過料を科せられる場合があります。こ

れまた、これを見たら誰もしてません。ところが夜、この看板、光が灯されていないので誰も分かりません。

そういったところをまず改善するに、立派な公共の団体さんの名前が入ってました。国土交通省会津若松出張所西会津町、それから福島県喜多方警察署。これ見ただけでも、誰も捨てないはず。ところが、思いもよらぬポイ捨てが発生してるってことなんです。もう一つの看板は、監視カメラ、稼働中ですよ。不法投棄厳禁、会津のよりよい環境を維持するために、家庭ごみ、木の根、不燃物などの不法投棄は禁止します。そこまではい

いんです。ところが、会津管内安全協議会という公共の団体の名前があるんですが、確認しますが、強烈なそのインパクトを持ってると感じましたが、これによって不法投棄はどう変わったのかをお尋ねしたいんです。お答えいただけますか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、不法投棄の防止看板についての御質問にお答えいたします。

議員がお質しのとおり、国道沿いにあります待避所へのごみのポイ捨て禁止の看板については、国土交通省郡山国道事務所、町あとは喜多方警察署が平成 27 年に共同で設置したものでございます。ただ、この設置の費用などにつきましては、施設の管理者であります国土交通省が実施してまいりましたが、町や警察が協力してこの看板を設置したというところでございます。

この看板によって議員がおっしゃるように、やはり禁止事項を明確に分かりやすくお伝えするといった点で、それまでこの待避所など、長距離のドライバーの方ですとか、国道を御利用される往来される県内外の方、そういった方が往来する際に、駐車してそこでごみを不法に置いていかれるといったことについて一定程度の成果はあるのではないかと思います。

また、監視カメラの稼働中という看板につきましても、これ町のほうで県から借用いたしまして、監視カメラを設置し、また看板を設置したところでございます。これについても、やはり不法投棄されるごみポイ捨ての多い待避所への設置を図り、こういったことで注意を促すことによって、ごみのポイ捨ての減量化には寄与しているというふうに捉えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでさらにお伺いしたいんですが、効果はあるというふうに受け止めたけれども、こゆりちゃんという看板がこれほど効果を出そうとして国道に立っているわけです。私の記憶では、兜石の待避所には、それぞれの看板、今言った国土省の関係と、それから会津管内の町議会のやつで、2 つほど立ってる。それから、上谷のほうに入っていくところの待避所にも 2 つほどあると記憶しましたが、それと同時に、本町のところの待避所にあるところにも看板が 2 つほど立っていると。それから、上野尻のところにも 2 つほど啓蒙されて立っていると。それから、宝坂の付近辺りの待避所にも 2 つほど立っていると。

これだけやっていて、なぜポイ捨てがゼロに、ゼロになるのが一番この快適環境づくり条例に合うはずなんですけれども、止まらないと。ポイ捨てがなくなるということ、常に、この場所っていうのは、確認されてますか。確認しておりますかということです。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、議員がおっしゃる国道沿いの待避所などの町としてのポイ捨ての確認ということでございますが、町といたしましては、あくまでも国道の附属施設、待避所については、国土交通省が管理をする施設というふうに捉えてございます。といったことから、その施設の管理につきましては国に委ねているというところがございますけれども、付近を往来する際に、やはりそこにある、その場所を確認するといった点も、往来する際には気をつけているつもりでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 国土交通省さんだって、パトロールはされてるんだろうと思います。ただし、その待避所の中のどこら辺を見ているらっしゃるか、私もそれは分からないと思います。

だけでも、この看板に西会津町というのが入っている限りは、この地元、つまりこの本町から発信してやらないと、その状態っていうのはきれいにはならないのではないかと思いますので、そのところの発信は町がどう考えておられるのか。そこを再確認したいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

国の施設でありましても、町内にある施設でございますので、その管理については基本的には国土交通省にお願いするということになるかと思いますが、ただ、国土交通省といたしましても、こういったの待避所にごみが置かれていくといったことに対応するために、町と警察と協力しながら、その禁止の看板を設置したところでございます。

町といたしましても、町内が、町全体がきれいな町で、町民の皆さんが心地よく生活していただくためには、国の施設でありましてもきれいであることは、やはり必要なことだと感じておりますので、その点については、町といたしましても、そういったごみが置かれている、確認した中で、そういった確認が取れば、国と連携して、その対応について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 さらに再質問させていただきます。

この国道ばかりではないんです。県道もそうですし町道、私どもの町内は町道も長いところがありますので、その中でも、草むらにぼんと置かれているところも見受けられるし、そこによって、鳥獣が散らばしてくるとなると、今御答弁いただいた中でも、それによって自然界の鳥たちが命を落とすとか、あるいは、火災のほうにという御答弁であります。そのようにつながっていくわけです。後を絶たないわけです。そこら辺のところも含めて伺いますので、この不法投棄、つまりポイ捨てを防ぐということが大事なんですけども、なぜならば町の条例を生かすためにも、本町のこの景観を大切に守るっていうことは大事だと思います。

それから地域の環境、さらには地球の環境を悪くさせないことでありますので、不法投棄を見過ごすことはできない。このことによって先ほど申し上げましたように、火災や交通事故の原因にもなり得る恐れもある。強いては自然界の野鳥や動物にも異物を飲み込ませて命を落とさせてしまう恐れも生じる。このようなことから、この町の快適環境づくり条例の意義は大きいと私は考えておりますので、特に国道沿い、環境美化重点モデル区域というのを定めていただく…、一問一答で質問させていただきます。モデル区域として定めてみてはどうかと伺います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、禁止区域のモデル地域の指定といったところの御質問にお答えしたいと思います。

不法投棄につきましては、議員が先ほど申し上げましたとおり、町も同じ考えでございます。

景観を損ねたりですとか、また自然環境に害をもたらしたり、そこで生息する生態系などにも十分影響を及ぼすような事柄でございますので、それについてはしっかりと対応をまいりたいと考えております。

議員がおっしゃる、国道沿いをモデル地域に指定をして、ごみのポイ捨てを減らしていくという取組、考え方としては非常に今、町内を往来する方が非常に多い施設でございますので、そういったところで町民の皆さんはしっかりと協力いただいて、町をきれいにしていただくという取組、ボランティアの方ですとか自治区だったり、環境美化活動に非常に協力をいただいているところでございます。

そういった町内の方でなく、町外から町を通られる方についての啓発について、何かごみのポイ捨ての防止を啓発する、先ほど待避所には看板を設置しながら呼びかけているというのは、今の実態でございますけれども、さらに効果の上がる対策があるかどうか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう一つお伺いしたいと思います。

いろいろと自治区の皆さん、あるいは関係されてる皆さん、御活動されているところなんですけれども、そういった日常を定めてパトロールするなり、あるいは美化活動や啓蒙、あるいは指導等を行うようなそういった権限を強化していただいて、環境美化推進委員、これ仮称ですけども、そういった方々の知恵を保ちながら活動できるような設置の方法っていうのはないだろうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

町では、各自治区にクリーン推進委員を、現在 137 名の方委嘱させていただいております。

このクリーン推進委員の方については、基本的には廃棄物の減量に関する指導ですとか、あと燃えるごみ、燃やせるごみなどの集積場での分別指導などを担っていただいておりますが、そのほかに地域内の環境美化の指導といった役割もお願いしているところでございます。不法投棄を防止していただくことや、また地域の中、範囲は限定されるわけなんですけど、地域の中の環境保全または環境美化を守っていただく、そういった役割を担っていただいておりますので、議員がおっしゃる役割については、クリーン推進委員の方で現在やっておりますので、その点についてさらに町とクリーン推進委員、連携しながら、地域の環境美化に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これだけ立派な条例があつて、後を絶たないポイ捨てがまだ止まらないということであるとすれば、今のようなクリーン推進委員の、今御答弁の中で、こういった方々がおられるということでありますれば、活動の範囲内を拡充するなり、そういったところも検討させていただけるものと解釈してよろしいのかどうか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

クリーン推進委員の皆さんには、先ほど申し上げました業務などをお願いしているところ

ろであり、またクリーン推進委員の方、地域の中で様々な、先ほど申しあげました業務を行っていただいておりますので、過度な業務負担にならないように、その中でこういったことがお願いできるのかといったことを、クリーン推進委員の会議などを開催しながら御意見をいただいて、皆さんと一緒に町の環境美化活動につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、国道沿いにも、また県道沿いにも、あるいは町道沿いにもいろいろと、町道あるいは県道はかなりの町の支援を受けてきれいになされている草刈り、あるいは樹木の提供、あるいは整備はされているようであります。

ただ今回、目に余ったのは、待避所にあるところの柵のところの草木、これが今まで生い茂ってはいただけけれど、今枯れています。そこに出てきたのが、ポイ捨ての空き缶、ビニール類、あるいはプラスチック類っていうのが見えてきたわけです。それが、そこがほとんど整備されて、仮払いはされていないと。これは、どちらのほうで担当されて、これは国土交通省なのかそれちょっと分かりません。

そのところを、誰が刈払って整備してくださるのか、そこだけお尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

基本的には国道施設、道路を含めて待避所などは、管理者であります国土交通省がその時期時期に応じて草刈りや、またごみ拾いといったことも実施しているということで確認を取っております。

ただ、頻繁にということではございませんので、議員がおっしゃるように、年に何回かやった際に、どうしても伸びて、管理が行き届かない時期などはございますけれども、有効な時期を見計らって、そういった施設の管理などは行っているということでございます。

ただ、そこで先ほど言われたように、不法投棄で目に余るようなものがあつた際には、情報を伝えまして、道路管理者と連携して、それを対処してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 再度お答えをいただきました。

私はとにかくこの西会津町快適環境づくりのこの条例が立派に起動、あるいは運営されるような条例というふうになってもらいたいし、またこの西会津町が汚くされては困る。ここはきれいな環境の下で過ごしていきたいという願いのもとで御質問させていただいたわけであります。

さらに各関係機関との連携を、常に主導権は西会津町にあるんだということを肝に銘じていただいて、いろいろと発信しながら、このポイ捨てを禁止させていただくようなことと町の宣言、これをいつでも声高くうたっていただければということを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

今次の一般質問は3項目を提出しております。

その前に、今年もあっという間に 12 月を迎え、厳しい冬将軍が待ち受けております。コロナ禍も以前の発生率から鈍化の傾向が見られますが、まだまだ予断は許されない状況にあります。一方、インフルエンザが発生し、現在全国では 10 万人以上が感染されていると報道されております。感染には十分気をつけて取り組んでまいりたいと思います。

それでは、初めに、町の将来像についてお尋ねいたします。

町は企業などと連携協定をし、また町民の声を反映させるデザイン会議などを開催していることから、町の将来が期待されます。

そこで、一つ、昨年の 6 月に株式会社モンベルと協定し契約されたことで、町の活性化が期待されます。その後、1 年半を経過したが、締結内容を今後どのように進められるのか、お尋ねします。

二つ目、「にぎわい番所ぶらっと」では、広く町民などにタブレットやスマホなどの講習をしている。今後デジタルが進むことによって、将来どのような町に変化していくのか、お尋ねします。

三つ目、新たなまちづくりに「中心エリア整備構想事業」が今年度 331 万円が計画されています。まちづくりの状況はどう取り組まれているのか、お伺いします。

次に、健康生活についてお尋ねします。

今や人生 100 年時代と言われ、町では健康体操や高齢者の野外でのスポーツ、室内運動などで健康寿命の延伸を図っております。

そこで一つ、鎌田實先生をお招きし、健康体操及び各地区集落では「さすけねえわ」を推進し 5 年近く経過していますが、町民の健康はどのように改善されたましたか。お尋ねします。

二つ目、全国的に有名で多忙な鎌田實先生との健康指導には契約期限があると思います。今後の継続はどうされるのか伺います。

次に、介護施設についてお尋ねいたします。

2025 年問題、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75 歳）に達し、急激な社会構造が変化し、介護施設などに入所できない「介護難民」が予測されると言われます。

一つ、当町では介護の認定を受けている方で、施設入所を希望しているが入所できない 65 歳以上の方は現在何人ぐらいの待機者がおられますか。

二つ目、2025 年には、全国では人口の 4 分の 1 が後期高齢者となり、介護サービスのニーズも高まり、介護される人と同時に介護する人材が不足すると言われます。今後、町としての予測をどう捉え対応されるのかをお伺いいたします。

以上、3 項目の私の一般質問であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11 番、青木照夫議員の町の将来像についての御質問のうち、私からは、1 点目の株式会社モンベルとの協定内容の今後について、お答えいたします。

国内大手アウトドア用品メーカーであるモンベルと本町は、令和 4 年 6 月 2 日に会津地域 13 市町村と県会津地方振興局が一堂に会し、合同で包括連携協定を締結しましたが、本町ではこの協定以前から町の視察交流ツアーにより、モンベルの役員等がロータスインへの視察や奥川等における自然散策ルート、いわゆるトレイルルートの試走など、他に先駆

けて関係性を築いてきたところであります。

締結した包括連携協定については、アウトドア活動等の促進により、地域の活性化及び住民生活の質の向上に寄与することを目的としており、「自然体験の促進による環境保全意識の醸成」など7項目となっております。

まず、13市町村が連携して行う取組についてであります。 「会津はひとつ！地域の魅力発信事業」として、自然環境をはじめとした地域資源の魅力を広域で発信することを目的に、今年度はキックオフイベントとして7月に柳津町においてモンベルの辰野勇会長の講演会と広域連携の事例紹介、カヤック体験会が開催されました。

なお、辰野会長は当日、柳津町に向かわれる前に本町を直接訪問され、町内施設等の視察や意見交換も行っていただきました。

また、その後の13市町村の取組では、アクティビティ活動を取り入れた広域観光モデルコースの作成などを行うため、10月にワークショップの開催と11月に関係者による体験会を開催しております。

次に、本町が独自に実施している取組としては、モンベルふるさと納税サイトへの西会津町サイトの開設や全国110万人のモンベル会員へPRできる「モンベル・フレンドショップ」へ、ロータスインなど町内5施設を登録したほか、今年7月には交流物産館よりっせにおいて飯豊山をデザインしたオリジナルTシャツの販売を開始いたしました。

さらに、令和4年度から本町の自然環境などの地域資源やアウトドア資源の現状を把握し、魅力創出につなげるため自然体験資源調査を実施しております。

今後は、この調査結果に基づき、実施が可能なものから取り組んでいく考えであり、次年度からは登山用の標識整備やアウトドアガイドの養成などの実施を計画しているところでありますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員の町の将来像についての御質問のうち、2点目のデジタル化が進むことによる町の将来についてお答えいたします。

町では人口減少に起因する様々な課題の解決や行政サービスの向上、さらに、移住定住の促進等を図るため、令和3年3月に「デジタル戦略」を策定し、デジタル技術を有効に活用しながら、これまでの仕組みや業務などを新たな視点で見直すデジタル変革を進めております。

この中で、にぎわい番所ぷらっとや自治区において開催しているデジタルよろず相談やデジタル教室は、デジタルデバйд対策として高齢者などがスマートフォンやタブレット等デジタル機器に触れられる機会をつくり、苦手意識の払拭や興味関心を持ってもらうことと同時に、デジタル変革を進めるにあたってのニーズ調査も兼ねることを目的に開催しております。

このほか、デジタル戦略に掲げる「しごと、招致・もてなし、くらし、学び、行政、対話・コミュニケーション」の6つのDX戦略に基づいた各種施策を役場全庁をあげて推進しているところであります。

町といたしまして、デジタル戦略は総合計画に掲げる町の将来像「笑顔つながり 夢ふ

くらむまち ずーっと、西会津」の実現のために推進しているところであり、戦略の将来に向けては「健康で安心して暮らせる安全で災害に強い町」や「地域の活性化でみんなが元気な町」など具体的な6つのビジョンを目標にしております。

日々進化するデジタル技術を手段として有効に活用することで、様々な地域課題への対応、町民の皆さんの利便性や行政サービスの向上などが図られ、持続可能な西会津町を目指しております。

次に、3点目の新たなまちづくりの取組状況について、お答えいたします。

お質しの「中心エリア整備構想事業」につきましては、これまで「まちづくりデザイン会議」において、町民の皆さんと共に考え、共に解決する官民連携の手法を用いて、活気ある野沢まちなかを目指し、議論してきたところであります。

今年度につきましては、まちづくり基本条例や総合計画に掲げる、このような町民のみなさんとの「協働のまちづくり」を次のステップに進めるため、これまで活動してきました「協働のまちづくり推進委員会」と「まちづくりデザイン会議」の組織を一つにまとめ、また新たに昨年度の総合計画後期基本計画策定委員も加えて再編成した、第2期となる「協働のまちづくり推進委員会」を組織したところであります。

さらに、町民の皆さんが主体となったまちづくりを総合的に支援するため、町役場関係各課職員で組織する「協働のまちづくり推進班」を新たに組織し、委員の皆さんとの議論の場から地域の課題を整理し、幅広い視点で官民連携により解決方法を創出していく「協働のまちづくり推進プロジェクト会議」を月1回開催し取り組んでいるところであります。

具体的な検討テーマとしましては、これまでや現在の取組を踏まえ、「旧野本小学校講堂の活用」「古民家・古材の利活用」「奥川地域の維持・地域力向上」「子育て支援」の4つのテーマごとに委員の皆さんと町職員の協働により、議論を進めているところであります。併せて、このプロジェクト会議の活動をデシディムを使って逐時情報発信していくとともに、町民対象の公開講座の開催も予定しているところであります。

町としましては、この協働のまちづくりに広く町民の皆さんにも関心や興味を持っていただき、参加の輪を広げるよう努めて行くこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 11 番、青木照夫議員の健康生活についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の「さすけねえわ」を推進し、町民の健康はどのように改善されたのかとのお質しであります。町では令和2年3月に健康づくりの取組の指針となる「西会津町健康増進計画（第2期）」を策定いたしました。この計画については、検討段階から鎌田實先生や鎌田先生とともに活動されている地域包括ケア研究所の奥知久医師らの指導の下、策定委員の町民の皆さん 13 名と町職員が協働で計画案づくりに取り組んだところであります。

策定された計画においては、「幸せになる健康づくり～百歳への挑戦のその先へ～」をキャッチフレーズに、「からだ」の健康、「こころ」の健康、「つながり」の健康の3つによる「さすけねえわ」の健康づくりに取り組むこととし、策定以降も引き続き鎌田先生や奥先生らの指導を受けながら、計画に基づき具体的な健康づくり事業に取り組んでいるところ

であります。

特に地域包括ケア研究所の奥先生と研究員の方々については、毎月西会津町を訪れ、「みんなでワイワイ語ろう会」と題した健康講座を開催しております。集落や老人クラブなどの主体性を尊重しながら、町民の皆さんの話合いの場を創出しており、生活習慣病予防やフレイル予防はもとより、人と人とのつながりや生きがいのある暮らしの大切さなど、「さすけねえわの健康づくり」に対する気づきを支援する内容となっていて、参加された町民の皆さんには大変好評であり、健康意識の向上につながっているものと考えております。なお、今年度は健康増進計画の中間評価の年にあたり、年度内には数値目標の達成度や取組の成果を検証し、その結果を計画期間後半の令和6年度から令和8年度までの取組に反映することにしておりますので、御理解願います。

次に、2点目の鎌田實先生による今後の指導の継続についてであります。鎌田先生については、これまで3回にわたり西会津町においていただき、平成31年3月と令和4年4月に講演会を開催いただいたほか、コロナ禍であった令和2年3月にはケーブルテレビでの生放送に出演いただくなど、直接の指導をいただいております。

また、前述のとおり鎌田先生とともに活動されている奥知久医師を中心とした研究所のスタッフが毎月本町を訪れ、保健師や管理栄養士等の専門職の育成や地域に出向く健康講座などを開催し、町民が主体となった健康づくりを継続的に指導いただいております。

町といたしましては、今後も健康指標の改善や健康意識の向上を目指し「さすけねえわの健康づくり」をさらに推進するため、当面は鎌田先生や鎌田先生とともに活動されている地域包括ケア研究所の方々より御指導と御協力をいただきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11番、青木照夫議員の御質問のうち、介護施設についてのお質しにお答えいたします。

初めに、町内の施設に入所を希望している方の状況についてお答えいたします。

令和5年11月末現在、町内の主な施設における待機者の状況は、特別養護老人ホーム「さゆりの園」で66名、介護老人保健施設「憩の森」で62名となっております。そのうち、他の施設を利用されている方を除き、在宅で生活していて入所を希望している方は、「さゆりの園」で14名、「憩の森」で27名いると把握しております。

次に、人口減少が続く中、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会を迎えることで懸念される社会保障費の急増や働き手不足などの問題、いわゆる「2025年問題」についてであります。本町の65歳以上の高齢者人口は本年9月1日現在で2,745人、高齢化率は49.04%、そのうち後期高齢者は1,583人で後期高齢化率については28.28%となっており、全国16.1%、県16.9%と比較しても高い割合となっています。

現在策定を進めております第9期介護保険事業計画における町の高齢者人口の推移と将来推計によりますと、本町においては人口減少に伴い、高齢者及び後期高齢者人口も緩やかに減少していく見込みであり、要介護認定者数も同様に減少するものと推計しているところであります。

しかしながら、高齢化が進むことで要介護認定を受けている方の介護度の重度化や就労

環境等の変化による家族介護力の低下が予想され、それに伴う介護ニーズの増加とそれを支える介護人材の確保は喫緊の課題であると捉えております。

町といたしましては、介護が必要になった高齢者が、在宅もしくは地域で暮らし続けられることを基本とし、その人に合った介護サービスが提供できる体制を強化するとともに、介護職員の確保や人材育成についても、引き続き取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、順次再質問させていただきます。

今回は3項目と欲張って質問させていただきますが、まず初めに、モンベルとの契約の内容でございますが、ただいま町長が言われた内容であります。

大変いろんな角度から期待できる将来性があるのかなと感じ取れます。ただその中で、6月2日に会津全市町村13が契約されたとのことではありますが、その中で、町長が言われたように、この項目があると思いますが、西会津町の項目っていうのは、どこをチェックっていうか、ここなら西会津町がやるという項目がありましたら、またその項目の内容について説明できたらお願いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

モンベルとの包括連携協定の項目についてでございますが、モンベル側としては町長が答弁されたようにアウトドアの全般に対して、いろんなスキルを持っていらっしゃいます、資源を持っていらっしゃいます。

その中で、西会津が今回、連携協定事項としましたのは7つございまして、まず1点目が、先ほど町長申し上げました自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること。2点目としまして、子供たちの生き抜いていく力の育成に関すること。3点目として、自然体験の促進による健康増進に関すること。4点目として、防災意識と災害対応力の向上に関すること。5点目として、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること。6点目として、農林水産業の活性化に関すること。7点目として、高齢者、障害者等の自然体験参加の促進に関すること。協定項目としては、この7つになっているわけでございます。

この中で西会津が取組の内容としてはこの7つであります、さらに具体的に、この中で本当にこの西会津町でどんなことをっていうようなことにつきましては、またさらに細かく10項目ほどあります。

10項目の中で、例えば先ほどの町長の答弁にございましたように、トレイルルートの設定だったり、あとは町のオートキャンプ場フレンズワールド、その他さゆり公園周辺の活性化の検討であったり、飯豊山などの山岳、河川活用した地域活性化であったり、こういった部分でのものと、それから教育の部分で言えば、小・中学生の体験だったり、こども園園児の野外活動の体験であったり、そういった部分と合わせまして、高齢者のスポーツを通じた健康寿命の延伸だったり、こんなことまで細かく想定をしております。

さらには、農林業の分野で言えば、鳥獣被害対策であったり、最後にふるさと納税での連携であったりということで、主なところで10項目ということで協定の推進に向けて検

討をしているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな項目があるようですが、西会津町に合った項目、これから選定され取り組むということでよろしいですか。これからまだ取り組むと、今最後の 10 項目も挙げられましたが、これからまだ調査をして進めるという段取りという解釈でよろしいですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど、これも町長 1 回目の答弁で申されましたように、もう既に取り組んでいるものもでございます。

ふるさと納税サイトへの登録だったり、あとはモンベルショップ会員へ P R できるモンベルショップの登録であったり、あとは今年の 7 月には飯豊山をかたどった T シャツ、モンベルの T シャツを販売したりと、もう既に進めている部分もございます。

その他の協定項目 10 項目ありますので、それらは昨年度からそれぞれ、これは役場 7 課で対応しておりますが、7 課それぞれがそれぞれの課の協定項目に関連する部分につきましては、モンベルの担当のほうと連絡調整を取ったりして、これから進めていくっていうのはそういう部分でございます。

ただし、もう一度繰り返しますが、もう既に始まっている取組は多々あるところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、会員が 110 万人いっちゃうということで、これがふるさと納税につながるのではないかという町長からの答弁もありましたが、これはすばらしいと思います。例えば 110 万人ということを対象にしたということであれば可能性があるなと思います。

会員というのは、会費っていうか何か、1 人幾ら、どのぐらいになってんですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

モンベルの 110 万人はおっしゃるとおり、全て有料会員ということになっておりまして、年会費 1 人千円というような形だというふうに承知しているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう 100 万単位の会員の中で、これからいかに進めるのか。ただそこで、会津 13 市町村、1 つは早めに入っていたか全体で 14 市町村だと理解しますが、ただその中で、会津が浜中に見ると、会津がチがほとんどなんですね。そこで考えるのは、ここもモンベル、あそこもモンベル、みんなどちらもモンベルということになると、西会津町のオリジナリティってのは、そこで出るのかなという。県外から来られる人で、西会津町のオリジナリティがあるのかなということの、この印象ってのが大事だと思いますが、西会津町のオリジナリティというのは、まず何を取り上げられますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、13 市町村、会津は 13 市町村でありまして、そこに南会津

の只見町が1つ別に協定加わっておりますので、それを合計しますと、議員おっしゃられる14市町村ということになるわけですが、この13市町村が連携することによって、大きなメリットっていうのも当然出てきます。具体的に申し上げますと、例えば今年7月、モンベルのコラボTシャツを作ったわけですが、西会津飯豊山、例えば磐梯町等の磐梯山、そういったほかの市町村とのこのコラボTシャツを、モンベル会員の方々に買い揃えてもらうような、そういった取組だって想定できるわけですが、

議員お質しの、町のアピールポイントといいますか、特色の部分でございしますが、それが今年、令和4年度から5年度にかけ、本年度にかけてやっております自然体験の資源調査というのを実施しております。

これは本町独自にモンベルと連携してやってるわけですが、この資源調査の中で、今言うような本町の魅力の部分を発掘していただいて、磨きをかけていただく。こういったことが今後、できるところから進めていくということで考えている、西会津の魅力アップの部分になるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひ差別化を図って、西会津町に来ていただけるような、そういう取組をしていただきたいと思います。

その中で、例えば、じゃあ西会津町はこれを選定してこれから進めます、取り組みますという中で、人材的な派遣とかサポートなんていうのは、モンベル側からは期待されるのかどうか、その点。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、町側の取組を想定しているといいますか、検討している10項目の中には、先ほど申し上げましたように、小中学生に対する野外活動の体験であったり、高齢者等のスポーツを通した健康増進だったり、そういった部分がございます。

ここにつきましては、モンベルの関係各所にインストラクターの派遣ですとか、そういった部分で連携できるのかなと、そんなことも想定しているところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 確認しますが、連携していけるのかなということは、私の申し上げたのは、その人材をサポートしていただけるのかなということです。

この例えば、町職員で、じゃあそれを取り組みましょう、やりましょうということに対しての、これからの想定すると、人材が必要なわけですからという心配から、モンベルの方が派遣していただけるのかという期待感があるわけですから、そういうことで申し上げました。

その点、もう一度確認します。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

私どものほうとしまして、当然そのような形でインストラクターを事前に派遣してもらって、プログラムの開発だったり、そこから協力をいただく、また当日実施するプログラムの指導だったりも含めて人的な派遣をお願いする、そういったことも協定の中ででき

るというふうに考えておりますので、理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひそのような取り計らいをして、活力あるモンベルの拡大、力を入れていただきたいと思います。

次に、健康生活についての質問に、順番は前後しますが、健康生活について。

鎌田實先生がいらっしゃって、5 年間経ちました。それぞれ各地区集落では、鎌田先生以外に、いろんな健康の講座、話を聞いて、いろいろな勉強させていただいています。

私のここに取り上げた鎌田先生の意味合いというのは、まず、先生が奨励されている体操のことです。

体操は、3 つありましたね。スクワット、おでこ体操、かかと落とし、これ全て、人間の体には筋力を蓄える、つまずきを防止する、また、おでこ体操というのは誤嚥性肺炎を防止できるということがあるものですから、高齢者に対しては素晴らしい、これは運動をもっと全面的に出していただきたいということで、これを取り上げた項目でございます。

その中で、実際に鎌田實先生も、テレビなどでは体操で放映されていますが、私の願いとすることは、毎日、その 3 つの簡単な体操を、町の時間決まった中でやれるとしたならば、もっともっと人間の体が改善されるんじゃないかなということがあるんです。

私自身のことですが、5 年前から、今現在体重 80 キロ減少してます。10 キロ減少しました。大変なこと言いました、ごめんなさいね。10 キロ減りました。その結果、血圧、私最高 210 までありました。現在、130 から 128 の間で、下がりました。

ということは、やっぱりその体操が、私にはすごく効いてる。もちろん食べ物もあります。なぜそういうことを続けているのかというと、私はなるべく階段を利用して、歩くこと、それから体を体操すること、それから食べ物を気をつける、それはイコール、鎌田先生のやっぱりその奨励されている体操が、私は一番だと思います。

その点、これから町の皆さんにいろんなそういう各地区集落では、老人クラブでの〆先生の講演会なり、皆さんの絆を深めて、講演をされていること、私も 2、3 回参加させております。理解しておりますが、私のここで申し上げているのは、その体操を、時間を町民全部で、全部がやれる時間帯を実行できるような想定はできないかということで、その点いかがでしょう。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃられたいわゆる鎌田式体操についてでございますが、現在町でも、議員おっしゃられるとおり、各サロンですとか老人クラブですとか、そういった様々な機会を捉えて、専門職がその場で指導に当たっております。

体操については、ケーブルテレビで毎日放送もしておりますし、取り組んでいる方も、今年健康づくりに関する調査というのを行いましたが、約町内で 1 千人の方がこの体操に取り組んでいるというような結果も出ております。かなり浸透してるかなというふうに考えております。

また更に皆さんに取り組んでいただけるよう、今後取り組んでいきたいと思いますが、町民全部というようなお話であります、特にこの体操については、高齢者の介護予防で

すとか、フレイル予防には非常に効果が高いというふうに認識はしておりますが、各世代において体操の効果といたしますか、かける負荷なり、そういった強度なり、有効な体操というのは変わってきますので、それぞれの世代にあった体操を推奨してまいりたいと考えておりますので、町民、多くの方には取り組んでいただきたいというふうに考えますが、町民全部で一律に取り組むというところは、少し違うかなというふうには考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それではちょっともったいないですね。

鎌田實先生の契約は結構、8 桁の予算であります。その点を考えるともっともっと皆さんが体に健康に、やっぱり改善してもらいたいという気持ちがあるから、私の言ってるのは、いくら立派な健康器具であっても、買っても、1、2 回でもう部屋の片隅。私の申し上げたいのは、皆で同じ時間で、簡単なことですから、町職員の方が、テレビに出て、やっぱり一緒に奨励する。そのぐらいをやしないと、1 人ではこれやれないです。皆さんでやれるということをやっぴりお願いしたいです。

その点、いかがですか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

議員も御存知だとは思いますが、ケーブルテレビで毎日決まった時間にこの鎌田式体操については放映しておりまして、その時間に合わせて、自宅で取り組んでいるという方も多数いらっしゃると思いますので、町としてももっと広げるように努力はしていきたいと思いますが、皆さんが取り組んでいただけるように、今後もサロン、老人クラブなどで指導していきたいと考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 健康の体操については、やっぱり一般の方もテレビに出て、先生もやられる、テレビ系統は見てます。皆がこうやってるんだなということを印象付けてもらいたいということです。

次、変わります。

にぎわい番所ぶらっと、という質問でございます。

これはネーミングがすごくいいと思います。にぎわい、番所、ぶらっと。これは街中のイメージに合ったネーミングかなと思って、これは歓迎します。

ただ、一昨日は同僚議員がDXのことで、対して町に対するいろんな質問をされました。私の質問は、高齢者に対する質問であります。

デジタル化が進むにつれて、やはりタブレットやスマホはやはりなかなか使いこなせないということがあります。

答弁の中にはいろんな形でそういう万事屋相談や、いろんな方が付き合って指導してまうということをされています。それをまたまず拡大していただきたい。これからはやっぱり、もうデジタル化されて、いろんなことでやっぱりボタンタッチすると、いろんな情報、また、いろんなそういう通信が可能な時代なわけでありますので、そういう高齢者に対する私の質問であります。

その中で、我が町の人口の本当に半分者が、高齢者なわけですから。繰り返しますが、それ

をいかにしたら、やっぱりこのデジタル化が進んで、これからの後期高齢者、そのデジタルを進むにつれて、また医療関係にもこれからつながる話になると思います。

これからの取組、高齢者に対してのスマホ、デジタルの取組についての、積極的な取組をもう一度、聞かせていただけますか。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、高齢者のデジタルデバイト対策も兼ねまして、デジタルのよろず相談でしたり、議員がおっしゃられたスマートフォン教室だったり、そういったことを町のほうでは実施しております。

デジタルよろず相談におきましては、令和3年度から戦略を作って、始めたわけですが、令和3年度の場合は年間で64件程度の相談だったわけですが、今年度、まだ年度途中8か月ですけれども、208件というような形で、本当に毎週火曜日、大勢の方がいらっしゃってるような実態になっております。

それはよろず相談のほうになります、そのほかに今年もスマートフォン教室ということで、9月25日から29日まで4日間で、奥川みらい交流館だったり、それから新郷連絡所だったりということで、48人ほどおいでになられて、スマートフォン教室に参加されております。

そのほかに、さらにシニア向けの初めてのスマホタブレット教室なんていうのも実施いたしまして、これは役場大会議室で行い、2日間にわたって行ったわけですが、これも14人ほどおいでいただきました。

こんな形で役場が出向いてやる活動には、そのほかデジタル教室ということで各集会所に行って行っていることも、教室もございます。

これも令和3年度4年度合わせますと、36か所で265名ほど町民の皆さんに参加していただきました。

こんなことで、しっかりそういうデバイト対策も含めまして、地域、集落に出かけて、デジタルの相談、推進をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これからはやっぱりデジタル社会化が進みます。

高齢化になると、例えば買い物に行けない、やはりそういう中で、このスマホで注文して配達していただく、そんな時代が来るかと思います。

その点を考えると、今の取組でぜひ拡大して、高齢者に対する優しさを進めていただければと思います。

町のうたっている文句というのは、1人1人の暮らし、医療教育防災、子どもなどのデジタル社会、誰1人取り残さない社会、それを町が目指してるわけですね。ぜひそれに取り組んでいただきたいと思います。

次、質問、新たなまちづくり中心エリア整備事業についてお尋ねします。

この本事業の、今年度だけの予算なんですよ。来年、再来年の予算が組まれていないのはなぜですか。その点いかがでしょう。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員に確認をさせていただきますが、来年、再来年の予算が計上されてないという御質問だったのでしょうか。

来年、再来年の予算といいますのは。

○青木照夫 事業計画の中に載っていなかったと。

今年度は 331 万あがってますけど。

○企画情報課長 去年の段階で、3か年の実施計画に載っていないということの確認ということでしょうか。

事業名としまして、協働のまちづくりの推進事業という形で、名称は変更になっておりますが、計上はさせていただいているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 名称が変わって、協働のまちづくりで取り組むということの理解でよろしいんですね。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で今年の事業の中でも、御説明をさせていただきました、答弁させていただきましたが、今年はそういったことで、去年までのデザイン会議のほうで実施していた部分と、それから協働のまちづくりの部分と合わせて、協働のまちづくりという形での一本化をして、第2期をスタートさせたところでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 新たなまちづくり整備事業、過去に私も参加して、昔はプロジェクトチームとか名前があったときに取り組みましたが、やはり一部を除いてほとんどまちづくりの、まちなかの再生には、実施されてない。そういう思いがありましたので、これを取り上げています。

本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

町は、野沢は、西会津町のへそです。その中での取組がやはり遅れているということは、どうなってるのかな、やる気があるのかな、そんな思いが、私も参加をして過去にあるわけです。

町が、町民の皆さんを集めて、何人かをやって、デザイン会議しました。いろんな形で話をまとめました。進めます。でも、私から見ると、I N Gです。現在進行形で終わっている可能性があるから、申し上げているんです。

しっかりとした、尾野本、また野沢に対する取組を真剣に取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

議員がお質しのようなことで、確かに今までいろいろ議論を進めてきたわけでありますが、なかなかその先に一歩踏み出せなかったという部分がありました。

そういう意味も込めまして、今回、先ほど答弁いたしましたとおり、その町民の皆さん

のまちづくり推進委員会と、それから町役場関係課職員で組織する協働のまちづくり推進班と、そういうのを新たに組織をプロジェクトチームを立ち上げまして、それで町民の皆さんと町役場が一つの作業を協働で実施していく、こういう体制に今回改めたわけでございます。

そういったことで今後も進めていきたいと、積極的に進めていきたいという形をとったわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひそれを期待します。

それで、最後の要望でございますが、内容が前後しますが、介護人材に対しての要望でございますが、町長は以前、将来の介護士不足を想定され、介護資格を取るための教育施設のビジョンを、話をされたことがあります。

人材不足が確実に来ます。ぜひ対応されることを望み、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 それでは、先ほど青木議員のモンベル関連の質問の中で、町側に訂正がございましたので、これから訂正を許します。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 先ほどの御質問の中で、モンベルの年会費でございますが、税込で 1,500 円ということでございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議といたします。再開は午後 1 時です。

○議長 再開します。(13 時 00 分)

日程第 2、議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定などに係る条例の一部改正であります。

御承知のとおり、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように、労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっております。

そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられております。

また、市町村職員の給与改定に当たりましては、地方公務員法第 24 条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与などを考慮して定めなければならないと規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであります。

今回の改正内容についてであります。本年8月7日、人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の給料表について、若年層を重点に、平均 1.1%の引き上げと、期末勤勉手当をそれぞれ 0.05 月の引き上げなどの勧告を内閣及び国会に対して行ったところであります。

また、県人事委員会におきましては、10 月 3 日、人事院勧告に準じて、若年層を重点に、職員の給料表を平均 1.02%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直しなどの勧告を、県及び県議会に対して行ったところであります。

町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料表について、平均 1.02%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月引き上げるための改正を行うものであります。

それでは、改正条文について御説明いたしますが、併せて条例改正案、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第 20 条は、職員の期末手当に係る規定で、第 2 項は、支給率について 100 分の 120 を、100 分の 125 に改め、0.05 月の引き上げ。第 3 項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給について、100 分の 125 を 100 分の 125 に、100 分の 67.5 を 100 分の 70 に引き上げるものであります。

第 21 条は、職員の勤勉手当に係る規定で、第 2 項第 1 号は、定年前再任用短時間職員以外の支給率について、100 分の 97.5 を 100 分の 102.5 に改め、第 2 号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率について、100 分の 45 を 100 分の 52.5 に引き上げるものであります。

なお、今次の支給率の改正に当たりましては、令和 5 年度の引き上げ率を 12 月支給分で一括して調整を行うものであります。

別表第 1 は、行政職の給料表、別表第 2 は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第 2 条につきましても、職員給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 13 ページを、併せて御覧ください。

第 11 条第 2 項第 2 号は、自動車等の使用にかかる通勤手当の上限額について、5 万 900 円を 5 万 2,900 円に改めるものであります。

第 17 条は、勤務 1 時間当たりの給与額の算出について、寒冷地手当の月額を加えるものであります。

第 20 条第 2 項は、職員の期末手当の支給率について、100 分の 125 を 100 分の 122.5 に、第 3 項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率 100 分の 125 を 100 分の 122.5 に、100 分の 70 を 100 分の 68.75 に、それぞれ引き下げるものであります。

第 21 条第 2 項第 1 項 1 号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の支給率 100 分の 102.5 を 100 分の 100 に、第 2 号は、定年前再任用短時間職員の勤勉手当の支給率を 100 分の 52.5 を 100 分の 48.75 に引き下げるものであります。

第 20 条及び第 21 条の改正は、令和 6 年度以降の支給率を 6 月、12 月ともに同じ率とするための改正でございます。

次に、本改正条例案の附則であります。第 1 項及び第 2 項は施行期日で、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

ただし、第 20 条第 2 項、同条第 3 項と、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用するものであります。

また、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、給与の内払の規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

第 4 項は、町長への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 2 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　議案第 2 号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、令和 3 年から 5 年の税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、扶養親族における国外居住親族の取り扱いの見直し、町民税申告書とみなされる確定申告書の付記事項についての改正、森林環境税の賦課徴収に係

る諸規程の整備、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の 16 ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定であり、均等割軽減の要件該当性の判断に当たって考慮する扶養親族の対象を、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定する規定を加え、これにより、国外居住親族の取り扱いを見直すもので、以下、同項において同じとするものであります。

次に、第 33 条は、所得割の課税標準についての規定であり、個人町民税における課税方式を所得税と一致させるため、所得税において、総合課税または申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、総所得金額から、これらの金額を除外して算定するとの規定を適用しないとするものであります。

第 33 条第 4 項は、特定配当等に係る所得について、第 6 項は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、それぞれ前年度分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に記載のあるもののみを適用しないとするものであります。

次に、第 34 条の 9 は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についての規定であり、第 1 項では、第 33 条の規定の改正に伴い、申告書の名称をそれぞれ確定申告書に改め、第 2 項では、所得割の額から控除されるべき額が控除することができず、その還付すべき金額により、翌年度分の町県民税及び森林環境税、もしくは未納に係る徴収金に、納付、納入するものとし、また、一部文言の修正を行うものであります。

次に、第 36 条の 2 は、町民税の申告についての規定であり、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る改正で、退職手当等を有することにより、所得税法上の源泉控除対象配偶者に当たらないものについても、地方税法上は、扶養親族等申告書が提出されるよう規定したものであります。

次に、第 38 条は、個人の町民税の徴収の方法等についての規定であり、第 3 項に、森林環境税の賦課徴収について規定を加え、見出しの方法を方法等に改め、また、一部文言の修正を行うものであります。

次に、第 41 条は、個人の町民税の納税通知書、第 44 条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、第 47 条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入、第 47 条の 2 は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についての規定であり、森林環境税の導入に伴う改正のほか、一部文言の修正を行うものであります。

次に、第 47 条の 6 は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入についての規定であり、この年金所得に係る特別徴収税額等に過誤納があった場合、未納徴収金の普通徴収として納付、または納入することを委託したこととみなす改正のほか、一部文言の修正を行うものであります。

第 53 条の 7 は、特別徴収税額の納入の義務等の規定であります。施行規則改正による項ずれを反映する改正であります。

次に、附則の改正について申し上げます。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等についての規定であります、第24条の改正と同様に、扶養親族の対象を特定する改正であります。

次に、附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定であり、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、課税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から、35%に引き上げる改正であります。

次に、附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての規定であり、申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り、適用とする改正であります。

次に、附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、及び附則第20条の3は、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定であり、ともに確定申告書の記載によってのみ適用とする改正であります。

次に、本一部改正条例の附則について申し上げます。

第1項は、施行期日でありまして、この条例は令和6年1月1日から施行するものであります。

次に第2項は、町民税に係る経過措置でありまして、第24条第2項及び付則第5条第1項の規定の適用は、令和6年度以降の年度分の個人の町民税に適用するもので、令和5年度分までについては、なお従前の例によるものとするものであります。

次に第3項及び第4項については、付則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項に規定される、軽自動車税に係る経過措置でありまして、第3項では、環境性能割について、令和6年1月1日前に取得された3輪以上の軽自動車について、第4項では、種別割について、令和5年度分までの軽自動車税について、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。説明の中で読み違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

附則第20条の3の説明の中で、第20条の3について、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例と申し上げなければいけないところ、条例適用利子等及び条例適用配当等に係ると申し上げなければならないところ、条例適用と申し上げましたので、正しくは条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございますので、訂正をお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、国の課税免除に係る法律が一部改正されたことに伴い、西会津町税特別措置条例の一部を改正するものがあります。

改正内容といたしましては、課税免除の対象となる事業及び資産の範囲の細目が定められたことによる改正。また、地域経済牽引事業促進地域において、法律で定める同意の日の期限の延長であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表32ページを御覧願います。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中、第10項の次に、第1号を加え、第5条中、当該同意の日令和5年3月31日までに行われたものに限るを、当該同意令和7年3月31日までに行われた同意に限る、の日に改め、また、令和5年3月31日を令和7年3月31日までに改めるものであります。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 申し訳ないんですが、この3号議案、ちょっと理解に苦しみますので、もう少し平易な言葉で御説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、まず第3条の改正でございますが、ここにあるように租税特別措置法施行令の中に、各事業が定められておりまして、それがさらに第1号として、さらに細目が定められたことで、本条例についてもその細目を示す第1号を加えたということでございます。

あと、地域経済牽引事業促進地域における課税免除第5条の関係でございますが、この地域に指定された区域内で事業を実施するに当たり、各種税が免除されるわけなんですけれども、その契約が今まで令和5年3月31日までであったものを、さらに事業を展開する期間を延ばして、令和7年3月31日までに同意をしたものについては、事業を行った際に税の免除が受けられるといった内容のものでございます。

○議長　そのほか、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年度に成立したことに伴い、西会津町健康保険税条例の一部を改正するものであります。具体的な内容といたしましては、国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産被保険者、いわゆる妊産婦がいる場合、産前産後期間における国民健康保険税を免除し、その免除相当額を国、県、市町村がそれぞれ負担するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の35ページを御覧願います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条は、国民健康保険税の減税についての規定であり、今回、国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産被保険者がいる場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額について、単胎妊娠の場合は、出産予定月の前月から、出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの6か月間にかかる国民健康保険税を、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ減額する規定を第3項として加えるものであります。

第1号及び第2号は基礎課税額、第3号と第4号は後期高齢者支援金等課税額、第5号と第6号は介護納付金課税額について、所得割と被保険者均等割額のそれぞれの月数に乗じて得た額として規定しております。

次に、第24条の2の、次に、出産被保険者に係る届出についての規定を、第24条の3として加えるもので、第1項では、届出書に記載が必要な事項を、第2項では、届出の提出に当たり必要な添付書類を、第3項では、届出のできる時期を、第4項では、明らかにすべき事項が別に確認できる場合の届出の省略を定めております。

次に附則について申し上げます。

第1項は、施行期日でありまして、この条例は令和6年1月1日から施行するものであります。

次に、第2項は、適用区分に係る規定でありまして、制度施行の令和6年1月1日を境として、令和5年度分の令和6年1月以降及び令和6年度分以降に適用し、令和5年12月以前及び令和4年度分までについては、なお従前の例によるものとするものであります。

上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　議案第5号、西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げ、また、全員協議会でも御説明しましたとおり、西会津国際芸術村の安定的な運用等を図るため、施設の利用料を改めることから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本施設はこれまで入場料を無料で運営してまいりましたが、新たに入場利用料として大人料金、小学生料金の金額をそれぞれ定めるとともに、従

来の利用料を含めて、上限額として改正するものであります。

それでは議案書を御覧ください。併せて、条例改正案、新旧対照表の 39 ページを御覧願います。

西会津国際芸術村条例の一部を次のように改正する。

第 10 条は、利用料の規定であります。

第 1 項は、芸術村の利用に係る料金は指定管理者の収入とするものであります。

第 2 項は、利用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額を超えない範囲で指定管理者が定め、あらかじめ町長の承認を得なければならないとするものであります。

第 3 項は、利用者は、前項に基づく利用料を指定管理者に納めなければならないと定めるものであります。

次に、別表を別表第 1 と改め、同表に別表第 2 を加え、新たに入場利用料として、1 人 1 回につき大人 300 円、小学生 150 円を規定するものであります。

次に、備考として、大人とは中学生以上のものをいうと規定し、町内に住所を有する者及び小学生未満の者は入場利用料を無料とするものであります。

次に、附則であります。条例の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　2 点、伺いをいたします。

全員協議会でも説明されたと思うんですが、まず簡単に言うと値上げといいですか、利用料をいただくというところで、収入はどのぐらいを見込んでいるか。

2 点目はこれで利用者数、どういう影響があるとお考えなのか、2 点伺います。

○議長　商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　5 番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

今次定めます入場利用料によりまして、現在の入場者数、入館者数から推計いたしますと、おおむね年間 80 万円程度の収入が見込まれる予定でございます。

なお 2 点目の利用者数への影響でございますが、まず町内のほう利用者数につきましては、町民を無料としておりますので、大きな影響はないというふうに考えてございます。

町外の利用者につきましては、料金を新たに課すことによって、幾らか影響はあろうかと思っておりますけれども、現在利用者については、安定して町外の利用者も御利用いただいているところでございますので、大きな影響は見込まないという、大きく利用者が下がるというような影響はないだろうというふうに考えてございます。

○議長　5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　確認なんですが、現在年間確か 4 千人から 5 千人の利用者というふうに承知しておりますが、その認識でよろしいかどうか、確認をさせてください。

○議長　商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

直近の数字で申し上げますと、令和4年度で 4,146 人の利用がございました。以上でございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 何点か伺いたいします。

一つ気になったんですけども、先ほどお話もありましたとおり、全員協議会で内容等に関しては説明を受けたんですけども、一つ私引っかかったんですけども、この入場利用料に関しては指定管理者がいただくと。指定管理料は町が支払うと。

これは、物価高騰の影響からということだったんですけど、維持管理費は増大して負担かかっているのは町だと思うんですけども、この認識でよろしいのかな。

結局、収入があるにも関わらず、町の負担はそのままなのかなというのは、素朴に疑問に思ったので、その辺を確認のために、伺いたいと思います。

また、この町外からの大人、小学生それぞれ 300 円、150 円ということだったんですけども、この入場利用料で増大してる経費が抑えられるものなのかどうか、その辺の試算はされたのかどうか、ちょっと町の負担がそのままというのであればこれはどうなのかなと思ったんで、これをまず 2 点目伺いたいします。

あと、入場料確保の方針、確か入場料かかるとなると来なくなる人もいるのかなと、個人的にちょっと考えますので、確保の方針として、全協の説明の中では、指定管理者独自の規格による利用者増を図るというような話でしたけども、具体的にお話は伺ってますか。

以上、3 点をお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 7 番、秦議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の指定管理料の考え方でございますけれども、施設の管理運営に係る必要な経費、この支出する経費をまず算定いたしまして、そこから施設の利用料等の収入を差し引いた残り必要な額を町が委託料として支払うと、そういった形になってございます。

今次の入場利用料につきましても、その指定管理料の算定の中で、収入として見込むものでございます。

これによりまして、経費が抑えられるのかという御質問でございますけれども、収入に見込んだ分については差し引きをいたしますので、その分は指定管理料が減額になるという考え方でございます。

3 点目の入場者数確保の指定管理者独自の方策でございますけれども、これにつきましてはまだ具体的にこうだということは決まってございません。これからこの本条例が御議決いただきましたならば、速やかに指定管理者との協議を進めながら、指定管理者が施設を運営する上で、独自に収入の確保を行える方策について、町と指定管理者、それぞれアイデアを出し合いながら、指定管理者の主体的な取組を促していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 今のお話、ちょっと私の理解力が足りないんですけど、足りないのかもしれない

せんが、結局、維持管理費の中の物価高騰分の、今までの指定管理料より物価高騰によってオーバーした分だけ、入場料でまかなおうとするのか、それともそもそも管理経費を抑えようとしての入場管理料の設定なのか、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

物価高騰分については、まだ精査をしきれていないわけですが、一つに電気料だけちょっと例をとって申し上げますと、電気料だけでも令和4年度から5年度で55万円ほど増加をしております。

こういったこともありまして、施設の維持管理経費が年々高騰しているということ、これで施設をやはり安定的に運用するためには、入場利用料を町外の方から頂戴するという方針でございます。

物価高騰分につきましては、入場料を徴収する背景にはございますけれども、物価高騰分に相当する入場料をもらうということではございませんので、入場料の単価につきましては、近隣市町村の同等の施設等を御調査いたしました結果から、算定をしたということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最後の説明にありましたけど、全協でも近隣市町村の入館料等を参考にしたということだったんですけど、今、丁寧に電気料に関しての具体的な数字をお示しいただいたんで、ちょっと先が見えてきたんですけども、結局今、物価高騰がずっと続いている状況で、安定している状況ではないですね。

令和4年度だけでもこれだけ大きくなったと言うんですけども、果たしてこの数字、高くしたから維持費が賄えるのかといたら、今度お客さんが来なくなっちゃったでしょうがないわけですから、そうすると、今とりあえず当面はということですか。これに関しては。

私もお話を聞いてても、電気だけでもこれだけなのに、300円でこの先、管理者の努力もあるということですけども、賄えるのかどうかというのがちょっと先行きが不透明なところもあったもんですから、この今の数字というのは、今現時点での妥当な数字だと、お考えなのかどうか、その辺の試算に至るまでのお考えをもう少しお聞かせください。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

料金の価格の設定でございますけれども、現時点では、先ほどの御説明申し上げましたとおり、近隣市町村の情勢なども判断いたしまして、妥当な金額だというふうに判断をしております。

ただ、実際に使用料を決定する場合はこれは上限額でございますので、実際の使用料を幾らに定めるかというのは、今後指定管理者と精査をし、町長の承認をもって決めていくということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、西会津国際芸術村条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第6号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第7次)の調整について御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。歳入におきましては、ふるさと応援寄附金の追加計上のほか、社会資本整備総合交付金などの確定による減額や、公共土木施設災害復旧費負担金、農地及び農業用施設の災害復旧費県補助金の減額などがあります。

一方、歳出におきましては、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費の調整や、人事院勧告及び県人事委員勧告に準じた職員の給与等の改正に伴う人件費の追加、温泉施設指定管理料の追加、事業費確定による道路改良舗装工事の減額、農業用施設災害復旧工事費、公共土木施設災害復旧費の減額などを計上したところであります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和5年度西会津町の一般会計補正予算(第7次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,828万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億8,418万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の補正は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は第3表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。10ページを御覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、14款、国庫支出金、1項3目、災害復旧費国庫負担金1,063万1千円の減は、可燃債に係る道路河川災害復旧事業負担金の減額であります。

11ページを御覧ください。

2項1目、総務費国庫補助金913万5千円の増は、社会保障税番号制度システム整備費補助金の追加であります。

2項5目、土木費国庫補助金1億1,147万3千円の減は、補助金の確定に伴う社会資本整備総合交付金道路事業9,988万6千円、道路メンテナンス事業1,158万7千円の減額計上であります。

15款、県支出金、2項8目、災害復旧費県補助金1,982万5千円の減は、現年債に係る農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の減額計上であります。

12ページを御覧ください。

16款、財産収入、2項2目、物品売払収入737万3千円の増は、除雪ドーザーなどの売払収入の追加であります。

17款、寄付金、1項2目、ふるさと応援寄附金2千万円の増は、ふるさと応援寄附金の追加計上であります。

18款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金1,578万1千円の増は、今次補正で不足する財源として繰り入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の積立残高は、5億2,114万6千円であります。

13ページを御覧ください。

21款、調整につきましては、それぞれ起債充当事業の事業費の調整に伴い、額の調整を行うものであります。

14ページを御覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費1,498万5千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整のほか、高速道路使用料の追加などであります。

3目、電算管理費913万6千円の増は、戸籍情報システム改修などに伴う社会保障税番号制度システム改修委託料の増額であります。

5目、財産管理費746万8千円の増は、15ページに移りまして、公用車2台の購入費692万4千円の計上などであります。

10目、ふるさと振興費1,827万4千円の増は、16ページに移りまして、温泉施設管理業務委託料1,500万円の追加、温泉井掘削工事等、設計業務委託料305万5千円の新規計上であります。

12目、総合交通対策費762万円の減は、町民バス購入費の減額であります。

2項1目、税務総務費1,327万9千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、17ページに移りまして、ふるさと応援寄附金記念品600万円、運搬費132万円、ふるさと応援寄附金事業委託料173万4千円、インターネットサービスサイト使用料174万4千円などの追加計上であります。

3項1目、戸籍住民登録費828万4千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

18ページを御覧ください。

4項3目、町議会議員選挙費735万1千円の減は確定によるものであります。

続いて、21ページを御覧ください。

4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費2,704万1千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整でございます。

2目、予防費196万5千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整のほ

か、22 ページに移りまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等返還金 403 万 8 千円の計上などであります。

23 ページを御覧ください。

1 目、清掃総務費 276 万 2 千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整であります。

3 目、尿尿処理費 400 万円の増は、下水道事業会計繰出金、個別排水処理事業への繰出金であります。

24 ページを御覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費 389 万円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整であります。

3 目、農業振興費 535 万 9 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、地域連携販売力強化施設デザイン等委託料 197 万 3 千円の追加計上などあります。

25 ページを御覧ください。

2 項 1 目、林業総務費 412 万 3 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などあります。

2 目、林業振興費 573 万 1 千円の減は、26 ページに移りまして、測量設計委託料 150 万円、橋梁修繕工事費 450 万円の減額などあります。

7 款、商工費、1 項 1 目、商工総務費 745 万 4 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整であります。

27 ページを御覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 651 万 2 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、28 ページに移りまして、修繕料 400 万円の追加、除雪機械購入費 773 万円の減であります。

3 目、道路新設改良費 6,572 万円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、町道改良舗装工事 5,975 万 9 千円などの減額であります。

4 目、橋梁維持費、1,847 万 3 千円の減は、橋梁修繕設計業務等委託料 333 万 6 千円、橋梁修繕工事費 1,513 万 7 千円の減額であります。

29 ページを御覧ください。

4 項 2 目、定住促進住宅管理費 500 万円の減は、定住促進住宅改修工事費の減額であります。

30 ページを御覧ください。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費 586 万円の増は、消防屯所新築工事費 536 万円の追加などあります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 297 万 8 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などあります。

31 ページを御覧ください。

3 目、学校給食費 745 万 8 千円の減は、給食センターボイラー配管更新工事費 736 万 4 千円の減額などあります。

34 ページを御覧ください。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費 3,245 万 9 千円の減は、測量設計委託料 187 万 9 千円、現年災害復旧工事費 3,130 万円の減額などであります。

35 ページを御覧ください。

2 項 1 目、道路橋梁河川災害復旧費 2,829 万 5 千円の減は、過年債の測量設計委託料 329 万 5 千円、災害復旧工事費 2,500 万円の減額であります。

6 ページにお戻りください。

第 2 表、繰越明許費補正、追加であります。

いずれも車両購入にかかるもので、自動車メーカー各社の車両納入までの期間が不透明であることから、納入までの期間を十分に確保し、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものであります。

まず、2 款、総務費、1 項、総務管理費であります。が、公用車更新事業 791 万 1 千円は、公用車 2 台、町民バス更新事業 700 万円は、デマンドバス 14 人乗り 1 台の購入費であります。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、スクールバス更新事業 452 万 7 千円は、14 人乗りバス 1 台の購入費であります。

7 ページを御覧ください。

第 3 表、地方債の補正変更であります。が、辺地対策事業費、緊急防災減災事業費は、いずれも対象事業費の調整等に伴う限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　まず、16 ページ。これは歳出歳入、一緒でよろしいですか。

16 ページ、総務費、1 項、総務管理費ですけれども、その前のふるさと振興費かな、16 ページなんです。が、委託料で、温泉施設管理業務委託料、この 1,500 万円、これの詳しい内容を教えていただきたい。

それから、温泉井掘削工事等設計業務委託料、これは中身とともに工事するんですか、しないんですか。

この辺を教えていただきたいと思います。

それからもう 1 点、24 ページ、農林水産業費の中の 1 項農業費の中の 3 目、委託料の地域連携販売力強化施設デザイン等委託料。これの中身を教えていただきたい。詳しい中身をです。

○議長　商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　5 番小林議員の御質問にお答えをいたします。まず 1 点目の 2 款 1 項 10 目ふるさと振興費の中の温泉施設業務委託料につきましては、現在あります日帰り温泉施設の指定管理料の増額分でございます。御承知のとおり、温泉施設につきましては、現在沸かし湯で営業しておりまして、それによりまして光熱水費等が増高しておりますので、

それに伴う定管理業務委託料の増額でございます。

続きまして、温泉水掘削工事等設計業務委託料多いについてでございますが、これにつきましては、新たに第2 蔵選を掘削するための設計と積算の業務の委託料でございます。したがって、来年度工事を施工するための設計の委託料を今次計上させていただきました。

続きまして、6 款1 項3 目農業振興費の地域連携販売力強化施設デザイン等委託料でございますが、これにつきましては、ミネラル野菜の家のベーカリーコーナー、いわゆるパンの売場を拡張するための施設のデザインと売場のデザイン変更、並びにそれに伴うその改修費用を委託料として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長 6 番小林雅弘くん。

○小林雅弘 とすると、温泉の源泉の井戸を掘るということで、理解してよろしいですか。そう決定したんですか。

それからもう一つ、ミネラル野菜の家のベーカリーを改装するという事なんですが、どんな計画なのか、具体的な完成図とか中身、こういうものをやっていくから拡張するんだとか、あるいは普通の一般企業ですと売り上げ目標をこのぐらいにするからというような計画、これがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 小林議員の再質問にお答えをいたします。温泉の源泉につきましては、これからの設計をし、また県の審議会の掘削の許可もいただいたということを前提で、来年度から新たな源泉の掘削工事に入りたいという計画でございます。

2 点目の今ほど御答弁申し上げました、パンの売場の件でございますけれども、図面をお示ししておりませんのでちょっと口頭で御説明申し上げますが、計画ではミネラル野菜の家、今レジの向かって右側に米粉のパンを販売しているコーナーがありますが、そこではなくて、レジの左側にずっと冷蔵冷凍の商品が並んでる壁が一面あると思いますけれども、その壁の並び一面をパンのコーナーに改修したいと考えておりまして、今よりも販売の商品量を増やしていくと。現在販売しております米粉のパンも一部継続しながら、小麦を使ったパン、ミネラル野菜を使ったパンなど種類を増やして販売をしていく計画でございます。これにつきましては売り上げの目標があるかということでございますけれども販売の主体は振興公社になりますが、しっかりと売り上げの利益の出せる売り上げの目標を定めて、現在計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 5 番小林雅弘くん。

○小林雅弘 今初めて聞いたことが、あの場所の問題、拡張。そこなのだなと思いましたが、問題は今一瞬おっしゃったんですが、米粉も使うけれども、小麦粉を使ったパンというふうにおっしゃいました。これ、何て言ったらいいんでしょうね。今流行りのインスタベーカリーを入れるということでよろしいですか。冷凍生地を使ったインスタベーカリーを導入するという計画であるということで認識してよろしいですか。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 再々質問にお答えいたします。議員お見込みのとおりでございます。

○議長 7 番秦貞継くん。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。まず、17 ページ総務費の報償費、需用費、役務費、役務費はいいか。委託料使用料および賃借料についてちょっとお聞きしたいんですけども。

上から謝礼で、まちPR協力謝礼、14 万円が支出されております。また、消耗品費 40 万円、印刷製本費 30 万円、二つぐらい下、委託料に行って、ふるさと応援寄附金事業委託料 173 万 4, 千円で、次にインターネットサイト使用料 174 万 4, 千円と出ておりますが、これの詳細をまずお示してください。

続きまして、次のページ 18 ページなんですけども、一番下の総務費なんですけど、交付金で選挙運動交付金補正でマイナス 542 万 2, 千円ということになっておりますが、これ当初の予算、この選挙運動交付金はどのぐらいの予算を準備されて、この使われなかった 542 万 2, 千円がなぜこの数字になったのか、またこの数字に関して、これ町の選挙運動資金ですよ。利用実績というんですかね、今回のこの交付金に関しての利用実績と詳細があれば、お示してください。またちょっと私金銭的にずいぶん大きいなと感じたものですから、この使われなかった要因について検討調査されたのかどうかをお示してください。

これ最後になりますけども、37 ページの給与費明細書のア、イ、とあります 37 ページ。イの会計年度任用職員のところで、比較がマイナス 14、補正後 60、補正前は 74 となっておりますが、これはあれですか会計年度任用職員の方々の人数が 14 人減ったという認識でよろしいのかどうか。あと、これに至った経緯をお示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 7 番秦議員の御質問のうち、2 款 2 項 1 目税務総務費の御質問にお答えをいたします。7 節報償費からの内訳でございますけれども、この 7 節から 13 節までに計上された経費、全部ではありませんけれどもほとんどがふるさと納税の関係経費でございます。合計で 1, 200 万円ほどになってございます。一つずつ御説明申し上げますと、まずまちPR協力謝礼、これにつきましては、返礼品を提供いただける事業者の皆様へ町のオリジナルダンボールを使っていただいております。そのオリジナルダンボールを購入いただいた利用者に、その代金の一部を謝礼として町からお支払いしているという内容でございます。今次、ふるさと納税の全体の支出額そしてまた収入額を追加補正したことによりまして、この部分についても追加をさせていただいたということでございます。それとふるさと応援寄附金記念品 600 万円につきましては、これは寄付の返礼品の額に要する経費でございます。

需用費について御質問があったかどうかちょっと定かではございませんが、事業費についても御説明申し上げますと、消耗品費 40 万円につきましては、ふるさと納税のPRに必要なノベルティいわゆる粗品。こういったものを購入費でございます。それと印刷製本費 30 万円につきましては、PRのためのオリジナルのシールやパンフレットの増刷分でございます。

役務費のうち郵便料 36 万 2 千円につきましては、寄付をいただいた寄付者の方に領収書等をお送りするための送料でございます。

続きまして、運搬費 132 万円につきましては、寄付の返礼品を送るための送料でございます。それとふるさと応援寄附金事業委託料 173 万 4 千円につきましては、二つの委託業務がございまして、一つはふるさと納税の業務を代行していただいている委託業者への委託料の追加 127 万 4 千円。それとふるさと納税にはワンストップ特例申請という制度がございまして、これをオンライン化するための経費、これが 46 万円という内訳になってございます。さらに使用料および賃借料のインターネットサイト使用料 174 万 4 千円につきましては、ふるさと納税の寄附を受け入れるインターネットの各サイトの使用料でございます。これも寄付金額が増えることによって使用量が増えるという契約になってございますので、この部分につきましても、追加の計上をさせていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○議長 総務課長、伊藤善文くん。

○総務課長 それではお答えいたします。まず町議会議員選挙費でございますが、まず予算の当初で見込んだ額につきましては、931 万 3 千円として見込ませていただきました。その根拠といたしましては、今回公費負担ということで、一番高いハイヤー利用ということで、15 人分で予算を計上させていただいたということでございます。しかし実績につきましては、389 万 1 千円ということになっているということでございまして、542 万 2 千円の減ということでございます。したがって公費負担の部分でございますが様々皆さんレンタカー利用なり、自家用車利用ということでその結果になったということでございますので、まず御理解いただきたいと思います。

またあと 37 ページの会計年度任用職員の 14 名の減ということでございますが、当初予算編成時におきまして、いわゆる年度内中に産休や病休等の職員などの想定しながら若干多めに取ってたと、ここと言えば 14 人分ほど多めに取ってたということでございます。あとは特殊事情によりまして、会計年度任用職員を雇用しなければならないというような部分でございまして、この中の部分につきましては、実数の部分を現在いる会計年度任用職員はおりまして、不要であろうという部分を落とさせていただいたということでございます。

御理解いただきたいと思います。

○議長 7 番秦貞継くん。

○秦貞継 ふるさとの応援寄附金に関しては、大変理解しましたので大丈夫です。

先ほど 18 ページの選挙運動交付金に関してなんですけども、この趣旨としてはお金のかからない選挙ということで、何か候補者もなるべく議員のなり手不足もありまして、そういったのも解消するためというような形で何か国のほうでも考えて出した金額だと私は思っていたんですけども、931 万 3 千円の予定のところ 540 万使えなかったというのは、私はちょっと今車のお話が一番大きかったのは分かるんですけども、その車は 15 人分予定して何人だったかちょっと聞いてみませんかども、この利用実績についてはお聞きしたんです。例えばその 15 人分みてうちの、例えば車だったら 15 人の予定だったうちの何人が利用されたのかとか、何人の候補者が利用されたとか。それ以外にも、ガソリンその他ありましたよね。ポスターも。そういったものに関しても詳細がちょっと分からなかった

のでなぜこの 542 万 2 千円になったのかの詳細をもう少し分かりやすくお示してください。それと、先ほどの質問の続きになるのかな。私的には結構でっかい金額が補正で上がりますんで、これ要は簡単には使われなかったってことですよ。予定してたよりは。例えば、今お話課長からあったとおり、15 人の候補者を予定してて、実際の候補者が 13 人だった場合の差額の 2 人ってのは分かるんですけども、利用された方、例えば今回の町議会議員選挙であれば 13 人の候補者がいらっしゃいましたんで、そのうちのどのぐらい利用されたとか、この交付金に関して、そういった実績等の情報をいただきたいなと。それに関しての町側の認識というんですかね、利用額に関して、こんなもんだったのかなというのか、それとももうちょっと使われるべきだったのかなという辺もちょっとお聞きしたいなと思いましたので、そこをまずお正しいたします。

あと、37 ページの会計年度任用職員に関しては、当初 74 人を見込んでいたけれども、実際は 60 人だったということであって、会計年度任用職員が減ったからというわけではないですね。そこだけお伺いいたします。

○議長 総務課長、伊藤善文くん。

○総務課長 まず選挙運動の公費負担の関係につきましては、こちらは町議会議員選挙の一般選挙ということで、全て一般財源でまかなってることが、御理解いただきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、最大限利用者が 15 名立候補して、最大使った場合、ハイヤーでやった場合に対して間に合う分ということで、見合う分ということで、予算化していたということでございます。あと詳しい誰がどう使ったか、具体的な数字については今を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

数字件数的な部分は出せますけども。個々の部分は出しませんのでそれはもちろんです。ですからどういう理由があったか、張り上げ量が何件あったかとかという部分しか出せませんのでそれは御理解いただきたいと思います。

あと、会計年度任用職員については実施するということでこの一応当初見込んだより採用予定というんですか、見込んでおり、14 名はいなかったということで、今いる方ではなくて、見込んだ数が少なかったということで、減額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 7 番秦貞継くん。

○秦貞継 先ほどの選挙運動資金に関しては一般財源だということは分かりました。ただその情報がまだ分からないので質問できませんので、これはそのまま保留でも。それとも暫時休議されますか。

○議長 暫時休議いたします。(14 時 27 分)

○議長 再開します。(14 時 42 分)

総務課長、伊藤善文くん。

○総務課長 はい、お答えいたします。選挙運動交付金の内訳ということでございますので、御説明申し上げます。

まずポスターにつきましては、12 名の立候補者の方が御利用いたしまして、金額的には 252 万 7 千円。ビラにつきましては 2 人の立候補者がお使いになりまして約 2 万 5 千円。

車の借り上げにつきましては7名の立候補者でございまして、55万2千円。ガソリンにつきましても7名の立候補者の方を使いまして、11万3千円程度。あと運転手につきましては、10名の立候補者の方を使いまして、約67万5千円ということになっております。こちらのほうの公費負担につきましては、今回町の選挙で初めて町議会議員選挙の方々に対しては初めて適用ということでございましたので、こちらのほうの様式等につきましては公職選挙法に基づくもので作成し、対応したものだということでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、当初予算で931万3千円の内訳でございしますが、ハイヤー方式1日当たり6万4,500円の5日分の15名で、483万7,500円を見込みますと、様々、借入レンタカー方式や、燃料代並びに運転手の雇用についても全て賄えるということから、多めに予算を計上しているということでございます。そのほか、ビラの作成の公費負担分、ポスターの作成の公費負担分ということでみておるということでございます。

以上でございます。

○議長 7番秦貞継くん。

○秦貞継 先ほどちょっと今お話もありましたが、様式等は決まっているということだったんですけども、その様式の説明会があったと思いますが、説明等に関しても、なんですかね、様式決まってるんですかね。

結局、この公費が使われるように、というかその要因としてね、もうちょっと使われるんじゃないかなと思ったので、そういった使い方はできないのかという事実確認のつもりでお聞きしたんですが、まずかったですか。まずければ取り下げます。

○議長 すいません、もう一度お願いいたします。

○秦貞継 様式、記入する様式等の形が決まってるというのは分かりましたけども、それが例えばもっと使われるように分かりやすくできるように説明会等でも資料いただきましたけども、あそこだけでも町独自で工夫するとかということとはできるのかできないのか、お聞きしたかったんです。

○議長 総務課長、伊藤善文くん。

○総務課長 あれでしょうか。様式そのものを変えろというふうな御指摘ではなくて、説明会時に記載例を分かりやすくしたらいいんじゃないかということで、一応皆様の説明会の際に、選挙運動の公費負担関係書類の記載例ということで、皆様のほうには分かりやすく、私どもとしましては、御説明したつもりなんでございますが、それでも不備というような部分があれば、どういう部分が分かりづらかったのかどうか、その話は後でお聞きしながら、改善できるところは改善すべきと考えておりますが。

以上でございます。

○議長 4番上野恵美子くん。

○上野恵美子 歳出の24ページです。先ほどの小林議員の関連になりますが、地域連携販売力強化施設デザイン等委託料のところですかれども、今の揚げパンという形で売られていると思うんですが、それをどのように評価して、パン販売の拡充に至ったその経緯、そして採算性についてはどのように考えているのかと。あと、この委託料が予算から充てられるということで、ベーカリーの計画、売り場のイメージなども図として含めてそれも提

出していただきたいんですが、その辺お聞きします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 4 番上野議員の御質問にお答えいたします。

揚げパンの評価と申し上げましたけれども、今の販売形態自体をどう評価する、今実証事業でやっておられますので、その評価は別にいたしまして、今回パンの事業を売り場を拡張するということにつきましては、しっかりと売り上げの上がる品目、そして道の駅の利用者、いっては町民の皆様によく御利用いただけるような品目を取り揃えていくという計画でございます。もちろん採算性につきましても、5 番議員に申し上げましたとおり、しっかりと売り上げの上がる目標を定めて振興公社のほうで計画しているということでございます。また、売り場のイメージ等につきましては、これからデザインを委託するものですから、なるべくできるだけ商品のイメージに合った、そしてお客様が買いやすい、そうした売り場のデザイン、そして動線の整備などを委託業者を選定して、委託をして参りたいというふうに考えてございます。

販売の計画につきましては、振興公社の営業計画というふうになりますので、現時点ではお示しをするという考えは持ってございません。

以上でございます。

○議長 4 番上野恵美子くん。

○上野恵美子 ではお客様満足度の高いものを追求していくということと、あと収益性ももちろん追求していくということで、確認させていただきたいのと、あといつから開始する予定なのか、その計画もお願いします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 再質問にお答えをいたします。

パンを購入されるお客様の満足度が高まるように努力すると、それは議員御指摘のとおりでございます。収益性につきましては、あまり大きな目標を立てますと、これもなかなかハードルが高いもんですから、しっかりと利益が上がるように、まずは堅実な目標を立てて行っていくというようなことでございます。

いつからかという御質問でございますけれども、令和 6 年の 4 月から 5 月にかけてをサービス開始の目標としておるところでございます。

○議長 10 番猪俣常三くん。

○猪俣常三 私が 1 点だけ確認しますが、4 番、5 番議員の関連でお話申し上げますと、パンを開発をする中で使用する米粉のほかに、小麦粉という話をちょっと聞き違いしなければいいんですけれども、そのようなものは聞きましたから、これはアレルギー関係のことも非常に神経をとがらせていかないと、いろいろな子どもさんおられますので、そういったところも十分考慮しながら、対応できないのかを確認させていただきたいと思います。小麦ばかりのアレルギーではなくても、卵を使ったものが入るとなると、食べたくてもというようなことも聞いてはおりますので、そういったところの細かい部分も含めていただいて、対応できないのかをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 10 番猪俣議員の御質問にお答えいたします。

販売を予定している商品につきましては、議員が御心配のアレルギーの部分、しっかりとその食品の表示に関するの基準や法律を遵守しながら配慮をした表示をして、そのアレルギーを御心配されるお客様に対しても十分な配慮をしまいたいというふうに考えてございます。

○議長 12 番武藤道廣くん。

○武藤道廣 私も何点か確認を含めて質問いたします。

まず歳入ですが、10 ページ、11 ページ、国県の支出金あるいは補助金が工事、災害復旧費それから土木社会資本整備総合交付金並びに災害復旧県支出金で減額になっております。この理由についてと、そしてこれに関連するわけですが、34 ページの災害関係の減額ということは、要するにこの災害は大概3年か4年で完了しなくちゃならないわけなんですけど、今年度予算がつかないから先送りで次年度からはきちっと対応すると解釈していいのか、それとも別な形で予算を確保してやるというような形になるのか、その辺をお示してください。

それから、道路新設改良費とかそういったものもありますけれども、これも減額になって、これは確定して減額になった。28 ページかな、28 ページの8の3の14、社会資本関係だと思うんですが、これが減額があります。これは減額になってますけれども、減額を見直すのかそれともこの計画は次年度から継続して行こうという考えているのか。これとあとは、29 ページ、8の2の14、定住促進住宅改修工事500万円の減ですが、これの内容と、これは確定による減額なのかそれとも何らかの形での減額なのかをお示してください。

はい、それだけです。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長 はい、それではまず歳入のほうから御説明申し上げたいと思います。

歳入歳出とも関連がありますので、あわせてちょっと説明させていただきます。まず10 ページ、14の1項3目の災害復旧費の国庫負担金でございますが、これ公共土木費、公共災害の分でございまして、倉谷線の今年3、4、5工区を当初予定をしておりましたが、3工区で今年いっぱいになりましたので、4工区5工区については、6年度に実施するというので、今回このような減額とさせていただきました。

それから14款2項5目のほうでございしますが、こちらの社会資本整備総合交付金、あと道路メンテナンス事業のほうでございしますが、こちらは、国費の調整がございまして、この額となっております。歳入の方でもう一つ、15款2項8目、災害復旧費日の県費補助のほうでございしますが、この農地債につきましては、今年の災害の分でございまして、これは災害査定前の金額でございますので、想定される最大の予算を確保させていただきました。途中で不足が生じて、来年の作付けに支障が出ないようにということで、想定される最大の予算を確保させていただきました。現在査定が終了しまして、額がある程度めどが立ちましたので、多い分減額をさせていただきました。28 ページ、813の道路改良新設費のほうでございしますが、こちらでも国費の調整がありまして、それに合わせた事業費ということなんでございしますが、ちょっと全体的な話をさせていただきますと、この中には除雪機の購入なんかも交付金で予定をしておりましたが、交付率が悪かったものですから、除雪機を起債の事業に振り替えたりしまして、事業費を何とか確保いたしました。それで計

画していた事業については、調整はもちろんありましたが、全て実施をしております。それから、道路橋梁費のほうでございますが、こちらは安座というところの工事でございますして、こちらでも国費が調整ありまして、必要な修繕のみで対応させていただきましたので、修繕そのものが不十分というようなことではなくて、修繕が必要なところは全て対応したものとなっております。それから 842 の定住促進住宅管理費でございますが、こちらは事業確定いたしまして、確定しました事業費の残でございます。内容は屋根、外壁の塗装、あと内部の塗装などを行っております。

以上でございます。

○議長 12 番武藤道廣くん。

○武藤道廣 もう一度確認しますけれども、災害関係はほぼ終わったっておかしいけども、やったってことですね。今の話だと作付けに影響のない状態にはなったということ。そのほか、小島の部分は分かったんだけど、新郷とか何かの分もこの予算はもう綺麗に入っていると、そう理解していいんですか。結局、応急処理とか何かで伸ばしたんじゃないかと、ほぼできると。そう理解してよろしいんでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長 今年度の災害 3 カ所 2 個なんですけど、全て発注済みでございますので、これからですので、ちょっとどこまで御説明できるか分かりませんが耕作前には竣工させるということで、今協議をしておるところでございます。

○議長 12 番武藤道廣くん。

○武藤道廣 現年災は分かりました。過年災の部分に関しては、今どんな状況で、それも大体もう終わり、2 年目だからね、どの辺の受注ですか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長 4 年度の災害につきましては先ほど申し上げました、倉谷線の 4 工区、5 工区を除いて、全て発注済みでございますして、若干まだ残っているのはありますけれども、全て来年の作付けまでには完了見通してございます。

4 年度分全て発注しまして、管理をまだしてないのが一部ございますが、それも年度内完成で、来年度には全て完了という見通しでございます。

倉谷線の 4 工区、5 工区は来年度でそれ以外は全て発注しておりまして、今年度完成見通しです。

○議長 そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号令和 5 年度西会津町一般会計補正予算第 7 条採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号令和 5 年度西会津町一般会計補正予算第 7 条は原案のとおり可決されました。

暫時休議といたします。再開は3時30分といたします。

○議長　再開します。(15時30分)

日程第8、議案第7号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄くん。

○健康増進課長　議案第7号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の調整について御説明申し上げます。

今次、補正予算の内容であります。事業勘定および診療施設勘定ともに、職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の調整と、診療施設勘定における必要経費の追加計上などがあります。

それでは予算書を御覧願います。令和5年度、西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,164万5千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,489万8千円とする。

第2項、事業勘定および診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページを御覧願います。事業勘定の歳入であります。

6款繰入金、1項1目、一般会計繰入金294万3千円の減は、人件費の減額に伴う一般会計繰入金の減であります。

9ページを御覧願います。歳出であります。1款総務費、1項1目、一般管理費294万3千円の減は、職員の人事異動や給与改定に伴う給料、職員手当等の減額であります。

2款保険給付費、1項3目一般被保険者療養費50万円の増。同じく2項1目一般被保険者高額療養費50万円の減は、今後の支出見込みにより計上したものであります。

続きまして19ページを御覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

8款県支出金、1項1目、診療施設県補助金60万円の増は、医療施設と物価高騰対策支援金の新規計上であります。

20ページを御覧ください。歳出です。1款総務費、1項1目、一般管理費35万6千円の増は、職員の人事異動や給与改定に伴う報酬、職員手当等、共済費等の調整と、電気料金に係る光熱水費の追加などがあります。

2款医療費、1項2目、医療用消耗機材費40万円の増は、医療廃棄物処理委託料の追加であります。

21ページを御覧ください。4款予備費、1項1目、予備費15万6千円の減は、今次補正予算の財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、議案第7号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）議題とします。

本案についての説明を求めます。福祉介護課長、船橋政広くん。

○福祉介護課長　議案第8号令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第二次）の調整について御説明申し上げます。

今次の補正は、当初見込みよりも、地域密着型介護サービス給付費および、高額介護サービス費など、保険給付費の実績見込みによる増額と、職員の人事異動等に伴う職員給与等人件費の調整などが主なものであります。それでは、予算書を御覧ください。

令和5年度、西会津町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,624万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、6ページを御覧ください。

歳入であります。3款国庫支出金、2項6目、介護保険事業費補助金67万3千円の増額は、事務処理システム改修委託料の新規計上によるものであります。7款繰入金、1項5目、その他一般会計繰入金66万5千円の増額は、職員の人事異動による職員給与等繰入金、41万9千円の増。事務処理システムの改修委託料の新規計上による7万5千円の増。高齢者等、配食サービスの利用者の増加による介護予防支援事業費繰入金、17万1千円の増によるものであります。

7ページを御覧ください。9款諸収入、3項1目、雑入10万7千円の増額は、高齢者等、配食サービスの利用者の増加により、利用者が負担する食材費の増によるものであります。次に、

8ページを御覧ください。歳出であります。1款総務費、1項1目、一般管理費176万7千円の増額は、人事異動に伴う職員給与等人件費の調整および事務処理システム改修委託料134万8千円の新規計上によるものであります。同じく、3項2目、認定調査

等費 60 万円の減額は、認定調査員の人件費の減額であります。2 款保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、910 万円の減額。

9 ページを御覧ください。同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費、914 万 1 千円の増額は、介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付費実績をもとに、本年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。なお、地域密着型介護サービス費の増額につきましては、町内 2 ケ所の小規模多機能型居宅介護サービス利用者が増えていることなどから増額となったものであります。同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費、409 万 9 千円の増額。

10 ページを御覧ください。

すいません、490 万 9 千円の増額。

10 ページを御覧ください。同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費 177 万 3 千円の増額。

続きまして、11 ページを御覧ください。同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 297 万円の減額は、これまでの給付実績をもとに今年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。3 款基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金 36 万 2 千円の増額は、今次補正による歳入歳出の調整をした結果、余剰となった額を積み立てるものであります。これにより、令和 5 年度末の介護給付費準備基金の残高は、5,413 万 9 千円になる見込みであります。

12 ページを御覧ください。4 款地域支援事業費、2 項 1 目、一般介護予防事業費 134 万 1 千円の減額は、他の財源による事業実施が可能となったことから減額するものであります。同じく 3 項 4 目、任意事業費 27 万 8 千円の増額は、高齢者等配食サービスの利用者の増加による調理業務委託料等の増によるものであります。同じく 8 目、在宅医療介護連携推進事業費 37 万 3 千円の増額は、西会津診療所に配置している医療介護相談員の人事異動に伴う人件費等の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番猪俣常三くん。

○猪俣常三　伺いたします。まずは、8 ページの保険給付費の介護サービス諸費のところの 1 項。この居宅介護サービス給付というところの今先ほど答弁をしておられましたけれども、910 万円が少なくなっています。これらはこれからどのようになっていくのかということと、それから、9 ページの地域密着型の介護サービス給付費、これの 914 万 1 千円、これが今後増えていく状態なのかどうか。そこら辺と、また居宅介護の住宅改修費、人数はどのくらいなっているのかお尋ねしていきます。

それから、次の 10 ページのところで、この保険給付の高額介護サービス、これが 177 万 3 千円、このところの人数などは、75 歳以上なのか 65 歳以上なのかをちょっとお尋ねしておきたいと思います。人数も含めて、伺っておきたいと思います。それから、保険給付の高額医療合算介護サービス費、これが 40 万 5 千円ほど上がっておりますが、このところの人数など、伺っておきたいと思います。それから今度は、特定入所介護サービス費、ここで減額が 297 万円ほど上がっておりますが、今後の推移などはどのようになっていく

のかを、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長 介護課長、船橋政広くん。

○福祉介護課長 お答えいたします。まず8ページの保険給付費、2款1項1目居宅介護サービス給付費と2款1項2目地域密着型介護サービス給付費というのは、まず地域密着型介護サービス給付費というのには、説明でも申し上げましたとおり、小規模多機能型居宅介護施設のサービス、この主な増の原因であります。そして居宅介護サービス給付費の減については、その小規模多機能型で提供されるサービスがその居宅介護サービス給付費で提供されるサービスに取って代わっているという状況でありますので、同じような減額幅になっているということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。また、2款1項5目、居宅介護住宅改修費の人数でございますが、ちょっと人数については今資料を持ち合わせておりませんので、同じく2款4項1目の高額介護サービス費、そして高額医療合算介護サービス費につきましては後ほどお答えをさせていただきたいと思います。そして最後、2款6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、これはいわゆる介護付き有料老人ホームの中で介護サービスを使った際の給付費ということでもあります。大きく297万円減額になっておりますが、例えばなんですけれども、利用者の方がお亡くなりになったりしますとこういった現象が起きることがございます。また、今後につきましても、予想される推移としましては、やはり人口減少に伴いサービス利用の人数というのは減ってくる傾向にありますので、そういったことで現在のところ減ってくる傾向にあるというふうに捉えているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号令和5年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長 それでは、議案第9号令和5年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分についてを御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、起債の繰上償還に充てるため、資本剰余金を処分するものであり、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

水道事業においては、現在、起債の元利償還の大部分を一般会計から繰入金により、賄っていることから、今次の起債の繰上償還により、令和6年度以降の一般会計繰出金の平準化を図るものであります。

次のページ、令和5年度、西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）をお開き願います。今次の処分では、資本剰余金 2,625 万 4,501 円を取り崩し、未処分利益剰余金に振り替えるものであります。なお、この未処分利益剰余金は、次の議案第 10 号令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第二次）の資本的収入および支出の補填財源となります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第9号令和5年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、議案第9号令和5年度西会津町水道事業会計資本剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長　それでは、議案第10号令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）の調整について御説明いたします。

今次の補正予算は、補正予算の内容であります。収益的収入および支出は、先の議案第9号で御説明申し上げた、起債の繰上償還に伴う利息分の計上や、人件費の調整による一般会計補助金の増額、受託工事収益および受託工事費の増額です。また、資本的収入および支出は、起債の繰上償還に伴う元金分の計上であります。

それでは予算書を御覧願います。総則第1条令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。収益的収入および支出の補正、第2条令和5年度西会津町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。収入および支出とも補正予定額の合計 146 万 3 千円を増額し、2 億 6,238 万 1 千円とするものです。資本的収入および支出の補正、第3条予算第4条の本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1 億 3,868 万 8 千円は、当年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額 1,069 万 3 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,566 万 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 6,607 万 9 千円先、ほど御議決いただいた当年度利益剰余金処分数額 2,625 万 5 千円で補填するものとするに改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

2 ページを御覧願います。収入はありません。支出は、補正予定額 2,625 万 5 千円を増額し、2 億 8,170 万 1 千円とするものです。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、補正第 4 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費で、補正予定額 82 万 9 千円を増額し、2,498 万 1 千円とするものです。他会計からの補助金の補正第 5 条、予算第 8 条本文中、補助を受ける金額は 1 億 3,413 万 1 千円を、補助金を受ける金額は 1 億 3,509 万 4 千円に補正する。詳細は、実施計画により説明いたしますので、3 ページを御覧願います。

まず、収益的収入および支出の収入は、第 1 款水道事業収益、2 項 2 目他会計補助金は、一般会計補助金 40 万 1 千円の増額です。2 款簡易水道等事業収益費、1 項 2 目受託工事収益はその他受託工事収益 50 万円の増額です。2 項 2 目他会計補助金は、一般会計補助金 56 万 2 千円の増額です。

4 ページを御覧願います。次に支出です。第 1 款水道事業費用、1 項 1 目原水および浄水費並びに 4 目総経費は、職員の人件費の調整です。2 項 1 目支払い利息および企業債取り扱い諸費は、繰上償還に係る企業債利息 57 万 3 千円の増額であります。4 項 1 目予備費は、不足する人件費などに充てるため、43 万 9 千円の減額です。

5 ページを御覧願います。第 2 款簡易水道等事業費用、1 項 1 目原水および浄水費、および 4 目の総経費は、職員の人件費の調整です。3 目受託工事費は、給水管の受託工事費で必要となる給水管の移設工事 50 万円の増額です。

6 ページを御覧願います。次に、資本的収入および支出です。1 款水道事業資本的支出、1 項 2 目企業債償還金は、繰上償還する企業債償還元金 2,625 万 5 千円の増額であります。以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算（第二次）は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 2 次）議題とします。

本案についての説明を求めます。建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長 それでは、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第二次）の調整について御説明いたします。

今次の補正予算の主な内容であります。収益的収入および支出は、各事業における人件費の調整や個別排水処理事業における汚泥処理手数料の増額に伴う一般会計補助金の増額、農業集落排水処理事業における機器の修繕と、事業費の確定見込みに伴う委託料の調整であります。また、資本的収入および支出は、人件費の調整に伴う一般会計補助金の増や、機器の修繕の調整に伴う予算の組替えが主なものでございます。

それでは、予算書を御覧願います。総則第1条令和5年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第二次）は次に定めるところによる。収益的収入および支出の補正第2条令和5年度西会津町の下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。収入および支出とも、補正予定額の合計379万9千円を増額し、3億5,867万円とするものです。

2ページを御覧願います。資本的収入および支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,820万7千円は、当年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額759万6千円、過年度分損益勘定留保資金470万8千円、当年度分損益勘定留保資金7,240万3千円、減債積立金350万円で補填するものとするに改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。収入は補正予定額53万5千円を増額し、計1億6,127万6千円とし、支出の補正予定額46万3千円を増額し、2億4,948万3千円とするものです。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、補正第4条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額25万6千円を増額し、2,982万4千円とするものです。他会計からの補助金の補正第5条、予算第9条本文中、補助を受ける金額は1億5,521万6千円を、補助を受ける金額は1億5,955万円に補正する。詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページを御覧願います。

まず、収益的収入および支出の収入は、第1款公共下水道事業収益から第3款個別排水処理事業収益まで、いずれも職員の人件費の調整と3款については、汚泥処理手数料不足に伴う一般会計補助金の増額であります。

4ページを御覧願います。次に支出です。第1款公共下水道事業費用、1項3目総経費は、職員人件費の調整であります。第2款農業集落排水処理事業費用、1項2目処理場費は、事業確定見込みに伴う処理施設管理委託料183万4千円の減額。修繕費50万円の増額などがあります。3目総経費は人件費の調整であります。

5ページを御覧願います。4目予備費は、2目の処理費減額分を予備費に充当したものです。第3款個別排水処理事業費用、1項1目個別排水処理費は、不足が見込まれる汚泥処理手数料407万8千円の増額です。2目総経費は人件費の調整であります。

次に、6ページおよび7ページを御覧願います。資本的収入および支出の収入支出ともに、第1款公共下水道事業は、人件費の調整に伴う一般会計補助金53万5千円の増額で、支出につきましても同額を増額するものであります。

7ページの第2款1項1目環境建設費および2目処理場建設費は、機器修繕の調整による7万2千円の減額です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番三留正義くん。

○三留正義　減債積立金 350 万で補填ということで説明があったかと思うんですけど、減債積立金って何か決算のときもいくらもなかったかなと思ったんですが、今回 350 万補填して、積立金の動きというか推移ですが、それをお答えいただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦くん。

○建設水道課長　それではお答え申し上げます。減債積立金は、昨年度 4 年度の決算で、9 月ですね、決算で 1,500 万円を県政積立金へ積み立てるということで、来年度のところには、今のを引いた残りが記載されるということになります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 2 次）採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 2 次）は原案のとおり可決されました。

それでは先ほど猪俣議員の福祉介護関係の質疑の中で答弁漏れがありましたので、町側から答弁をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

福祉介護課長、船橋政広くん。

○福祉介護課長　それでは先ほど資料がなく答弁できませんでしたので、ここで改めて答弁をさせていただきます。また、1 点すみません、私勘違いをしております、説明が誤っていたものがありますので、それも修正をさせていただきます。

それでは、9 ページを御覧ください。介護保険特別会計補正予算書の 9 ページを御覧ください。

2 款 1 項 5 目、居宅介護住宅改修費の現在の実績でございますが、15 件対応をしているところであります。傾向といたしましては、本年は非常に多い状況であります。この状況についてはこれまでも数年に一度そういう多い年があったということで、それでその年の次からまた落ち着くというような傾向があるということで把握しております。

続きまして、10 ページを御覧ください。2 款 4 項 1 目、高額介護サービス費であります。月単位で申し上げますと、およそ 160 名の方が対象になっているということであります。そして続きまして、下の 2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費、これにつきまして　は現在のところ、68 人が該当となっているということであります。これも例年に比べると少し多い状況で推移しております。

続きまして 11 ページ、2 款 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費でございます。これ先ほど私、介護付き有料老人ホームの利用者の介護に係るサービス費と申し上げましたが、それは特定施設入所者生活介護というサービスでありました。この特定入所者介護サービ

ス費につきましては、施設サービス、例えばさゆりの園とか、そういう施設に入所されている方が介護サービスの料金とは別に、居住費と食費というものを負担していただいております。所得というか収入に応じて負担能力に応じて、その居住費、そして食品については減免する制度がございます。その減免した分ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

令和5年第7回西会津町議会定例会会議録

令和5年12月14日（木）

開 会 10時00分
散 会 14時06分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和５年第７回議会定例会議事日程（第７号）

令和５年１２月１４日 午前１０時開議

開 会

開 議

日程第１ 議案第12号 町道久良谷線道路災害復旧工事(4災第1083号)請負契約の変更契約について

日程第２ 議案第13号 財産の取得について（医用画像情報システム）

日程第３ 議案第14号 町道の認定について

日程第４ 議案第15号 町道の廃止について

日程第５ 議案第16号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について

日程第６ 提案理由の説明

日程第７ 議案第17号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第８ 議案第18号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第９ 議案第19号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第20号 令和５年度西会津町一般会計補正予算（第８次）

日程第11 議案第21号 財産の取得について（電子カルテシステム）

日程第12 議会案第1号 西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

日程第13 議員派遣について

日程第14 常任委員会の継続調査申出について

日程第15 議会運営委員会の継続調査申出について

日程第16 議会活性化特別委員会の継続調査申出について

散 会

（全員協議会）

（総務常任委員会）

（経常任委員会）

○議長 おはようございます。

令和5年第7回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より、追加議案として別紙配付のとおり5件の議案が提出され受理いたしました。

なお、議会運営委員会にお諮りをし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上であります。

○議長 日程第1、議案第12号、町道久良谷線道路災害復旧工事(4 災第1083号)請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、議案第12号、町道久良谷線道路災害復旧工事(4 災第1083号)請負契約の変更契約についてを御説明いたします。

それでは、議案第12号説明資料を併せて御覧ください。この写真の資料でございます。

本工事は、令和4年8月の豪雨により被災を受けた箇所で、本年6月議会定例会において請負契約の御承認をいただき、施工を進めている工事です。

初めに、工事内容を説明させていただきます。

併せて、説明資料の右上に記載の標準横断面図を御覧ください。

工事は町道と平行に流れる普通河川久良谷沢川に護岸を兼ねたコンクリート製の擁壁を構築し、その上部に土羽及びアスファルト舗装を敷設するものであります。

次に、主な変更理由を説明させていただきます。

説明資料①と②の写真を御覧ください。

①の写真では、道路の路側に既設の積みブロックが設置されていますが、②の写真ではこの積みブロックが崩落していることが確認されます。これは、積みブロックが昨年の豪雨による被災により、元々不安定であったことに加え降雨等の影響により崩落したものと考えられます。

次に説明資料の3と4の写真を御覧ください。

この写真で、赤色の斜線で表示した箇所は、舗装復旧を実施するおおよその箇所を示しています。③の写真は、積みブロックが崩落する前の当初設計における舗装復旧箇所を表したものであり、④の写真は積みブロックが崩落したことにより、舗装復旧の変更箇所を表示したものととなります。

それでは、議案書を御覧ください。

本案につきましては、変更設計書を調製し、請負率を掛けた金額46万6,400円の増額で、去る11月27日に株式会社飯豊建設代表取締役斎藤等氏と請負金額6,701万6,400円に変更請負仮契約を締結いたしました。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申しあげます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　今ほど説明をいただきました。よく分かりました。

私も心配してたのは、特に見てたのは、②番の崩落っていうのが一番注意していたところであります。曲がり間違ったらあのところを行って、道路行ったらストンと落ちるばかりの状況であったこと、これが現実になっていたということでもあります。

工期はどの程度を見ておられるのでしょうか。これによって、工期はどの程度、いつ頃まで仕上がるような工期になっておられるかお尋ねします。

○議会事務局長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　工期は年度内ということになっておりまして、業者さんとも調整しておりますが、年度内完成を目指して作業を進めるということで協議はしております。遅くとも、開通については連休までには開通させたいということで担当課としては努力しているところでございます。

以上です。

○議長　そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第12号、町道久良谷線道路災害復旧工事(4 災第1083号)請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、町道久良谷線道路災害復旧工事(4 災第1083号)請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第13号、財産の取得について（医用画像情報システム）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第13号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、国保西会津診療所及び国保群岡診療所に設置しております医用画像情報システムにつきまして、平成29年に購入後6年が経過し、サーバー用OS及びソフトウェアのサポート期間が終了しており、不具合などが発生した場合に対応できない可能

性があるため、更新するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。医用画像情報システム一式であります。

2の取得の方法は売買であります。お手元に配付いたしました入札結果のとおり、去る 11 月 16 日に指名競争入札による入札会を執行したところであり、その結果、株式会社三陽代表取締役鈴木章友氏が 730 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加えた額 803 万円を取得価格として、同日物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は令和 6 年 3 月 25 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 申し訳ないんですが、医用画像情報システム、これについてももう少し分かりやすく詳しく教えていただければと思います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 小林議員の御質問にお答えいたします。

この医用画像情報システムについては、診療所内にあります内視鏡検査装置、胃カメラ・大腸カメラですね。それから超音波診断装置、エコーと呼ばれる機械。それから X 線装置、X 線 CT 撮影装置、それらの画像データについて各検査装置から診察室、医師の診察する部屋に、端末にその画像を送るシステムということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。こ

れから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、財産の取得について(医用画像情報システム)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、財産の取得について(医用画像情報システム)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 14 号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 14 号、町道の認定について御説明をいたします。

本案で、町道の認定をしようとする路線は、町道天王前線です。併せて、議案第 14 号・15 号、説明資料を御覧ください。A 4 の図面でございます。

本議案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、福島県がバイパス化

による改良工事を進めております県道上郷下野尻線が、今年度中に供用開始となる予定となったことに伴い、路線の一部区間 360 メートルが町に移管されるため、町道の認定をお願いするものであります。なお、新たに町道に認定しようとする区間は、議案説明資料の赤色で着色した区間となります。

それでは、議案書を御覧ください。

議案第 14 号、町道の認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道を次のとおり認定する。路線名は、町道天王前線です。起点は、西会津町新郷大字豊洲字寺前 1155 番 1、終点は西会津町新郷大字豊洲字天王前 1059 番 1 です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、町道の認定については原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 15 号、町道の廃止についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 15 号町道の廃止について御説明申し上げます。

併せて、先ほどの議案第 14 号・15 号説明資料を御覧ください。

本議案につきましては、町長が提案理由で申しあげましたように、福島県が改良工事を進めております県道上郷下野尻線のバイパスが、今年度全線供用開始となる予定となったことから、県道と重複する町道樟山北 1 号線 496.55 メートル全線を廃止するものであります。なお、新たに町道を廃止しようとする区間は、議案説明資料の緑色で着色した区間となります。

それでは、議案書を御覧ください。

議案第 15 号、町道の廃止について。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道を次のとおり廃止する。路線名は、町道樟山北 1 号線です。起点は、西会津町新郷大字笹川字笹川平 437 番、終点は西会津町新郷大字笹川字笹川平 408 番であります。

これで説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいますように、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、町道の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、町道の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 16 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

初めに、指定管理者の指定に係る選定方針等の総括説明を求めます。

○議長　副町長、大竹享君。

○副町長　議案第 16 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について。

議案の説明に先立ち、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要について御説明を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思います。まず、公の施設の管理につきましては、これまで御説明してきたとおり、本町では平成 18 年 4 月から各施設の指定管理者を指定してきたところであり、現在 15 の施設で指定管理者を指定しております。

今回指定しようとする施設は、平成 30 年度より指定管理となった西会津国際芸術村であり、指定に当たりまして 3 回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところであります。選定委員会では、現在の指定管理者に対し、前回の申請時に提出された事業計画に対する実績書の提出を求め、現在までの管理運営状況等のヒアリングを実施するなど評価・検証を行った結果、管理運営状況が良好と判断できたことから非公募により選定することといたしました。

次に、審査結果を申し上げます。選定委員会では、書類審査及び面接調査を行い、西会津国際芸術村の指定管理者候補者として、一般社団法人 B O O T を適当と認めました。その選定理由であります。一般社団法人 B O O T は平成 30 年 4 月から西会津国際芸術村の指定管理者として、2 期にわたり安定した施設運営を行っており、これまで延べ 400 人を超える多数のアーティストやデザイナー等を招致し、関係人口・交流人口の拡大に寄与するとともに、地域資源を活用した各種イベント・コンサート・ワークショップ等の事業を企画・運営し、コロナ禍においても多数の来館者を創出したほか、新たに台湾との交流事業を実施するなど芸術をかけ橋として、本庁の新たな価値を創造してきたところであります。

また、庁内芸術団体や福祉施設との共同企画の実施、西会津中学校及び西会津高等学校の学校活動への協力や、子ども向けのアート教室の実施、オンラインストアによる町内産品の販売促進を行うなど、町内の事業者や団体等と協力した事業に取り組んでまいりました。さらに、次期指定管理期間においては、関係機関や地区住民、識見を有する者などによる西会津国際芸術村企画運営協議会、仮称であります、を設置し、多様な意見を集約しながら芸術村の事業を運営していく計画も示されました。

以上のことから、西会津国際芸術村の効果的な管理・運営や、町民の多様な意見を集約した事業運営が期待できることから、引き続き一般社団法人ＢＯＯＴを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、指定期間につきましては、当選定委員会としては指定管理を受ける側の計画的な人材の確保と育成、また施設の計画的な管理・運営、さらには持続・安定したサービスの提供等から判断して、一定程度長期的な視点に立てる期間とするため、指定管理の期間を令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間としました。

今回、指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的・効率的な運営が行われるよう、町としましても連携の強化を図るとともに、全員協議会で皆様からいただきました御意見を反映できるよう、しっかり対応してまいります。なお、

議案につきましては担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要の説明を終了させていただきます。

○議長 本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 議案第１６号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

西会津国際芸術村につきましては、平成３０年度より指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っているところであります。このたび令和５年度末をもって、２期目３年間の指定管理期間が満了するため、改めて指定管理者の候補者の選定作業を進めてきたところであります。選定に至る概要につきましては、ただいま副町長が御説明申し上げたとおりでありまして、西会津国際芸術村につきましては、一般社団法人ＢＯＯＴを指定管理者候補者として選定したところであります。

それでは、議案書を御覧ください。

地方自治法第２４４条の２、第３項の規定に基づき、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者を次のとおり指定する。指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人ＢＯＯＴであります。指定の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間であります。

次に、本日お配りいたしました議案第１６号関係資料を御覧ください。

資料１－１は、令和３年度から令和５年度までの指定管理期間において、指定管理者から提出された管理運営事業の計画書と実績書であります。１ページから１２ページまでは事業の計画書と実績書であり、１３ページから１４ページまでは管理・運営に係る収支計画

書と実績書でありまして、それぞれページの左側が計画書、右側が実績書となっております。また、15 ページは実施した主な事業の内訳であります。

続きまして、資料 1－2 は令和 6 年度から令和 10 年度までの指定管理期間において、指定管理者の候補者から提出された管理運営事業の計画書と収支計画書であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから、質疑を行います。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　いくつかお尋ねします。本日配付いただいた関係資料 1－2、ナンバー 1－2 からお尋ねいたします。

まず、芸術村管理委託に当たって、アート・芸術等の事業に関わるということは認識しております。また、地域との関連した事業も取り組まれているというところがありまして、特に地域との関係だったり新たな事業創出のところについてもう少し説明をいただきたいなと思っています。

資料の 1 ページの大きな 2 番の④の中の、将来的に地域を支える人材となるクリエイティブ人材の参画・育成を推し進めることについてと、あとその後の⑤の新たなコミュニティとビジネスの創出に貢献をするということですが、この点についてもう少し御説明ください。

あと 5 ページの部分で、施設管理について最後のその他の施設の目的に資する事項という中の 4 番でありますけれども、先日の同僚議員の一般質問にもありましたけれども、芸術村の向かいのグラウンドは管轄外でありますけれどもこの内容についての記載がありまして、これにおいては地域の住民の方も奥にゲートボール場等もあって活用しているわけでありまして、その辺りのこれまでの管理状況と、あとこれからどうやって管理していくのかという部分のすり合わせ等についてどのようにされているのかお示しいただきたいです。

以上の点、お願いします。

○議長　生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長　新郷運動場の関係でございます。生涯学習課所管でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

先日の 7 番議員の御質問の際にも申し上げましたけれども、基本的に生涯学習課所管でございますので、生涯学習課の職員が草刈り等の管理をしているところでございます。新郷運動場で新郷地区の体育行事等が行われる際には、体育協会の新郷支部の役員の皆様、あるいは公民館の公民館活動推進委員の皆様、地域の皆様に御協力もいただきながら運動場の管理をしております。

芸術村さんの事業等で万一運動場に車入る、駐車されるというような場合には、芸術村さんのほうで責任持ってならせいただくというようなことで今までも対応しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　6 番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域を支える人材についての御質問でございますけれども、お配りした資料のナンバー1-1の3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページに管理・運営の基本方針についてというところの四角で囲んでる上のほう、右も左も同じなんですが、ここにクリエイティブな人材、地域を支える人材についての記述がございます、人口減少し過疎化が進む西会津であっても、自ら走りながら地域の問題を創造的に発見し解決に向かって歩むことのできる人材というところが、地域を支える人材、いわゆるクリエイティブ人材っていうところでの指定管理者からの計画の内容になってございます。

それと、新たなビジネスの創出というような部分でございますが、これにつきましては過去の管理事業の実績の中からでは、いわゆる地域おこし協力隊が創出した事業でありますとか、また地域の方々が芸術村のECサイト、インターネットの販売サイトを通じたそういったスモールビジネスの創出でありますとか、また都市部に西会津の産品を出展しているというような部分での事業者とこの市場とのつなぎ、そういった部分がビジネスの創出というような部分につながっているのかなというふうに理解をしております。

なお、同じ資料の中で9ページの右側の囲みの中で、今ほど申し上げました都市部への地場産品の出品などは、この②のオンラインストアなどによる販売の促進っていうところにショッピングサイトBASEにて云々というような記述がございますが、この辺に記載をしているところでございますので、こういった取組を今後の指定管理期間の中でも継続し、また発展させていく考えだというふうに町のほうでは理解をしております。

以上でございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 おおむねの実績でありましたり、これからのめどについては承知しました。

併せて、今回選定に至ったわけでありまして、その選定の中で特に地域を支える人材や、あとはこれから地域のコミュニティ、つながりをつくっていくであったり事業をつくっていくっていう中で、やはり地域とのつながりだったり地域との関わりっていうのはすごく大事な点です。その点についてはどのように評価をされたのかという点と、あと先ほどのビジネスについても、やっぱりつくっていくっていうだけじゃなくてやはりそれなりのスキルが必要なわけでありまして、それを実際にやっていくっていう上でのスキルについては、どのように評価をされておりましたか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 再質問にお答えしたいと思います。

地域を支える人材の育成については、先ほどこういうクリエイティブ人材については商工観光課長のほうからお話あったと思いますが、地域との関わりっていう点で、特にこういう芸術関係っていうのは、なかなかそういう興味を持ってる方とか、何ですかね、専門性を持ってる方が芸術村のほうに訪れたりとか訪問したりということで、なかなか取っつきにくいっていうかそういう面もあると思うんです。そういう面で、やはり芸術村自体としましては、実績の中にもありますけれども地域の芸術団体とか、あとは中学校・高校、そういったところに自分たちから自ら出かけていって、そういったアートによるいろいろな芸術村の理解を図るような、芸術村でやってる内容を理解させるような、そういう取組に

取り組んできたのかなというふうに考えてます。

また、今後につきましては運営協議会っていうものをこの次の指定管理期間中には、そういった仮称でありますけども、協議会を立ち上げたいと。そういった協議会の中には、やはり地元の方々を入れたりとか、そういった町関係もそうですし、そういった関係者等も入っていわゆる芸術村の運営企画等多くの方々の意見を聞きながら運営していこうというようなそういったことも今考えているということでもありますので、そういった地域との関わりについても今後さらに進化させていきたいなというふうに考えてます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 荒海議員の再質問の中で、人材のスキルについての御質問にお答えをいたします。

指定管理者のほうでは、人材育成、社員の研修等についても力を入れておりまして、その辺につきましては、資料ナンバー１－１の中で職員の研修実績等が記載されておりますので御参照いただければというふうに思いますが、様々な先進事例、または個々の職員のスキルアップについても社員の研修・視察の中でスキルのアップに努めてきたいというふうに実績を評価をしたところでございます。

以上でございます。

○議長 ５番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この芸術村、非常に私は十何年か前に戻ってきてすばらしいなというふうに思います。先日も芸術村を訪れて、布でつくられました絵本、これを見させていただきました。本当に作り手側の温かい子供を見る目がそこに感じられた大変すばらしいものでした。

ただ、私がこの企画を知ったのは、実は会津若松の知り合いからの電話です。非常にいいものやってるぞと。お前見たかという話だったんですが、見ておりませんでした。残念ながら私見落としたといいますが、あれありますよね。回覧。それが見落としてしまったんですよ。それでその企画の終わり頃にやっと見に行ったんですが、私の友人、知り合いからすると、非常に芸術村っていうのは評価が高いんです。ところが、残念ながら私もなかなか何をやってるかとか、度々訪れるというわけにはいかないんですけれども、地元の西会津町の皆さんにとって、やはりなかなか、さっき答弁にもありましたように取っつきにくい。あるいは、私のように知らない部分があるというところで、やはり大事なことは町の皆さんに知っていただくということが必要なんではないか。そのために、やはり知ってもらう努力、これが必要なんではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 ５番、小林議員の御質問にお答えいたします。

町内地域への情報発信ということで、これまでも様々な手段を講じて情報発信、芸術村の事業に興味・関心を持っていただき、またその内容について御理解いただくように努めてきたところでございますけれども、情報発信についてはこれでいいという正解はございませんので、どんどんより分かりやすい情報発信の手段・内容についてはそういう工夫を重ねながら、指定管理者と町で協議をしながら、今ある情報発信の手段に加えてまた新たな情報発信の方法があるかどうか十分に協議をして、町民の皆さん、そして町外の方々に

もより芸術村の魅力が伝わるように努力をして、町としても努力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 芸術・歴史・文化、これ非日常の部分なので私もなかなか取っつきにくい。これが正直なところではありますが、いろいろ資料、計画書を頂いて先ほど来お話いただいていたところでちょっと分からないので、計画書の一番後ろの 5 ページにある一番下のくくりなんです、実績のほうにも同じやつが出てるようですけれども、営造物。施設そのものの老朽もしくは不具合。これらについて提案されていて、一部は商工観光で分かっているということが記載になっているようですが、その中でもさっき言ったグラウンドの一部、それは指定管理に含まれない部分も手当てされたというような実績もあるようですが、今後不明瞭な部分についてきちんとできるだけ協定していく部分、仕様書以外に協定をしていかなくちゃいけない部分と、町側がやっぱ営造物の保全をしていかなくちゃいけない部分。これがどのぐらい老朽化が進んでいたり、キツツキの影響だとかそういったことで不具合がどのぐらいなものなのか。概要について御説明いただきたいのと、今後新契約に向かって町側の営造物そのものに関してどういうふうなステータスっていうか、予算も絡みますけれども、考え方としてどのぐらいの意識を傾注しているのか、その考え方について申し訳ありませんが御説明いただきたい。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、建物の修繕等に係る協定の部分については、10 万以上の修繕が生じた場合はそれを町が負担するというような協定になってございます。

主な建物の老朽化の現在把握している状況でございますけれども、まず床下の木造の床がかなり湿気がひどくて、床板の傷みが激しいということで、本年度と来年度の 2 か年にかけて床下のコンクリート工事を施工する予定でございます。それと併せまして、施設にはまっているサッシが老朽化していたり、またその軒先ですね。この計画書にもありますとおりキツツキにやられて穴が空いていて、軒の修繕も必要だということでこれも来年度以降修繕をしたいなというふうに考えているところでございます。現在、大きく施設の老朽化に伴う修繕が必要な場所については、主にそういったところということで把握をしているところでございます。

これにつきましても、修繕の度に修繕を請け負っていただいた建築事業者等にまた建物内の点検なども併せてやっていただいて、新たな傷みや老朽化がないかっていうのを逐次点検をしているところでございます。

それと、3 点目の新契約に関しての営造物の意識を町としてどういう考え方を傾注しているかっていうようなところですけども、大変恐縮ですがもう少し分かりやすく御質問いただけるとありがたいです。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 大変分かりにくくて申し訳ありませんでした。

今まで同僚議員の質疑の中で、あと資料のほうでも実績ある程度見えてきてるところもある。そういった振興してきている中で、町側として今、私がさっき前段に言った修繕云々

ということ、そういったことについて安全ですね。指定管理の施設についての安全度合いだとか、やはりスピード感を持って修繕していくとか、そういった部分について期待して伺ったわけなんです、ちょっと言葉が足りませんでした、今の前段の御回答で充足されますので、改めての御回答は必要としませんので以上です。

○議長　これで質疑を終わります。こ

れから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、秦貞継君。

○秦貞継　原案に反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

まず初めに、私一般質問で国際芸術村の今後の方向性についてお話ししたと思うんですが、私は国際芸術村は新しい体制の下、地域に子供の声が響き渡るような、地域からも西会津町民全体からも支持されるような国際芸術村に生まれ変わってほしいなという思いでお話いたします。

まず初めに、この原案に反対する理由の大きな部分として、先ほど同僚議員からも質問の中でも出ましたが、国際芸術村がある自治区住民の方はもちろんですけども、西会津町民の方々、私自分の足で歩いてお話を聞いてきました。その中で、確におっしゃるとおり国際芸術村でやってる活動がよく分からない。あと、来てる方々も見たことない人が来て、何やってるのか分からない。そこに不安を感じ、できればもっと違う体制でやってもらったほうがいいんじゃないかという意見を多く聞いてまいりました。

また、私理事長ともお話ししたことがあるんですが、NPO法人国際芸術村の理事長でございます。理事長のお話では、たしか地域の方々に愛される、お茶飲みに来るアットホームな、それでいてアーティストの方々と地域住民が触れ合えるような、そういった施設をつくりたかったんだという話をお伺いいたしました。

私は、今の指定管理者になって6年になりますが、一度ここで立ち止まってもう一度原点に戻って、真に町民から愛される国際芸術村を目指してはどうかと思います。また、そうなりますと管理に関してはどうなるのだというお話ですが、私の一般質問で町側の答弁から、一般職員だと700万以上お金かかってしまうんだよってというお話がありましたが、私は来年度から会計年度任用職員の方々に管理をお願いしてはどうかと思っております。一般質問でも申し上げましたが、指定管理者に対しては指定管理料も含めて、業務委託も含めて年平均2,575万7千円の財源が投入されております。逆に、会計年度任用職員の方々は年度更新ですから、毎年度、毎年度更新で先が見えない不安もあります。そこを考えれば、その方々の生活を守るためにもよりよく効率的な、経費を抑えて運営してもらえる会計年度職員の方々にお願いし、ただ、今指定管理者として頑張っていらっしゃる指定管理者に関しては、情報発信能力に関してはやっぱりすばらしいものがあると思います。それはそれで違う形で業務委託に専念していただいて、その上で施設の管理は管理で会計年度任用職員の方々にお願いしてはいかがというふうに考えております。

また、イベントの情報発信もしくは施設の情報発信に関しても、今は動画投稿等比較的以前に比べればしやすくなっております。それこそ今までお願いしてきた指定管理者さん

にも力を貸していただき、情報発信をしながらもう一度原点に戻って地域住民の応援の下、よりよい国際芸術村を目指してはいかがかと思ひ、原案に反対の立場から討論を申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 6 番、荒海正人でございます。

私は、賛成の立場から討論させていただきます。と同時に、指定管理者において一般社団法人 B O O T が適任者であると評価するものでもあります。理由につきましては 2 点ございます。1 つはこれまでの実績、そして、町内外への波及効果であります。これまでの実績におきましては、全員協議会等また本日の説明等にもありましたけれども、それに加えて御説明申し上げたいと思います。

これまで 6 年間の指定期間の中で、様々な企画が行われてまいりました。また、令和 4 年度におきましては展示企画においては 10 回、イベントの数におきましては 55 回を数えまして、月換算では 5.4 回、1 週間当たり 1 回以上のペースで企画を実施されているということでもありました。また、その内容におきましても台湾との交流展でありましたり、新潟日報、また谷川賢作氏や人気サーカス団体でもありますシルク・ドゥ・ソレイユに所属していた方たちとのコラボ企画など、町内外に話題をつくる企画が多数ございました。また、企画の半数以上が町内の地域や団体等との企画でありまして、地域との関わりを持ちながら、また相互に理解を深めながら企画・運営がされていると感じているところでもございます。

また、特に私が感銘を受けました、私事ではありますが感銘を受けた企画として、授産場とのコラボ企画「かかわってみないとわからない」。そして、そのシリーズ企画でもありました T シャツファッションショーにおきましては、芸術村の地域に対する理解とアートを活用して西会津を盛り上げようという気概がうかがえるものだったと感じております。この企画におきましては、独自財源を確保してこの授産場の取組を見てもらおうと、各種受賞歴のある監督に依頼してドキュメンタリー映画まで制作したということでありました。これらの展示におきましては、芸術村においても現在展示されておるものでもありますし、ぜひ議員の皆さん、また町民の皆さんにも御覧になっていただきたいものだというふうに感じているところでございます。

町内会への波及効果におきましては、先ほども申し上げましたけれども様々な企画でありましたり、またその他業務委託等も含めて多くの関わりの中で広く広がっているものと感じております。これらの活動は、町内外にも多く評価されているところでありまして、昨年度におきましては年間 32 回にも及ぶ事例発表や視察の受入れがあったということでもあります。

特に、その中でも全国 17 の県知事が集まった将来世代応援知事サミットというものが J ヴィレッジで開催されたわけですが、その際に、福島県を代表して芸術村や西会津町の事例を発表されたという機会もございました。また、町内におきましても芸術・アートの分野のみならず、ふるさと応援寄附金事業であつたり、教育・健康増進・まちづく

り・歴史・文化事業、また起業支援等々様々な活動に関わっておられます。また、先ほどの反対答弁にもありましたけれども、子供を対象にしたワークショップも毎週末開催されているということで、各分野、各世代に対しての取組がされているということであります。芸術村や一般社団法人BOOTが介在することで、様々な相乗効果が町に生まれているというふうに考えております。こうした実績や波及効果を生み出すに当たっては、一般社団法人BOOT以外に委託すること、また、その他のつながりや仕組みを再構築するということは現実的に難しいと思っておりますし、また仮にそれが可能だとしても、それに対する費用と時間的コストを考えるとこれも現実的ではないと考えてございます。

以上の観点から、今回の西会津国際芸術村の管理に関わる指定管理における議案において、賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長 次、原案に反対者の発言を許します。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 3番、長谷川正でございます。

国際芸術村に係る指定管理者、一般財団法人BOOTに係る反対答弁を申し上げます。

私は、BOOTさんのやってるこの仕事はものすごく町にも、そして町内外にも発信して大変素晴らしい仕事だと。それは本当に評価しております。先日、奥川のほうで映画がありました。そのプロデュースをなさっているのはBOOTさんです。大変素晴らしい西会津、奥川、そして西会津の米、そして奥川の米、映像がすごくいいんです。サントリーさん、シグマさん、その方々から提供を受けてBOOTさんがプロデュースしていると。素晴らしい映像です。皆さん、一度やっぱり御覧になってください。本当に米一粒一粒の毛が生えているそのところまですごくすごく繊細に映像に残ってるんです。私はこの活動をしておられるBOOTさん、町内外に本当に素晴らしい情報発信力だなと思っております。この先も本当に、西会津の宣伝にはBOOTさんは本当になくてはならない企業ではないかなと私は思っております。

それでは、なぜ私は反対しているのかということです。これは、旧学校の施設をお使いになっているからということです。学校というのは、自分の卒業した学校、それには地域の皆さん、そして私もそうですがここにいらっしゃる人たち、本当に心の中には学校があると思うんです。そこで、校庭で遊んだそういう記憶です。皆さん思い出してくださいよ。本当に校舎の中に入れば、そのときのところにフィードバックできるんです。ここで勉強したなど。ここで同級生と遊んだなど。そんなことなんです。地域の人たちに本当に受け入れられない。

私も選挙のときにずっと回ってました。それで本当に聞こえてくるのは、あそこでは何をやってんのか分かんないと。この6年間ですよ。お茶飲みにも来てくださいよ。芸術村に。芸術村に遊びに来てくんせえ。そんなことだったらば、本当に地域の人たちは喜んで行くと思いますよ。芸術知らなくても何でもいから、お茶でも飲んでがんしょって。そういうところではないですか。6年間かけてそういうのを少しでもやってきたらば、こんなことにはならなかったんです。今慌てて運営協議会で地元の方に参加していただく。遅いんですよ。これからやる。なんで今までできなかったんですか。少しでもいから、そういういったところをやっぱりお願いしたいと。地域の皆さんで何とか助けてくださいよと。

何とか遊びに来てくんせえという志ですよ。だから、今6年経ちますということなんで、小学校ならば卒業ということですよ。だから、BOOTさんも卒業していただくと。そして新しい体制の下に国際芸術村に携わっていただきたい。新しい風を入れて、地域の人たちと一緒に。そんな芸術村だったらば、未来永劫にずっとつながると思うんです。

BOOTさんはすばらしいですよ。本当すばらしい企業だと思います。会社だと思います。私すぐに思いました。BOOTさんを否定しているわけではないんですよ。本当にこれから西会津町に役立っていただける企業だと思っております。否定しているのではありません。ただ、卒業していただくことをお願いしたいということを思っているのです。

長々とお話ししましたが、私の反対答弁といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は、原案に賛成の立場で御意見を申し上げます。

今ほど反対・賛成討論ありました。一言で言って、私はこの指定管理者にBOOTさんは、町の意向に沿ってそして彼ら自身も自分たちの経営努力、あるいは運営努力をなされていてすばらしい団体だと認識しております。この国際技術村が最初に設置した目的、そして指定管理になった理由。どの点を踏まえてもしっかりやっておると認識しております。今ほど、情報の発信あるいは町の活性化、あらゆる意味でBOOTさんが指定管理者になってからはこの町に新たな価値感、そしてほかから見る目は変わってきております。

確かに、今反対意見がありましたように、地元に対して町・町民に対して周知度というものには課題はあります。しかし、これはBOOTさん自身だけの問題ではなく、町の姿勢にも関わっていることであります。それらを改善することによって、よりよい運営が今後なされるものと期待しております。

西会津町において、このBOOTさんの存在がいかに大きいものか。それを確認する意味においてもしっかりと皆さんの判断を仰ぎ、そして今後の西会津町発展のための1つの何ていいですかね。理解を得る意味でのいい今回の議案ではないかと思しますので、賛成の立場で皆さんの御協力・御賛同をお願いして賛同意見を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

2 番、仲川久人君。

○仲川久人 2 番、仲川久人です。

私は、この案に対して反対の立場で意見を申し上げます。

今まで、皆さん国際芸術村、この施設にそんなに数多く行かれたことはないでしょう。ありますか。

(「失礼だよ」の声あり)

○仲川久人 注意してください。まだ発言中です。

○議長 静粛に。

続けてください。

○仲川久人 私は地元である学校を出てました。そこで、私もそんなに多くは数行っては

いませんでした。でも、今現在の指定管理の方がやられている活動には本当に感謝しております。町のために一生懸命やっていると、私自身そう解釈しております。

その中で、芸術村が立ち上がった際に発行されたパンフレット。この一部を紹介させていただきます。「芸術は心の食べ物である」。15年前、不思議な巡り合わせでイスラエルの方が作品に出会い、アートに関わるようになったのが住宅街に画廊をオープンするきっかけでした。それで、美術にほとんど関心がなかった50歳過ぎの主婦にすばらしいアートの感性の世界が広がりました。そして、その自分の体験から芸術は心の教養、心の食べ物、その思い、心のグルメを発信していこうというふうに感じたそうです。西会津との初めての出会いから1年足らずで、ライフワークとしてこの美術の仕事にしているというように語っておいりました。こんなに深く、この美術のほうに関わるとは思っていなかったそうです。そして、この西会津芸術村構想、関わることができ自分自身もその芸術村、そして西会津をどうしていこうか。一緒になって盛り上げていきたいという内容から、本文長くなりますんでちょっと中略させていただきますが、西会津に初めて来たとき、旧新郷中学校を訪問したときですね。このときに、2年前までその学校は使われていたそうです。そして、その学校の校舎の中に入るとまだ子供たちのざわめきが聞こえるようだと、こんなことを言っています。そして、自分が感じたその余韻がある、自分の中にその気持ちがあるうちに、各国の若い芸術家を中心に町の人々をはじめ、県内外から多くの人に参加してもらって心のグルメ、国際交流を広げていこうとそう感じたそうです。そして、1人でも多くの町民の方に参加していただき、楽しく盛り上がっていき、いつの間にかこの町が芸術の町となり発展につながっていけばいいなというふうに願っておりますと、そのスピーチは書いてありました。

私は、この芸術村ができた2004年には西会津町に住んではいませんでしたが、こういった方々の熱い気持ちが今の芸術村につながっているのではないのかなというふうに感じております。そして、このお話を先日芸術村の栗山の地元の方から2004年のこのパンフレットを見せていただいて、本当に誇らしげに語っておられました。地元の方の話では、2年ほどは、芸術村が立ち上がってから2年ほどは、なんだ東京の金持ちの暇人のおばちゃんたちが廃校の学校来て何か始めたぞと……

いいですか。続けていいですか。

○議長　　2番、仲川久人君に申し上げますが、ちょっと前の段階で不適切な発言がございましたので訂正してください。

○仲川久人　失礼しました。訂正いたします。

地元の方も、当初は芸術村のほうにあまり近づかなかったようです。しかし、そのおばさんたち、何度も何度も地元の方に対して一緒にやってみませんか。手伝ってくださいと声をかけ、いつの間にか地元の方が協力者になっていましたと。やはり、そこには芸術村の運営する方々と地元の方が一体感が生まれていたのかなというふうに思います。そこに外国人の芸術家2人も地域の人足であったり花見であったり、いろんな地域が行う行事に参加して、地域にとってはなくてはならない存在になっていったそうです。そして、芸術家が帰国する際にはお別れ会を開き、みんなで帰国を惜しんだよ、そう語っていました。そうした思いがある芸術村が、今地元の方とはちょっとかけ離れてしまって運営されて

いるっていうことに、地元の方は非常に落胆しているというふうにおっしゃってました。地元の方が望む古き芸術村。町が進める新しい形の芸術村。どちらがよい、悪いではなく、もう一度町民目線に戻っていただいて考え直してみたいかがででしょうか。まず、ひとまず一度冷静になっていただき、直営で管理を進め、議会そして執行部そして指定管理者を交えて、地元住民そして町民の皆さんが納得いただく芸術村をつくっていく。こう考えてみたいかがででしょうか。

以上、私の反対意見を申し上げました。ありがとうございます。

○議長 次、原案に賛成者の発言を許します。

9番、三留正義君。

○三留正義 9番、三留正義です。

原案に賛成の討論をいたします。

その前に、私はこの今皆さんいる野沢小学校の出身です。今は影も形ありませんが。そういった私も、昔の話で名残惜しい、ただ形が変わっている。もう面影がない。そういった思いも今の反対討論の中でふと心をよぎりましたが、今まで反対討論の中でずっと積みもられてきているのはコネクト。指定管理者であるBOOTさんの海外、そして広がり。今6年間で築き上げられてきたコネクト、無数のコネクター。そういったものがさらに広がりつつあるということは、もう皆さんも今の話の中で十分に理解できてきたかと思います。

そして、今の現行、何ら町に国家賠償法1条1項のようなそれを準用または類推適用するような町に実損損害はない。これも確固たる事実です。調整しなければならない部分、それは先ほどからも質疑の中でいくらか町から説明があった中で、調整をしていく部分は今後とも必要であるかもしれない。しかし、先ほど来、6年間で築き上げてきたこのコネクト。それは町内外にとどまらない。コネクトがずっともう世界に広がりつつある。そこまで今やと積み上げてきたところ。これをリセットするなどということはあり得ない。町の出演しているお金でここまで積み重ねてきたものをゼロにはできない。私はリセットと言われて、とても憤慨しました。私が議員になる前からこの積み上げは始まっていたね。これは、いわば町の皆さんの積み上げです。それをさらに拡大、伸長させていくのが我々です。

今般このようなこと、これは町の皆さんの意見でアンケートにもありましたね。肝心なときこそ議会と町一体となって考えて前進していく。まさに私はこのときだと思います。どうか、私の考え方、討論に皆さん御賛同をお願いして討論を終わります。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私は、原案に賛成の立場より討論をさせていただきます。

何て言っているのか。今の同僚議員の賛成討論大変すばらしいものでした。もう思いはそれで尽きております。

ただ、3点申し上げたいと思います。

1点目は、反対意見の皆さんは思いはよく分かります。しかし、冷静に考える必要があると思います。まず第一、芸術村は必要だという認識は、もう既に皆さんに一致している

んではないでしょうか。問題は、それをどこが運営するかの問題です。この芸術村、この西会津町にとっては実は玄関なんです。移住する方の最初に注目するのが芸術村。ですから、芸術村を残す。これはもう大前提です。

2つ目、先ほど申しましたようにどこが担うのか。この芸術・文化、一朝一夕にできるものではないです。先ほどの討論でもありましたように、長い間積み重ねてきたこの今の姿、今のレベル。これをリセットするなどというのは私も考えられないことです。この発想、いいですか。歴史は一つ一つ積み重ねていって、それを修正あるいはいい意味での否定をしながら続いていくものなんです。じゃあリセットして何ができるか。今の芸術村の運営能力、これは皆さんもお認めになっているところでございます。それをゼロにして、誰でもいいから会計年度任用職員でやる。こんな暴論はほかにございません。この運営能力身につけるためには大変なコストと時間を費やします。果たして1からスタートするつもりですか。全く先ほどの三留議員のおっしゃるとおりだと私は思います。

3番目。先ほど申しましたように歴史は積み上げていくもんです。確かに不備はございます。その地域との関係とか、また西会津町、先ほど私が質問で申しましたように西会津町の皆さんにもっともっと知らせる、そういうことが必要だ。やはり新しい風、これは古いもの、積み上げたものの上には吹かないんです。古いものを生かしながら新しい芸術村をつくっていく。それを今一番運営能力のあるBOOTに任せていく。これが今、今ですよ。今後ではないですよ。今、やはり我々が判断すべきことではないでしょうか。もしBOOTに代わるそういう団体があれば、そこでやはり私たちはまた検討すればいいんです。とにかく今までの歴史、今までの時間、私は否定すべきものではないと考えております。

以上、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長　ほかに討論はありますか。

これで討論を終わり、終結いたします。

これから、議案第16号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第16号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　それでは、追加をいたしました議案について御説明を申し上げます。

初めに、議案第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第18号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本定例会において、本年度の人事院勧告等に伴う職員の給与改定につきましては、先に

関係する条例の改正と補正予算の御議決をいただいたところであります。本案について、県においては職員の給与改定に合わせ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当の改定が行われる見込みであることから、本町におきましても同様に、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を0.1月引き上げるための関係条例を改正するものであります。

次に、議案第19号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、戸籍法の改正に伴い、手数料を徴収する事務として戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行などが追加されたことから、町手数料徴収条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第8次）についてであります。7,305万円を増額し、予算総額を68億5,723万4千円とするものであります。今時補正の内容といたしましては、国の令和5年度補正予算に伴い、低所得世帯の支援として1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金事業に係る経費を計上したほか、特別職及び議会議員の期末手当を0.1月増額するものであります。

次に、議案第21号、財産の取得について申し上げます。本案は、西会津診療所及び群岡診療所並びに奥川診療所に医事会計システム一体型の電子カルテシステムを新たに導入するものであり、その予定価格が700万円を超えることから、町条例の定めるところにより御提案申し上げるものであります。

以上、提出議案について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長 暫時休議といたします。

再開は午後1時です。

○議長 再開します。（13時00分）

日程第7、議案第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、去る8月7日、国の人事院は国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を民間の支給割合4.49月に見合うよう、現在の支給月数4.4月から期末・勤勉手当を0.1月引き上げ4.5月とすることについて、国会及び内閣に勧告を行ったところであります。また、県人事委員会においては、10月3日人事院勧告を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当の支給率を民間の支給割合4.46月に見合うよう、現在の支給月数4.35月から期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月、合わせて0.1月引き上げ4.45月とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。町長等の特別職の給与などにつきましては、従来から職員給与に対する勧告に準じて改正しているところでありますが、県特別職の期末手当が改正される見込みであることから、これに準じ町長等の特別職の期末手当を改正

するものであります。

それでは、改正条文について御説明申し上げますので、併せまして追加いたしました条例改正案新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条はその他の給与を規定しており、町長、副町長及び教育長の本年12月に支給する期末手当の支給率について、100分の162.5を100分の172.5に改め、0.1月引き上げるものであります。

次に、第2条につきましても町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。条例改正案新旧対照表の2ページを御覧ください。第4条は、その他の給与を規定しており、令和6年度以降の期末手当の支給率について、6月、12月ともに100分の72.5を100分の167.5に改正し平準化するものであります。

次に附則であります。施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものであります。第2項の改正条例案第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。第3項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

大変失礼いたしました。訂正をお願いしたいと思います。

第2条の規定におきまして、第4条の中で6月、12月とも100分の172.5と申し上げるところを100分の72.5と申し上げました。大変失礼いたしました。正しくは100分の172.5でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第17号、町長との給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を

議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 18 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、先の議案第 18 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でも御説明申し上げましたとおり、人事院勧告などによる職員の給与改定に準じ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げされる見込みであることから、町におきましても同様に町議会議員の期末手当を 0.1 月引き上げるものであります。

それでは、改正条文について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。第 7 条第 2 項は期末手当の額を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について 100 分の 162.5 を 100 分の 172.5 に改め、0.1 月分引き上げるものであります。次に、改正条例案第 2 条につきましても、議会議員の報酬及び費用弁償の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 4 ページを御覧ください。第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、令和 6 年度以降の期末手当の支給率について 6 月、12 月ともに 100 分の 167.5 に改正し平準化するものであります。

次に附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用するものであります。また、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 それでは訂正がございます。

○総務課長 すみません。大変失礼いたしました。本案に入る前のさっきの議案第 17 号と申し上げるべきところを、大変失礼いたしました。議案第 18 号と申し上げてしまいました。正しくは、議案第 17 号でございます。訂正させていただきます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 19 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第 19 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が今月 6 日に公布され、手数料を徴収する事務として戸籍謄本等の広域交付、戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行などが追加されたことから、町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。議案説明に入る前に、戸籍法改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正の概要について、本日お配りいたしました説明資料により御説明させていただきますので、こちらの議案第 19 号、説明資料を御覧いただきたいと思います。

今回の改正により、手数料を徴収する事務として追加されるものは、戸籍謄本等の広域交付、戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行及び届け書等情報内容証明の交付などがあります。初めに、資料左の戸籍謄本等の広域交付については、現状では自らや家族の戸籍謄本等について、本籍地の市町村の窓口や、郵便請求により交付請求し交付を受けることとなっておりますが、改正後は最寄りの市町村窓口で本人確認などがなされれば、その請求に基づき戸籍等の交付を受けられることになります。

次に、右上の戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行については、本籍地へ戸籍等電子証明書の発行を請求し、その識別符号の発行を受けることで、行政機関の戸籍記録事項の添付が必要な手続などを行う際、その識別符号を提出することにより手続に必要な戸籍記録事項の情報とすることが可能となります。

次に、右下の届け書等情報内容証明の交付については、届け書等の書類を画像情報として作成したものについて、内容に係る証明書の交付請求や閲覧請求が可能となるものであります。今回、この事務が追加されることに伴い、町条例を一部改正するものであります。それ

では、議案書に基づき改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表追加提案分の 5 ページを御覧願いたいと思います。

西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。第 2 条は、種類及び金額についての規定であり、第 1 項第 1 号は戸籍法の改正により、戸籍謄本等の交付について広域交付による徴収を可能とするよう改め、また、同じく法改正に伴い磁気ディスクで調整された戸籍の記録事項を証明した書面を戸籍証明に改めるものであります。

次に、第 2 号は、新たに追加される事務である戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手

数料を一件 400 円と定める規定を新規に追加するものであります。

次に、第 2 号を第 3 号に改め、除籍謄本等の交付について広域交付による徴収を可能とするよう改め、また、法改正に伴い磁気ディスクで調整された除籍の記録事項を証明した書面を除籍証明書に改めるものであります。

次に、第 4 号は新たに追加される事務である除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を 1 件 700 円と定める規定を新規に追加するものであります。

次に、第 3 号を第 5 号、及び第 4 号を第 6 号に改め、法改正に対応するため文言の削除及び修正を行ったものであります。

次に、第 5 号を第 7 号に改め、受理証明書の交付、届け書等の記載事項証明書の交付及び届け書等情報内容証明書の交付を加え、さらに第 6 号を第 8 号に改め、届け書等の閲覧や内容を表示したものの閲覧についてそれぞれ手数料を徴するよう規定するものであります。

次に、第 7 号から第 20 号まではそれぞれ 2 号ずつ繰り下げるものであります。

次に附則であります、本条例の施行期日でありまして、この条例は政令の施行日と同じく令和 6 年 3 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　条文の質問ではありませんけれども、関連ですのでちょっと質問します。

これは、本人請求は問題ないんですが、代理請求とかそういった面はどのようになっておるのでしょうか。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、12 番、武藤議員の御質問にお答えいたします。

この広域交付などの請求に際しましては、基本的には御本人のみが請求できるものでございまして、代理人による請求はできないこととなっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）を議題とし

ます。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 20 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）の調整について御説明いたします。

今時の補正につきましては、議案第 17 号及び議案第 18 号で御説明申し上げましたとおり、特別職及び議会議員の期末手当の引上げに伴うもののほか、低所得世帯へ 1 世帯当たり 7 万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金などを計上したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和 5 年度西会津町の一般会計補正予算（第 8 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,305 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 5,723 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入であります。14 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金 7,250 万円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上であります。18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 55 万円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

7 ページを御覧ください。

歳出であります。1 款議会費、1 項 1 目議会費 32 万 2 千円の増は、議会議員の期末手当の追加計上であります。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 15 万 9 千円の増は、町長、副町長の期末手当の追加計上であります。3 款民生費、1 項 6 目物価高騰対応重点支援給付金事業費 7,250 万円の増は、低所得世帯へ 1 世帯当たり 7 万円を給付するための消耗品費、郵便料、システム改修委託料のほか、給付金 7 千万円の新規計上であります。

8 ページを御覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 6 万 9 千円の増は、教育長の期末手当の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（8 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 21 号財産の取得について（電子カルテシステム）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第 21 号、財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の説明に入る前に、今回取得いたします電子カルテシステムの内容等について説明させていただきます。

今回、町診療所におきまして、従来の紙カルテに変え初めて電子カルテの導入を図るので、医事会計システム、いわゆるレセプトコンピューターと一体型の電子カルテシステムを導入することにより、診療所を利用される町民の皆さんの待ち時間短縮等の利便性向上、医療情報一元化による医師の診察支援、レセプトコンピューターと電子カルテの連携による医療事務の効率化を進めるものであります。今回のシステムは、診療所内に西会津診療所、群岡診療所、奥川診療所、それぞれのサーバーを配置し、サーバーを起点として診察室や処置室、各種検査室、事務室等に配置する端末を LAN でつなぎ、診療所内にネットワークを構築するものであります。

次に、今回の事業者選定の経過について申し上げます。お手元に配付いたしました議案第 21 号関係資料を御覧ください。

今回の電子カルテシステム導入に当たっては、価格だけではなくシステムの機能性や操作性、保守管理体制などを含め、総合的な評価が必要との判断から競争入札にはならず、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行ったところであります。本年 10 月 30 日からプロポーザルへの参加事業者を募集した結果、1 事業者より提案書の提出があったところであります。11 月 30 日に副町長を委員長とした 5 名の選定委員による審査会を開催し、事業者から実際にヒアリングを行い提案内容や業務実績等を審査した結果、ウィーメックス株式会社郡山営業所を契約候補者として選定したところであります。選定に当たってはあらかじめ評価基準を定め、選定委員がそれぞれ評価項目ごとに評点をつけ、集計して平均を算出した結果、5 の選定状況にあるとおり合計で 84 点となりました。合計 70 点以上を選定の基準としていましたので、審査会において合格としたところであります。

それでは、議案書を御覧ください。

取得する財産及び数量は、電子カルテシステム一式であります。取得の方法は売買。取得の金額は 2,310 万円。取得の相手方は、ウィーメックス株式会社郡山営業所長原田凌輔氏であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　何点かお尋ねします。

まず、関連でもあるのでちょっとお願いしたいんですけども、受診をする場合への影響。これから導入に当たるわけですけども、導入に当たって、例えば入替え等があったりして休診とかそういった影響はあるのかどうかっていうことを1点と、あと電子カルテということでデータの一括管理になるわけですけども、例えば西会津管内、西会津町内の診療所のつながりもそうですけども、他医療機関とのつながり等についてはどのようにされるのか。つながりを持ってやられるのか、その辺についてもお示しいただきたいと思います。あと、導入に当たってはやはりそれを使う医師・看護師の意見等というのは重要になってくるわけですけども、その辺りの意見についてもお示しいただきたいと思います。

○議長　健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長　荒海議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、このシステム導入による受診への影響ということでございますが、このシステム導入してすぐ紙カルテから切り替えるということではなくて、一定期間紙カルテを回しながら、順次電子カルテに移行していくという形を取りたいと考えております。休診などは今のところ考えていませんので、最初の一定期間は少し混乱することもあると思いますが、短くても数か月はそういった紙カルテと同時並行の運用になるかと思いますが、なるべく早い円滑な運用を目指してまいりたいと思います。

それから、他の医療機関との連携ということですが、今回のシステムは診療所内にサーバーを置いてそれを各診察室、検査室などを結ぶということで、診療所内で完結するシステムでございます。ただ、将来的には国でも今電子カルテの標準化ということで取り組んでいるということで、マイナンバーも関係して将来的にはこういうようなものはネットワークでつながるようになって想定されますが、現在のところは明らかになっておりませんので、今後の推移を注視したいと思います。

それから、今回システムの導入に当たって、医師・看護師など意見はということですが、医師からはこの導入に当たって個人情報などセキュリティ対策をしっかり行える体制を築いてほしいですとか、できるだけ手間を少なく機能性のいいものを導入してほしいというような御意見いただきましたので、そういったシステムを選定するように努めたところでございます。

以上です。

それから、今回のプロポーザルでの選定に当たっては、選定委員の中にも診療所医師にも参加いただいて選定作業に加わっていただいたところでございます。

○議長　6 番、荒海正人君。

○荒海正人　医師・看護師等の御理解もあつての導入だということでありました。実際に操作の部分も含めて、納得されて入れられたということでもよろしいですか。その点について再度確認と、あと将来的に他医療機関等との連携も含めてということでありましたけれども、将来的にそういう流れで、例えば今、今回導入されるやつが将来的にほかの医療機

関等につなげる場合、何でしょう。システム上可能なのか。その点についても確認と、あと先ほどセキュリティの話も出しましたが、その辺の対応についても確認されているのか。その点について、最後確認の意味合いも含めて御答弁をお願いします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 このシステムについて、医師等の納得いくものであったかということですが、この選定委員会の中で機能性・操作性について評価したところ、一度診療所内でもデモを行ったことある機種ですし、この選定に当たった医師からは、前に勤務していた医療機関で少し使ったことがあるというような話もありまして、操作性には問題ないであろうといった意見をいただいておりますので、その辺は機能性・操作性は期待できるレベルかなというふうに考えております。

それから、将来的な拡張性の件ですが、このシステム、先ほど診療所内で完結するシステムというふうに申し上げましたが、利用に当たっては、このウィーメックスという会社が持つデータセンターとのやり取りもクラウドでの利用というのも可能なシステムとなっていますので、オンラインでつなぐということには問題はないかなというふうに思いますが、この国のシステムとの連携というのはまだそこまで情報持っていないので、今後、その辺注視していきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

先ほどちょっと今答弁をお聞きしてたんですけども、私も同じ心配をしております、システムこれ本当電子カルテシステムに協力してくれる先生方には本当に感謝なんですけども、先生や患者さん、要は患者さんにいたっては体調が悪くて診療所にいらっしゃってるわけですから、先ほど混乱が予想されるというお話だったんですけども、その辺混乱ある程度するのかもしれないですけど、対策等は考えているのかどうか。くれぐれも体調が悪くて来ている患者さんたちに迷惑かからないように。最小限の負担、現場や患者さんへの負担でお願いしたいと思いますが、その辺の町の考え方をまず1点目お伺いいたします。

それと、これいつぐらいから工事等導入作業は始まるのかどうか。その辺も分かれば、患者さんのほうで分かれば、ある程度この時期はちょっとガチャガチャすんのかなというふうに分かるかと思いましたので、いつ頃から予定されてるのかどうかをお伺いしたいと思います。

3点目ですけども、今のお話聞いていると、今ある既存の紙ベースのデータに関してを移行するのではなくて、今後受付する情報に関してデータをデジタル化するっていう認識でよろしかったのかどうか。その辺も今まで紙ベースで周りのサポートも含めて連携してやっていただいたと思いますけども、そこら辺どのような体制なのか、今一度確認いたします。

最後なんですけども、不具合。例えば端末電源入らない、画面入らない等そういったトラブルが起きたときっていうのは、郡山市喜久田町にある会社だということですけども、いざというときの保守体制、バックアップ体制っていうのはどのようになっているのか。すぐ駆けつけてくれるのか、それとも代替機とかそういったものがあって対応できるのか

どうか。その辺の万が一のときの保守体制に関してもお示してください。

以上です。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

まず、システム導入について。できるだけ患者の負担を軽減していくというような取組についてですが、事業者からの提案でもあるんですが、しっかり診療所のスタッフの研修、操作説明。しっかり本格的な運用の前にやっていくということで考えております。

それから導入のスケジュールということですが、本格的に稼働させる時期は来年度になってからということになりますが、このシステムの納入期限は3月22日に設定しております。大体1月後半から2月末までにかけてシステムの構築を図っていくというような日程になっております。

それから、データの移行の件であります。基本情報、診療所にこられる患者さんの氏名・住所・年齢そういったものはあらかじめ移行しておきたいというふうに考えておりますが、医師が入力するカルテの部分。これについては、今のところ新しく診察したものを入力するというので、これまでの診察状況については紙カルテを見ながら同時並行で診察に当たって、これから診察するものについて入力していくという作業になるかと思っております。

それから、不具合があったときの保守管理体制ということですが、システムの障害などあった際には、このウィーメックス契約相手方本体も対応、郡山市ということで即来ていただくということもできますし、この提案の中にはウィーメックスと契約している保守加管理会社がありまして、そちらへの連絡でもすぐに対応できるという話がありましたので、二重でその辺はフォローしていきたいというような提案でした。

以上です。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 聞き方がちょっと悪かったですね。現場の混乱というのは操作方法じゃなくて、先ほどのお話だと、要はケーブルでつながっていくことですよね。LANケーブル。結局患者さんがいるところを例えばケーブルを引っ張ったり、先生がいる診察室にパソコンをどんと置いたりする作業を患者さんがいらっしゃるところでやるのかなと思ってたものですから、そういった負担等は大丈夫なのかということ。もちろんおっしゃったとおり、操作説明はもう今のうちからやっておかないと、入ってからでは遅いと思いますので、それは当然だと思いますが、その辺のハード的な面の現場の負担に関しては大丈夫なのかどうか。

それと、もし導入するんであれば1つ伺いたかったんですけども、それは例えば今診療所も結構老朽化が進んでるんですよね。なので改築等があったときとか、例えば新築でもそうなんですけども、移行とかっていうのはできるものなんですかね。LANケーブルでつながネットワーク、現場のネットワークっていうのはその辺もちょっとお聞きしたかったと思いました。

それと、保守管理会社も含めて今回設定業者以外にも対応してくれるので、いざというときはすぐ対応していただけるという認識でよろしかったのかどうかを再度伺いたいし

ます。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 ハード機器を導入する際に患者への影響はないかということですが、診察してる間にその脇で作業するということとは考えておりませんで、支障のないように、そういった診療業務に支障のないように導入していきたいと考えております。

それから、将来的にといいますか、移設できるかというふうなお話ですけども、主にハードウェアにソフトウェアが組み込まれているという機械ですので、LANを張り替えれば移設は可能かというふうに考えられます。

それから、保守管理の体制で先ほど申し上げましたが、このウィーメックスと協力関係にある事業者のほうで、そちらへの連絡でも障害時は対応できるということで提案いただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの答弁で、休診日とかに導入するわけではないって何かお話ししてたような気がするんですよ。支障ないようにやりますというふうにお話ししてましたけど、具体的にどんなふうにするのかも教えていただきたかったんです。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

診察の時間帯を避けて、時間外ですとか休日ですとか、そういった時間に導入を図っていきいたいという考え方であります。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 説明を受けてるんですけどちょっとイメージできないんで、議会報告会でも出された内容で、処置室がちょっと窮屈だと、物理的に。物理的なところで聞きたいんですが、システムを入れて今以上に空間間取りが圧迫されることがないのか。そういった便宜上の問題、不具合っていうのは大丈夫なのか。そこだけ確認したいです。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

今回初めての導入ということで入替えではありませんので、新たな機械を導入することで少しスペースは取るかと思いますが、大きな機械ではありませんので支障は最小限だと考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 仕様書の図面も何もちょっとないところであれですけども、今でも町の方からの声としてはちょっと手狭だという声もありますので、極力空間を広く取れるように鋭意努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 機器の設置については、事業者と相談して工夫してまいりたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、財産の取得について（電子カルテシステム）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、財産の取得について（電子カルテシステム）は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 1 号、西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議案第 1 号、西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例に関して説明をいたします。

提出先は、議長伊藤一男殿。提出者、武藤道廣。賛成者、三留正義、青木照夫、小林雅弘、荒海正人、仲川久人、以上です。

西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び西会津の市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

朗読をもって説明とします。

西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

「目的」

第 1 条、この条例は西会津町議会議員（以下議員という）が、西会津町に対し請負（第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じであります。）をするもの、またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

「報告」

第 2 条、議員は毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度における西会津町に対する請負について、議長に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。（１）請負ごとにそれぞれ次に掲げる事項、ア請負の対象とする役務、物件等、イ契約締結日、ウ契約金額（契約金額が定められている請負に限る）、エ当該 6 月 30 日の属する会計年度の全会計年度において支払いを受けた総額、（２）前号エに掲げる総額の合計額

2、議員は前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届けなければならない。

「報告の一覧の作成及び交渉」

第 3 条、議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があった

場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

「報告等の保存及び閲覧等」

第4条、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2、何人も議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧、または写しの交付を請求することができる。

「委任」

第5条、この条例の施行に関し、必要な事項は議長が定める。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

提出の理由としまして、地方自治法の一部改正により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、町に対し請負をする議員が各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額や請負の概要などを議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の請負の状況の透明性を確保するため条例を提出するものがあります。御審議の上、御賛同よろしくお願いします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は可決されました。

日程第13、議員派遣についてを議題とします。

来る12月19日火曜日に開催されます喜多方広域管内3市町村議会議員研修に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議員派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

日程第 14、常任委員会の継続調査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 15、議会運営委員会の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 16、議会活性化特別委員会の継続調査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○議長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和 5 年度一般会計及び特別会計補正予算案、財産の取得など町政が当面する重要な案件 21 件について御審議をいただいたのでありますが、

議員各位におかれましては特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

今年も残りわずかとなりました。今冬は暖冬との予報ではありますが、寒さが厳しさを増してきました。皆様には、なお一層御自愛の上、町政進展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。どうぞよい年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 12 月 8 日以来、本日までの 7 日間にわたり条例の一部改正をはじめ、令和 5 年度の補正予算、財産の取得、指定管理者の指定など多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において、議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては一層御自愛の上、よいお年を迎えられますよう祈念いたしますとともに、今後とも町政の積極的な推進に御精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和 5 年第 7 回西会津町議会定例会を閉会します。